農村活性化プロジェクト 研究資料 第5号

農業分野における障害者就労と農村活性化 - 障害者施設における農業活動に関するアンケート集計結果 及び特例子会社の農業分野への進出の現状と課題について -

平成24年10月

農林水産政策研究所

本刊行物は、農林水産政策研究所における研究成果をまとめたものですが、 学術的な審査を経たものではありません。研究内容の今後一層の充実を図る ため、読者各位から幅広くコメントいただくことができれば幸いです。

まえがき

本研究資料は、プロジェクト研究「効果的な農村活性化に向けた多様な主体との連携モデルの構築に関する研究」(平成 21 ~ 23 年度)で実施した小課題「社会福祉法人、NPO法人等と連携した農業生産振興や雇用促進等」の研究成果の一部である。

本研究の背景には、以下のような農業と農村及び福祉行政の変化がある。

農村は、農業生産活動の場であると同時に、自然環境の保全等の多様な役割を果たしているが、過疎化、高齢化の進展や混住化等により、農業の担い手不足から、その役割を十分に果たせない地域が増えてきており、こうした現状を打破し、農村を活性化することが重要な課題となっている。

一方で、福祉行政では、障害者が地域で安心して暮らせるノーマライゼーション社会の 実現を目指し、2006 年制定の障害者自立支援法によって、障害者が能力や適性に応じて、 自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、福祉サービスに係る給付や支 援が定められている。あわせて、障害者の法定雇用率の運用強化も進められている。しか しながら、近年における、地域経済の地盤沈下、中小企業の海外流出等により障害者が行 える仕事が減少している状況が続いている。

こうした背景の下、農業分野及び農業関連分野における障害者の就労が、農業者と社会福祉法人、NPO法人等が連携する形で、各地で展開されている。本研究では、こうした農業分野における障害者就労の実態を把握するとともに、効果的な連携のあり方を検討するものである。

本研究資料は、係る実態を把握・整理するため、これまで全体状況の把握が不十分であった福祉施設における農業活動についてアンケート分析を行うとともに、近年、農業分野での活動が活発化している特例子会社の取組実態を現地調査により把握したものである。なお、障害者福祉施設等における農業分野での具体的な活動事例については、前回報告書(プロジェクト研究資料第3号)で紹介したところであるが、本資料でも先進的な取組と目される4事例について、あわせて紹介している。これらの研究成果を農業分野における障害者就労促進を図るための資料として活用いただければ幸いである。

最後に、アンケートデータを提供いただいた「きょうされん」事務局、実態調査にご協力いただいた「タマアグリ株式会社」、「ハートランド株式会社」、「クボタサンベジファーム株式会社」、「センコースクールファーム鳥取株式会社」、「株式会社ひなり」、「農事組合法人共働学舎新得農場」、「農事組合法人京丸園株式会社」、「社会福祉法人白鳩会」、「指定障害者施設こころみ学園」の関係者の皆様に、厚く感謝申し上げる。

平成 24 年 10 月

農林水産政策研究所 農福連携チーム

農業分野における障害者就労と農村活性化

- 障害者施設における農業活動に関するアンケート集計結果 及び特例子会社の農業分野への進出の現状と課題について -

目 次

	ページ
第 I 部 障害者福祉施設における農業活動の実態と課題 - きょうされん「障害者の農業活動に関するアンケート」集計結果か	Б —
はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1. アンケートの実施・回収状況と回答事業所等の概況 ・・・・・・・・ 第 1-1 表 アンケート実施および回収状況 第 1-2 表 集計対象事業所等の概況	2
2. 農業活動の有無と農業開始時期 <集計対象:全サンプル> ・・・・ 第1図 農業活動の有無と農業開始時期 第2図 主要地域別にみた農業活動実施割合の変化	3
3. 農業活動の内容と取組理由 〈集計対象:「農業活動あり」〉 ・・・ 第3図 作業別にみた農業活動の実施割合 第4図 農業活動を行っている理由 第5図 農業開始時期と農業の収益上の位置づけとの対応 第6図 主要作業の実施状況 - 農業開始時期別,収益上の位置づけ別 - 第7図 農業実施の理由 - 農業開始時期別,収益上の位置づけ別 -	4
4. 農業活動を行いたい理由 <集計対象:「(今後) 取り入れたい」> ・・ 第8図 農業活動を行いたい理由	7
5. 農業活動を止めた理由 <集計対象:「取り入れたが止めた」> ・・・ 第9図 農業活動を止めた理由	7
6. 農業活動を取り入れていない理由 <集計対象:「(今後とも農業活動の)予定なし」> ・・・・・・・ 第10図 農業活動を取り入れていない理由(複数回答・単純集計) 第11図 農業活動を取り入れていない理由(階層別集計)	8
詳細データ(クロス表等)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
別紙 1 アンケート依頼状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 7

第Ⅱ 部	特例子会社の	典業分野へ	の進出の現状と課題	
加 田 印	付別丁云江ツ	辰未 カギー	ツ	

	ページ
1. 研究課題の背景, 位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 9
2. 特例子会社の概要と農業分野への進出状況 (1) 障害者雇用対策の沿革 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 1 3 2 3 5
3. 個別事例にみる農業活動の特徴(1)調査対象事例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 0 4 0
4. 実態調査報告 (1) タマアグリ株式会社 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 3 4 9 5 5 6 1 6 8 7 6
5. 農業分野に進出した社会福祉法人と特例子会社の比較分析結果 (1) 特例子会社の農業分野への進出の特徴 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 0 8 1 8 2
6. 今後の取り組み方向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 3
参考資料1 社会福祉法人、NPO法人、農業生産法人の活用事例 (1)指定障害者支援施設こころみ学園 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 5 9 7 1 0 3 1 0 9
(平成24年7月3日公表)	
おわりに 【執筆・調査分担(※執筆者)】 ※香月 敏孝 (農業・農村領域上席主任研究官) ※吉川 美由紀(農業・農村領域上席主任研究官) ※吉田 行郷 (政策研究調整官) ※濱田 健司 (客員研究員) ※飯田 恭子 (客員研究員) 出田 安利 (企画広報室長) 小林 茂典 (農業・農村領域総括上席主任研究官) 石原 清史 (政策研究調整官) 横堀 俊一 (政策研究調査官)	1 3 1

第 I 部 障害者福祉施設における農業活動の実態と課題

ーきょうされん「障害者の農業活動に関するアンケート」集計結果から一

はじめに

障害者の農業分野での就労は、大きく農業事業体等での雇用、障害者福祉施設での就労 (福祉的就労を含む) にわけることができる。

農業分野における障害者の就業実態について全体像を示すデータは、ほとんどないが、前者の農業事業体については、農村工学研究所(2010)によれば農業生産法人の 16 %が障害者を雇用しているとしている (1)。また、後者の福祉施設は、障害者福祉事業所等の全国組織である全国社会就労センター協議会(セルプ協)のデータベースによると、2010年 10 月時点で事業所等の 24 %が農業を障害者の就労活動に取り入れている (2)。以上のように、農業分野での障害者の就労は、農業事業体と福祉施設の双方で一定の割合をもって取り組まれている。

この両者のうち、障害者による農業分野の活動は、農業事業体よりも福祉施設の方が、 取組が活発であると目される。しかしながら、既存研究では前者の実態把握が先行⁽³⁾しており、後者の実態を把握した研究成果は少ない。実態調査に基づく個別事例の紹介・分析はあるものの、全体的な実態の把握はなおもって不十分な状況となっている。

障害者福祉施設における農業分野での活動は、近年活発化しているとみられ⁽⁴⁾、こうした展開を促進、支援するためにも、障害者施設における農業活動の全体的な状況を把握することが求められているといえる。このため、本稿では、アンケート分析に基づく福祉施設の全体的な取組状況の把握を行うこととした。

さて、分析の対象としたアンケートは、障害者施設の全国組織である「きょうされん」 (5) (東京都中野区) が実施した「障害者の農業活動に関するアンケート」である。この調査は、きょうされんにおいて就労機会の拡大分野として農業活動を位置づけ、会員施設での取組状況について把握し、互いの認識を深める目的で実施された。農林水産政策研究所では、このアンケート結果データを入手し、集計・分析を行った (6)。

なお、2010年時点で、「きょうされん」の会員施設の障害者数は約3.9万人(職員数約1.4万人)で、障害者の全国組織としては、全国社会就労センター協議会に次ぐ規模である。また、このアンケート集計対象の施設合計では、障害者数約1.9万人で、全国施設の障害者就労者が約17万人(7)とみられることから、その1割程度をカバーしていると考えられる。

1. アンケートの実施・回収状況と回答事業所等の概況

アンケート配布 1,553 事業所に対して,回答数 692 (回収率 44.6 %) 回答数のうち,有効回答件数 682 を集計対象として,2.以下の整理・分析を実施

アンケート実施主体	きょうされん							
配布日(配布方法)		2010年11月(郵送等)						
回収日(回収方法)	2010年12月~2011年2月 (ファックス受信)							
配布数	1,553 「きょうされん」会員の全事業所・施設							
回答数	692	回答割合(%)	44.6					
有効回答	685	14 // D II II (/ / / /	44.1					
有効件数	682	グループ事業所として複数 めて回答した件数が2(2事 所)	マ事業所分をまと マ業所、3事業					

第1-1表「障害者の農業活動に関するアンケート」実施および回収状況

集計対象事業所 682 件。利用者(障害者)数は19,350 人,1 事業所当たり利用者数は28.4 人。障害別の構成は知的障害者が58.2 %,精神障害者が23.8 %,身体障害者が13.6 %。事業所の種類を7種に分類。このうち、「生活介護」、「生活介護・就労支援事業所」は規模が大きく知的障害者の割合が高い、これに対して「小規模作業所」は規模が小さく、知的障害者よりも精神障害者の割合が高い。

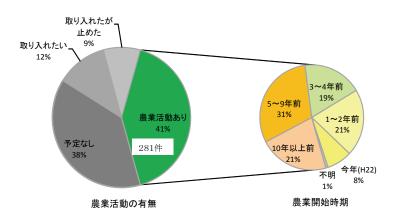
第1-2表 集計対象事業所等の概要

		/// .		713672	(障害	別)			
		集計件数	利用者 (障害者) 数	知的	精神	身体	その他 (不明含 む)	1件当たり 利用者数	知的障害 者の割合 (%)
計		682	19,350	11,270	4,605	2,626	849	28.4	58.2
	市区	599	16,997	9,929	4,104	2,268	696	28.4	58.4
	町村	83			501	358	153		
	北海道	34	743	304	258	94	87	21.9	
	東北	56			203	197	44		
事	北関東	17	496		119	35	27		
業	南関東	133		2042	1114	438	117		
所等	北陸	15		186	163	70	24		
ずの	東山	20		272	87	91	7	22.9	59.5
所	東海	61	1,830		288	333	3	30.0	
在	近畿	149		3626	988	604	225		
地	山陰	24		267	196	108	87	27.4	
別	山陽	42	1,441	748	445	105	143		
	四国	37	711	398	146	153	14		
	北九州	80		773	565	340	20		
	南九州	12	274	136	31	56	51		
	沖縄	2	18	14	2	2	0	9.0	77.8
事	就労支援事業所	163			1,853	490	158		42.6
業所	授産施設	118			599	583	193		64.6
等	小規模作業所	81	1,394		545	246	109		35.4
の	就労支援·生活介護	114			489	513	141		73.8
種	地域支援センター	112			831	326	115		40.6
類	生活介護	53			32	258	103		77.5
別	その他(不明含む)	41	1,474	978	256	210	30	36.0	66.4

2. 農業活動の有無と農業開始時期 <集計対象:全サンプル 682 件>

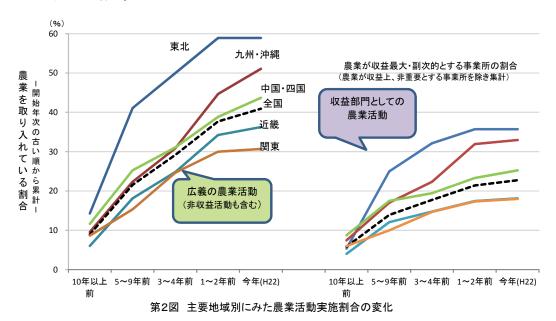
全件数 682 件のうち、農業活動を行っているのは 41 % (281 件)。行っていないが 59 %であるが、「取り入れたが止めた」が 9 %、「取り入れたい」が 12 %、「(今後とも) 予定なし」は 38 %。

農業活動を行っているうち、47 %が4年前までに農業を開始しており、総じて、農業活動の実施時期は近年の割合が高い。(※ただし、ここでの農業活動には非収益事業を含む広義の活動)



第1図 農業活動の有無と農業開始時期

農業活動を行っている割合や増加傾向は、地域により異なる。10年以上前では各地域とも10%程度の事業所が農業を実施、調査時点では東北が60%程度、九州・沖縄が50%強に対して、近畿、関東では30%台。収益部門としての農業活動も、東北、九州・沖縄では30%超に増加。



その他の特徴 【詳細データ:第2-1表~第2-4表】

町村に所在する事業所や事業所種類別で「生活介護」での農業取入れ割合が高い。

【第2-2表】

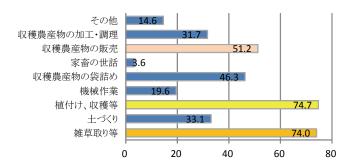
農業活動を取り入れている事業所は、総じて、知的障害者の割合が高く、施設規模(1事業所当たり利用者数)が大きい。【第2-3表】

知的障害者の割合が $60 \sim 80$ %の事業所で、農業活動を取り入れている割合が最も高く (55 %) く、20 %未満の事業所では「予定なし」の割合が高い。【第2-4 表】

3. 農業活動の内容と取組理由 <集計対象:「農業活動あり」281件>

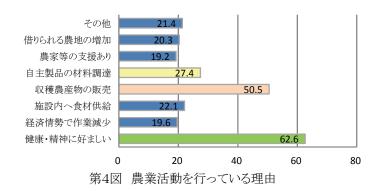
農業活動の具体的な作業内容【第3図】をみると、「植付け・収穫等」(75 %)、「雑草取り等」(74 %)、「収穫農産物の販売」(51 %)の順に多い(それぞれ農業活動実施全281事業所に占める作業実施事業所の割合)。

農業活動を行う理由【第4図】は、同じく、「健康・精神に好ましい」(63 %)、「収穫 農産物の販売」(51 %)、「自主製品の材料調達」(27 %)の順に多い。



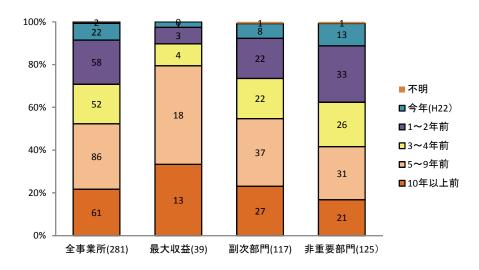
第3図 作業別にみた農業活動の実施割合

注. 農業活動実施の全281事業所に対して各作業(複数回答)を行っている 事業所の割合(%)



注. 農業活動実施の全281事業所に対して各理由(複数回答)をあげた事業所

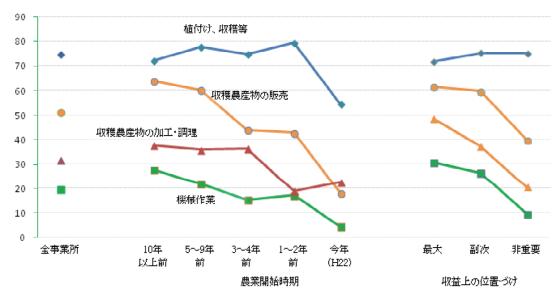
農業開始時期と農業の収益上の位置づけとの対応【第5図】は、収益上の位置づけが高い事業所ほど、農業開始年次が古い(農業活動実施期間が長い)傾向。農業を最大収益部門としている事業所の8割程度は5年以上前に農業を開始しているのに対して、非重要部門としている事業所では5年以上開始の割合は4割程度(5年未満が6割程度)。



第5図 農業開始時期と農業の収益上の位置づけとの対応 注. 図中の数値は事業所数.

上の傾向を踏まえて、開始時期・収益上の位置づけと作業内容・活動理由との関係に注 目して整理すれば以下のようになる。

作業実施割合と 開始時期・収益上の位置づけとの関係【第6図】は、「収穫農産物の販売」、「収穫農産物の加工・調理」、「機械作業」といった作業は、農業開始時期が古いほど、また、収益上の位置づけが大きいほど、実施割合が高い傾向。

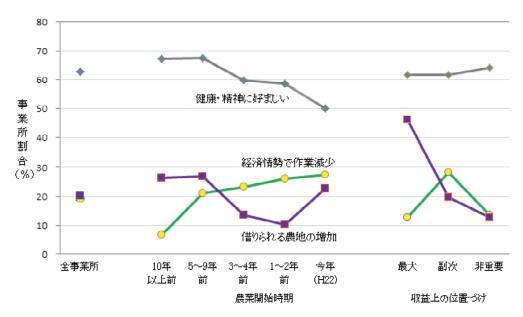


第6図 主要作業の実施状況 - 農業開始時期別、収益上の位置付け別-

農業実施の理由と開始時期・収益上の位置づけとの関係【第7図】は,

開始時期が古いほど「健康・精神に好ましい」が多いが、逆に「経済情勢で作業減少」は 近年になるほど多い。また、「借りられる農地の増加」は平成22年になって増加。

収益上の位置づけでは、それぞれ「最大」では「借りられる農地の増加」、「副次」では「経済情勢で作業減少」をあげる施設の割合が高い。



第7図 農業実施の理由 - 農業開始時期別、収益上の位置づけ別 -

その他の特徴 【詳細データ:第3-1表~第3-6表】

作業内容のうち、「機械作業」、「家畜の世話」を行っている割合が高いのは、九州・沖縄等。精神障害者の割合が多い事業所での実施割合も高く、これら作業は精神障害者が一定の関与をしている可能性あり。【第3-2表】

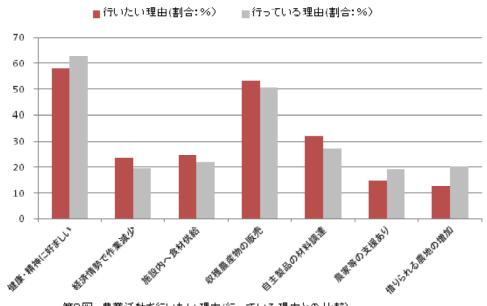
農業活動を実施している理由のうち、「経済情勢で作業減少」とする割合が高いのは、 町村部、中国・四国、多機能事業所。【第3-4表】

農業は知的割合が高いから低い、大規模から小規模事業所に広がる傾向。

【第3-5,6表】

4. 農業活動を行いたい理由 <集計対象:「(今後) 取り入れたい」81件>

農業活動を行いたい理由【第8図】(これまで農業を行っていなかったが、今後やってみたい)は、農業を行っている理由(前掲第4図)と同様の傾向を示す。ただし、「行っている」と比較して、「健康・精神に好ましい」が低く、「経済情勢で作業減少」、「収穫農産物の販売」、「自主製品の材料調達」等が多い点で、経済的な活動を指向している傾向がやや強いとみられる。



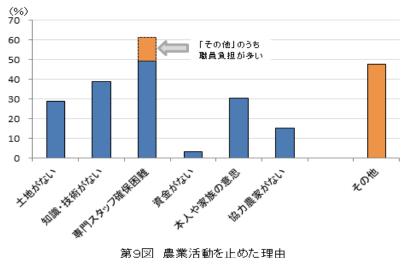
第8図 農業活動を行いたい理由(行っている理由との比較)

また、「その他」(18 件、22%) の理由のうち、「工賃アップや作業の幅を広げたい」が 5 件、「農業体験を重視」が 4 件。(第 4-3 表参照)

5. 農業活動を止めた理由 <集計対象:「取り入れたが止めた」59件>

農業活動を止めた理由【第9図】は、「専門スタッフ確保困難」(49 %)、「知識・技術がない」(39 %)、「本人や家族の意思」(31 %)、「土地がない」(29 %)をあげる事業所の割合が高い。「資金がない」(3 %)は僅か。

また、「その他」(48%, 28事例)をあげる事業所が多く、このうち、「職員の負担」が最も多く(10事例)、「専門スタッフ確保困難」をあげている事業所と重複しない回答7事例を合わせる(「専門スタッフ確保困難」+「職員の負担」)で6割超。このため、農業活動を止めた理由の大半は、スタッフの確保・負担となる。



第9図 農業活動を止めた理由

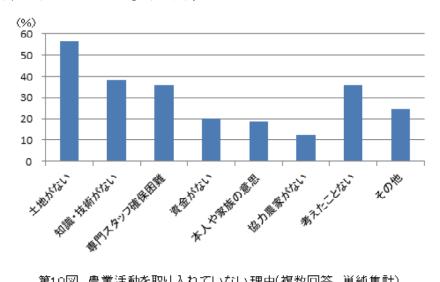
また、「その他」の中には、「収益や販路に問題」(5件)や「重度の知的障害者対応」 (2件)といった理由があるが、「専門スタッフ確保困難」との重複が多い。

【第5-3表】

6. 農業活動を取り入れていない理由

<集計対象:「(今後とも農業活動の)予定なし」261件>

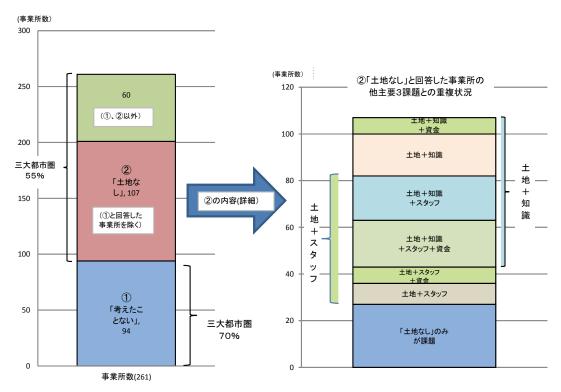
農業活動を取り入れていない(今後とも農業活動の予定なし)の理由【第10図】は、 多い順に,「土地がない」(57 %),「知識・技術がない」(38 %),「専門スタッフ確保困 難」(36%),「考えたことない」(36%)。



第10図 農業活動を取り入れていない理由(複数回答、単純集計)

以上の回答は、複数回答・単純集計(261 事業所)なので、【第 11 図】のように階層的に再整理してみると、

- ① 「考えたことがない」と回答した事業所(94 事業所) → 三大都市圏が 70 %
- ② ①を除いた事業所で「土地なし」と回答(107 事業所) → 他の課題との複合 回答が多い
- ③ ①, ②を除いた事業所(60事業所) <同23%>



第11図 農業を取り入れていない理由 (階層別集計)

注. 三大都市圏は、南関東(埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県)、東海(静岡県、愛知県、岐阜県、三重県)、近畿(滋賀県、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県)

(香月 敏孝・飯田 恭子)

- 注(1) 農村工学研究所が 2008 年に行ったアンケート調査結果によれば、農業生産法人 (476 サンプル) のうち 16 % が障害者を雇用している (農村工学研究所(2010)を参照)。
 - (2) 全国社会就労センター協議会(セルプ協)のデータベースに基づき筆者が集計したところ,2010年10月時点で農業を実施している事業所等の割合は24%(全事業所3,459のうち827事業所)となった。同データベースは就労支援事業の対象となる全施設・事業所の障害者数の5割程度をカバーしていると推計される。なお、同データベースは随時更新されており、直近のデータについては全国社会就労センター協議会ホームページ[1]を参照されたい。
 - (3) 農業法人等の農業経営体における障害者雇用に関して日本障害者雇用促進協会(1995, 1997, 1998)が行った 一連の先行研究成果があり、近年では農村工学研究所 (2009) 等があるほか、個別事例の取組紹介については

高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ情報等がある。こららは、一般企業における障害者雇用促進の一環として、農業分野での可能性を検討するための実態把握という性格が強いといえる。

- (4) 障害者施設の障害者の就労分野として、かつて中心的な作業であった工業部品の加工・組立の受注が景気後退により減少する状況のなか、就労拡大が期待されるのが、農業および食品加工分野とみられる。こうした実態については、全国社会就労センター協議会(2009)、農林水産政策研究所(2011)等を参照されたい。
- (5) 同組織は、1977年に「共同作業所全国連絡会」という名称で結成され、2001年に「きょうされん」に名称変更している。当初は、障害者の小規模作業所を中心とする組織であったが、そうした系譜を引き継ぎながら、障害者自立支援法の施行に伴って、現在では就労支援事業所、授産施設、地域活動支援センター、グループホーム、生活施設など幅広い分野にわたる障害者施設を会員とする全国組織として活動している。

具体的な活動としては、国や地方自治体への提言・請願、会員実態調査や研究・研修活動、作業所の運営資金支援や情報提供などである。

- (6) このアンケート調査の実施を提案したのは、きょうされん熊本支部の事務局長であった宮田喜代志氏(役職は当時)である。同氏がアンケート設計を行い、きょうされん本部と熊本支部が連携してアンケート配布・回収が行われた。なお、宮田氏は農林水産政策研究所の客員研究員でもあり、きょうされんと連携して農林水産政策研究所がアンケートの集計・分析を行うこととなった。
- (7) 厚生労働省ホームページ「障害者の就労支援対策の状況」によれば、平成 20 年 4 月時点の法定社会福祉施設 (就労支援事業所、授産施設) の施設利用者は 14.1 万人、平成 21 年 4 月時点の小規模作業所(法定外施設) の 利用者 2.6 万人となっており、両者をあわせると約 17 万人となる。

[引用·参考文献等]

- [1] 全国社会就労センター協議会(2009)「景気後退に伴う社会就労センターへの影響調査 [平成 21 年 5 月版] 調査 結果」
- [2] 日本障害者雇用促進協会(1995)『農業分野における障害者の積極的雇用促進方策に関する調査研究報告書』
- [3] 日本障害者雇用促進協会(1997) 『農業分野における障害者の積極的雇用促進方策に関する調査研究報告書Ⅱ』
- [4] 日本障害者雇用促進協会(1998)『農業分野における障害者の積極的雇用促進方策に関する調査研究報告書Ⅲ』
- [5] 農村工学研究所(2009) 『農業分野における障害者就労マニュアル』
- [6] 農村工学研究所(2010)「農業分野での障がい者就労の類型化による支援課題の抽出とその解決方策」『農村工学研究所技報』第210号
- [7] 農林水産政策研究所(2011) 『農業分野における障害者就労と農村活性化ー社会福祉法人,NPO法人,農業生産法人の活動事例を中心に一』農村活性化プロジェクト研究資料第3号

ホームページ

- [1] 全国社会就労センター協議会(セルプ協), http://www.selp.or.jp/index.html
- [2] 厚生労働省「障害者の就労支援対策の状況」 http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/service/shurou.html
- [3] 高齢・障害・求職者雇用支援機構「障害者雇用事例レファレンスサービス」 http://www.ref.jeed.or.jp/

詳細データ (クロス表等)

第1-3表 きょうされん事業所データとの照合

データ	区分	>	事業所数	農業実施 事業所数	農業実施(%	
			1,464	276	18.9	
事業所データ	アンケー	卜非回答	809	122	15.1	
	アンケー	ート回答	655	154	23.5	
	計		655	266	40.6	
アンケート結 果	収益上での 農業部門	最大 副次		36 112	5.5 17.1	} 22.6
	の位置づけ	非重要		118	18.0	

注. 「きょうされん」事業所データに記載のある自主製品および下請け事業から農業部分を抽出し、 アンケート結果と照合. 欠損データのある事業所、照合できない事業所を除き集計.

第2-1表 農業活動の実施状況

<u> </u>	2 · · · · · · · ·	
	実数	割合(%)
計 <u></u>	682	100.0
取り入れている	281	41.2
取り入れていない	401	58.8
取り入れたい	81	11.9
予定なし	261	38.3
取り入れたが止めた	59	8.7

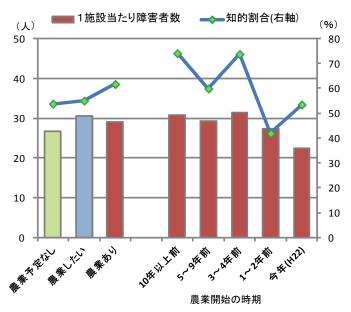
第2-2表 農業活動の実施状況(事業所の所在地・種類別)

	>14-		事業所等の割合(%)								
			事業所等の割合(%)								
				農業活動を	取り入れている	農業活動	動を取り入れて	ていない			
		集計件数	1		植付け、収穫 等のほ場作業 を実施	取り入れた	予定なし	取り入れたが止めた			
計		682	100.0	41.2	30.8	11.9	38.3	8.7			
	市区	599	100.0	38.7	29.4	12.0	40.6	8.7			
_	町村	83	100.0	59.0	41.0	10.8	21.7	8.4			
事業	北海道	34	100.0	41.2	32.4	5.9	50.0	2.9			
所	東北	56	100.0	58.9	44.6	8.9	26.8	5.4			
等	関東	150	100.0	31.3	23.3	12.0	45.3	11.3			
の	東山·北陸	35	100.0	62.9	34.3	8.6	17.1	11.4			
所在	東海	61	100.0	29.5	24.6	11.5	50.8	8.2			
地		149	100.0	36.2	28.2	12.8	40.9	10.1			
	中国•四国	103	100.0	43.7	33.0	16.5	30.1	9.7			
	九州・沖縄	94	100.0	51.1	38.3		34.0	4.3			
事	就労支援事業所	163	100.0	41.1	29.4	13.5	38.7	6.7			
業	授産施設	118	100.0	40.7	30.5	8.5	43.2	7.6			
所等	小規模作業所	81	100.0	38.3	24.7	12.3	35.8	13.6			
争の	就労支援·生活介護	114	100.0	36.8	28.9	14.9	35.1	13.2			
種	地域支援センター	112	100.0	42.9	32.1	8.9	42.0	6.3			
類	生活介護	53	100.0	50.9	41.5	7.5	32.1	9.4			
別	その他	41	100.0	43.9	36.6	19.5	34.1	2.4			
	障害者数(計)	19,350	100.0	42.1	32.4	12.8	35.9	9.2			

第2-3表 農業活動の実施状況(障害種類別の構成、事業所の種類・規模から みて)

			農業活動を	取	り入れてい	ない
		計	展集活動を 取り入れて いる	取り入れ たい	予定なし	取り入れた が止めた
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
障害別 の割合	知的	58.2	61.7	55.0	53.8	64.1
(%)	精神	23.8	22.8	27.8	24.9	18.4
	身体	13.6	11.4	11.9	16.9	13.0
	計	28.4	29.0	30.6	26.6	30.1
	就労支援事業所	26.9	27.7	28.1	25.7	26.8
1事業 所当た	授産施設	32.9	37.5	37.7	26.3	40.4
り利用	小規模作業所	17.2	16.5	18.9	16.4	20.0
者数 (人)	就労支援·生活介護	37.9	39.2	39.6	35.7	38.4
V V	生活介護	32.9	27.6	48.8	36.1	38.4
	地域支援センター	19.1	18.8	20.9	19.9	14.1

注.網掛けは各項目の平均よりも大.



第2-1図 施設規模・知的障害者割合と農業活動との関係

第2-4表 農業活動の実施状況(知的障害者が占める割合からみた事業所別)

	772 4X	灰木1口:	反来伯勒》,关他们仍(邓明军百名》"日沙岛时日》"马沙尼事来/月别)									
	障害者に			事業所数割合(%)								
占める		カ ス		農業活動		取	り入れていな	い				
知	的障害者 の割合	事業所数	盐	を取り入れている	植付け、収穫 等のほ場作業 を実施	取り入れたい	予定なし	取り入れたが 止めた				
計		682	100.0	41.2	30.8	11.9	38.3	8.7				
	100%	163	100.0	42.9	33.1	10.4	37.4	9.2				
	80~100未満	136	100.0	42.6	35.3	13.2	31.6	12.5				
	60~80	56	100.0	55.4	41.1	12.5	25.0	7.1				
	40~60	60	100.0	46.7	38.3	10.0	38.3	5.0				
	20~40	80	100.0	46.3	30.0	8.8	38.8	6.3				
	1~20	65	100.0	35.4	21.5	13.8	44.6	6.2				
	0	102	100.0	25.5	18.6	14.7	51.0	8.8				

注. 障害種別の利用者数が不明の事業所(20事業所)の掲示は省略.

第3-1表 作業別にみた農業活動(事業所数、障害者数)-実数-

<集計対象:農業活動あり>

					7/4	「刈 豕:店 作業!	別にみた		カ(複数[司攵)		
			農業実施 事業所数			11 / /	33(00)70		3 (123)		収穫農	
		•障害者 数	雑草取り 等	土づくり	植付け、 収穫等	機械作業	収穫農 産物の 袋詰め	家畜の 世話	収穫農 産物の 販売	産物の 加工・調 理	その他	
		計	281	208	93	210	55	130	10	144	89	41
		市区	232	174	77	176	45	102	7	115	69	35
		町村	49	34	16	34	10	28	3	29	20	6
		北海道	14	12	4	11	2	5	1	9	5	0
		東北	33	28	8	25	7	20	2	19	8	4
	所在	関東	47	38	25	35	7	21	1	28	15	9
	地	東山·北陸	22	11	4	12	3	8	0	10	7	3
		東海	18	15	7	15	3	10	0	10	9	0
		近畿	54	37	21	42	6	25	0	24	17	6
		中国•四国	45	33	14	34	13	18	2	23	16	8
		九州•沖縄	48	34	10	36	14	23	4	21	12	11
		就労支援事業所	67	48	22	48	17	29	7	31	24	11
	事務	授産施設	48	30	16	36	8	29	1	30	20	6
	所等 の種	小規模作業所 就労支援·生活介護	31 42	21 34	12 12	20 33	4 12	11 15	1 0	16 17	9 12	7 6
事	類	地域支援センター	48	41	14	36	10	20	1	27	9	4
業		生活介護	27	17	11	22	0	17	0	16	8	4
所数		10年以上前	61	45	21	44	17	34	7	39	23	8
奴	農業開始時期	5~9年前	86	62	29	67	19	49	1	52	31	11
		3~4年前	52	40	19	39	8	19	0	23	19	9
		1~2年前	58	46	15	46	10	22	2	25	11	9
		今年(H22)	22	13	7	12	1	5	0	4	5	4
	収益 上の	最大	39	28	8	28	12	28	2	24	19	6
	位置	副次	117	87	44	88	31	71	5	70	44	18
	づけ	非重要	125	93	41	94	12	31	3	50	26	17
		100%	70	52	26	54	9	35	1	40	25	14
		80~100	58	46	18	48	9	34	1	36	21	6
	知的	60~80	31	22	17	23	12	15	3	15	10	5
	障害	40~60	28	24	7	23	9	13	2	14	8	0
	者の 割合	20~40	37	26	9	24	8	15	2	17	10	5
	H.1	1~20	23	14	5	14	3	8	1	11	7	4
		0	26	19	10	19	4	8	0	9	6	5
		不明	8	5	1	5	1	2	0	2	2	2
		計	8,156	6,192	2,902	6,271	1,776	3,935	237	4,640	2,715	1,073
障		知的	5,033		1,883	4,027	1,060	2,688	120	3,076	1,786	687
害者	障害 の種	精神	1,859	1,476	535	1,324	471	685	81	1,050	519	213
数	類	身体	926	625	403	699	172	394	31	387	309	143
		その他 (不明を含む)	338	205	81	221	73	168	5	127	101	30
		計	29.0	29.8	31.2	29.9	32.3	30.3	23.7	32.2	30.5	26.2
1施 設当	_,	知的	17.9	18.7	20.2	19.2	19.3	20.7	12.0	21.4	20.1	16.8
たり	障害 の種	精神	6.6	7.1	5.8	6.3	8.6	5.3	8.1	7.3	5.8	5.2
障害 者数	類	身体	3.3	3.0	4.3	3.3	3.1	3.0	3.1	2.7	3.5	3.5
		その他 (不明を含む)	1.2	1.0	0.9	1.1	1.3	1.3	0.5	0.9	1.1	0.7

第3-2表 作業別にみた農業活動-割合-

						農業	業活動の 第	尾施割合(%)			
			農業実施					(作業別)				
			展業 見 事業所数 ・障害者 数	雑草取り 等	土づくり	植付け、 収穫等	機械作業	収穫農産 物の袋詰 め	家畜の世 話	収穫農産 物の販売	収穫農産 物の加 工・調理	その他
		計	100.0	74.0	33.1	74.7	19.6	46.3	3.6	51.2	31.7	14.6
		市区	100.0	75.0	33.2	75.9	19.4	44.0	3.0	49.6	29.7	15.1
		町村	100.0	69.4	32.7	69.4	20.4	57.1	6.1	59.2	40.8	12.2
		北海道	100.0	85.7	28.6	78.6	14.3	35.7	7.1	64.3	35.7	0.0
		東北	100.0	84.8	24.2	75.8	21.2	60.6	6.1	57.6	24.2	12.1
	所在	関東	100.0	80.9	53.2	74.5	14.9	44.7	2.1	59.6	31.9	19.1
	地	東山・北陸	100.0	50.0	18.2	54.5	13.6	36.4	0.0	45.5	31.8	13.6
		東海	100.0	83.3	38.9	83.3	16.7	55.6	0.0	55.6	50.0	0.0
		近畿	100.0	68.5	38.9	77.8	11.1	46.3	0.0	44.4	31.5	11.1
		中国・四国	100.0	73.3	31.1	75.6	28.9	40.0	4.4	51.1	35.6	17.8
		九州·沖縄	100.0	70.8	20.8	75.0	29.2	47.9	8.3	43.8	25.0	22.9
		就労支援事業所	100.0	71.6	32.8	71.6	25.4	43.3	10.4		35.8	16.4
	事務	授産施設	100.0	62.5	33.3	75.0	16.7	60.4	2.1	62.5	41.7	12.5
	所等 の種	小規模作業所 就労支援·生活介護	100.0 100.0	67.7 81.0	38.7 28.6	64.5 78.6	12.9 28.6	35.5 35.7	3.2 0.0	51.6 40.5	29.0 28.6	22.6 14.3
事	類	地域支援センター	100.0	85.4	29.2	75.0	20.8	41.7	2.1	56.3	18.8	8.3
業		生活介護	100.0	63.0	40.7	81.5	0.0	63.0	0.0	59.3	29.6	14.8
所割		10年以上前	100.0	73.8	34.4	72.1	27.9	55.7	11.5	63.9	37.7	13.1
合	農業	5~9年前	100.0	72.1	33.7	77.9	22.1	57.0	1.2	60.5	36.0	12.8
	開始	3~4年前	100.0	76.9	36.5	75.0	15.4	36.5	0.0	44.2	36.5	17.3
	時期	1~2年前	100.0	79.3	25.9	79.3	17.2	37.9	3.4	43.1	19.0	15.5
		今年(H22)	100.0	59.1	31.8	54.5	4.5	22.7	0.0	18.2	22.7	18.2
	収益	最大	100.0	71.8	20.5	71.8	30.8	71.8	5.1	61.5	48.7	15.4
	上の 位置	副次	100.0	74.4	37.6	75.2	26.5	60.7	4.3	59.8	37.6	15.4
	づけ	非重要	100.0	74.4	32.8	75.2	9.6	24.8	2.4	40.0	20.8	13.6
		100%	100.0	74.3	37.1	77.1	12.9	50.0	1.4	57.1	35.7	20.0
		80~100	100.0	79.3	31.0	82.8	15.5	58.6	1.7	62.1	36.2	10.3
	知的	60~80	100.0	71.0	54.8	74.2	38.7	48.4	9.7	48.4	32.3	16.1
	障害	40~60	100.0	85.7	25.0	82.1	32.1	46.4	7.1	50.0	28.6	0.0
	者の 割合	20~40	100.0	70.3	24.3	64.9	21.6	40.5	5.4	45.9	27.0	13.5
	립니다	1~20	100.0	60.9	21.7	60.9	13.0	34.8	4.3	47.8	30.4	17.4
		0	100.0	73.1	38.5	73.1	15.4	30.8	0.0	34.6	23.1	19.2
		不明	100.0	62.5	12.5	62.5	12.5	25.0	0.0	25.0	25.0	25.0
		計	100.0	75.9	35.6	76.9	21.8	48.2	2.9	56.9	33.3	13.2
障害		知的	100.0	77.2	37.4	80.0	21.1	53.4	2.4	61.1	35.5	13.6
害者	障害	精神	100.0	79.4	28.8	71.2	25.3	36.8	4.4	56.5	27.9	11.5
割	の種 類	身体	100.0	67.5	43.5	75.5	18.6	42.5	3.3	41.8	33.4	15.4
合	754	その他 (不明を含む)	100.0	60.7	24.0	65.4	21.6	49.7	1.5	37.6	29.9	8.9
p-la		計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
障害		知的	61.7	62.8	64.9	64.2	59.7	68.3	50.6	66.3	65.8	64.0
者	障害の種	精神	22.8	23.8	18.4	21.1	26.5	17.4	34.2	22.6	19.1	19.9
割合	の種 類	身体	11.4	10.1	13.9	11.1	9.7	10.0	13.1	8.3	11.4	13.3
П		その他 (不明を含む)	4.1	3.3	2.8	3.5	4.1	4.3	2.1	2.7	3.7	2.8

第3-3表 農業活動を行う理由(事業所数、障害者数)-実数-<集計対象:農業活動あり>

			ette Mik i til 11		来 II	聚: 農業 農業活	動を行う理		汝回答)		
			農業実施	facts and a shorter	67 \d-141		(B)(C) 1) / 5		X四石7	/#blo 8 1.	
			事業所数 ・障害者	健康・精神に好ま	経済情勢 で作業減	施設内へ	収穫農産	自主製品 の材料調	農家等の	借りられ る農地の	その他
			数	しい	少	食材供給	物の販売	達	支援あり	増加	.C071E
		計	281	176	55	62	142	77	54	57	60
		市区	232	152	39	51	117	61	47	46	54
		町村	49	24	16	11	25	16	7	11	6
		北海道	14	9	4	3	6	6	0	1	3
		東北	33	23	5	11	23	13	7	12	4
	所在	関東	47	35	3	10	28	10	11	4	10
	地	東山・北陸	22	11	5	5	12	6	2	8	5
		東海	18	9	4	3	9	6	7	2	3
		近畿	54	30	10	11	17	10	10	11	15
		中国•四国	45	30	14	6	23	12	10	11	12
		九州・沖縄	48	29	10	13	24	14	7	8	8
		就労支援事業所	67	40	13	14	36	23	8	16	11
	事務	授産施設	48	23	9	13	26	15	14	11	8
	所等	小規模作業所	31	21	6	7	16	7	6	3	9
	の種	就労支援•生活介護	42	26	10	10	16	8	6	4	10
事	類	地域支援センター	48	35	10	12	27	12	14	13	8
業		生活介護	27	19	3	2	13	7	4	6	7
所		10年以上前	61	41	4	13	41	16	16	16	8
数	農業	5~9年前	86	58	18	25	51	29	20		14
	開始 時期	3~4年前	52	31	12	14	23	16	8	7	13
		1~2年前	58	34	15	9	23	11	7	6	16
		今年(H22)	22	11	6	1	4	5	2	5	9
	収益 上の	最大	39	24	5	7	25	17	11	18	11
	位置	副次	117	72	33	21	75	37	22	23	17
	づけ	非重要	125	80	17	34	42	23	21	16	32
		100%	70	52	9	13	38	23	14	13	17
		80~100	58	29	13	11	35	16	11	14	12
	知的	60~80	31	18	9	8	15	11	2	5	7
	障害	40~60	28	20	4	7	16	7	7	8	4
	者の割み	20~40	37	22	9	8	14	8	5	9	6
	割合	1~20	23	16	4	3	10	6	5	4	5
		0	26	14	4	9	10	6	8	3	7
		不明	8	5	3	3	4	0	2	1	2
	ı	計	8,156	5,139	1,621	2,137	4,029	2,285	1,618	1,801	1,474
障害者		知的	5,033	3,277	996	1,208	2,608	1,561	958	1,223	870
害	障害	精神	1,859	1,222	311	439	890	431	432	412	379
数	の種 類	身体	926	518	205	342	412	276	176	130	188
,,,,	754	その他 (不明を含む)	338	122	109	148	119	17	52	36	37
		計	29.0	29.2	29.5	34.5	28.4	29.7	30.0	31.6	24.6
1施		知的	17.9	18.6	18.1	19.5	18.4	20.3	17.7	21.5	14.5
設当たり	障害	精神	6.6	6.9	5.7	7.1	6.3	5.6	8.0	7.2	6.3
障害	の種	身体	3.3	2.9	3.7	5.5	2.9	3.6	3.3	2.3	3.1
者数	類	その他 (不明を含む)	1.2	0.7	2.0	2.4	0.8	0.2	1.0	0.6	0.6

第3-4表 農業活動を行う理由-割合-

			第3一			2行り埋日 行る名 理せ			の事(人 (0)	/)	
				莀	未佔男ど		まを挙げた			0/	
			農業実施	factor 1 to 1 to 1	fort a last a last	辰耒佰	動を行う理		女回答)	Mar S. J.	
			事業所数 •障害者	健康・精神に好ま	経済情勢 で作業減	施設内へ	収穫農産	自主製品 の材料調	農家等の	借りられる 農地の増	その他
			数	世に好ま	少少	食材供給	物の販売	がががら	支援あり	展地の増加	てのIII
		計	100.0	62.6	19.6	22.1	50.5	27.4	19.2	20.3	21.4
		市区	100.0	65.5	16.8	22.0	50.4	26.3	20.3	19.8	23.3
		町村	100.0	49.0	32.7	22.4	51.0	32.7	14.3	22.4	12.2
		北海道	100.0	64.3	28.6	21.4	42.9	42.9	0.0	7.1	21.4
		東北	100.0	69.7	15.2	33.3	69.7	39.4	21.2	36.4	12.1
	所在	関東	100.0	74.5	6.4	21.3	59.6	21.3	23.4	8.5	21.3
	地	東山·北陸	100.0	50.0	22.7	22.7	54.5	27.3	9.1	36.4	22.7
		東海	100.0	50.0	22.2	16.7	50.0	33.3	38.9		16.7
		近畿	100.0	55.6	18.5	20.4	31.5	18.5	18.5	20.4	27.8
		中国・四国	100.0	66.7	31.1	13.3	51.1	26.7	22.2	24.4	26.7
		九州・沖縄	100.0	60.4	20.8	27.1	50.0	29.2	14.6	16.7	16.7
		就労支援事業所	100.0	59.7	19.4	20.9	53.7	34.3	11.9	23.9	16.4
	事務	授産施設	100.0	47.9	18.8	27.1	54.2	31.3	29.2		16.7
	所等の無	小規模作業所	100.0	67.7	19.4	22.6	51.6	22.6	19.4	9.7	29.0
事	の種 類	就労支援・生活介護	100.0	61.9	23.8	23.8	38.1	19.0	14.3	9.5	23.8
事業	754	地域支援センター	100.0	72.9	20.8	25.0	56.3		29.2	27.1	16.7
所		生活介護	100.0	70.4	11.1	7.4	48.1	25.9	14.8	22.2	25.9
割	ᄲ	10年以上前 5~9年前	100.0 100.0	67.2 67.4	6.6 20.9	21.3 29.1	67.2 59.3	26.2 33.7	26.2 23.3	26.2	13.1 16.3
合	農業	3~4年前	100.0	59.6	23.1	26.9	44.2	30.8	23.3 15.4	26.7 13.5	25.0
	開始時期	1~2年前	100.0	58.6	25.9	15.5	39.7	19.0	12.1	10.3	27.6
		今年(H22)	100.0	50.0	27.3	4.5	18.2	22.7	9.1	22.7	40.9
	収益	最大	100.0	61.5	12.8	17.9	64.1	43.6	28.2	46.2	28.2
	上の										
	位置	副次	100.0	61.5	28.2	17.9	64.1	31.6	18.8	19.7	14.5
	づけ	非重要	100.0	64.0	13.6	27.2	33.6	18.4	16.8	12.8	25.6
		100%	100.0	74.3		18.6	54.3	32.9	20.0	18.6	24.3
		80~100	100.0	50.0	22.4	19.0	60.3	27.6	19.0	24.1	20.7
	知的	60~80	100.0	58.1	29.0	25.8	48.4	35.5		16.1	22.6
	障害 者の	40~60	100.0	71.4		25.0	57.1	25.0	25.0	28.6	14.3
	割合	20~40	100.0	59.5	24.3	21.6	37.8	21.6	13.5	24.3	16.2
	ни	1~20	100.0	69.6	17.4	13.0	43.5	26.1	21.7	17.4	21.7
		0 不明	100.0 100.0	53.8 62.5	15.4 37.5	34.6 37.5	38.5 50.0	23.1 0.0	30.8 25.0	11.5 12.5	26.9 25.0
		計 計	100.0	63.0	19.9	26.2	49.4	28.0	19.8	22.1	18.1
障	ı	知的	100.0	65.1	19.8	24.0	51.8	31.0	19.0	24.3	17.3
害者	陪宝	精神			16.7					22.2	
者	障害 の種		100.0			23.6	47.9	23.2	23.2		20.4
割合	類	身体 その他	100.0		22.1	36.9	44.5	29.8	19.0	14.0	20.3
П		(不明を含む)	100.0	36.1	32.2	43.8	35.2	5.0	15.4	10.7	10.9
17 th		=	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
障害		知的	61.7	63.8	61.4	56.5	64.7	68.3	59.2	67.9	59.0
害者	障害	精神	22.8	23.8	19.2	20.5	22.1	18.9	26.7	22.9	25.7
割	の種	身体	11.4	10.1	12.6	16.0	10.2	12.1	10.9	7.2	12.8
合	類	その他(不明な会は)	4.1	2.4	6.7	6.9	3.0	0.7	3.2	2.0	2.5
		(不明を含む)									

第3-5表 農業開始時期別、収益上の位置づけ別にみた農業活動(事業所数、障害者数) <集計対象:農業活動あり>

			農業実施			農業開	始時期			収益.	上の位置	づけ
	計		事業所数 •障害者 数	10年以 上前	5~9年 前	3~4年 前	1~2年 前	今年 (H22)	不明	最大	副次	非重要
		計	281	61	86	52	58	22	2	39	117	125
		市区	232	51	70	49	45	15	2	34	89	109
		町村	49	10	16	3	13	7	0	5	28	16
		北海道	14	1	6	3	1	2	1	1	4	9
		東北	33	8	15	5	5	0	0	4	16	13
	所在	関東	47	13	10	14	8	1	1	4	23	20
	地	東山·北陸	22	4	6	4	6	2	0	1	7	14
		東海	18	5	5	2	3	3	0	2	10	6
		近畿	54	9	18	10	14	3	0	7	20	27
		中国•四国	45	12	14	6	8	5	0	11	15	19
		九州•沖縄	48	9	12	8	13	6	0	9	22	17
事		就労支援事業所	67	12	17	9	21	8	0	8	34	25
事業所	事務	授産施設	48	15	16	8	7	1	1	6	20	22
数	所等	小規模作業所	31	9	6	6	7	2	1	6	12	13
	の種類	生活介護·就労支援	42	8	6	16	9	3	0	4	19	19
	754	地域支援センター	48	6	26	6	8	2	0	7	15	26
		生活介護	27	6	10	5	1	5	0	3	12	12
		100%	70	22	22	15	6	5	0	9	31	30
		80~100	58	17	14	15	10	2	0	9	29	20
	知的	60~80	31	4	14	6	4	3	0	1	16	14
	障害	40~60	28	4	8	4	11	1	0	9	8	11
	者の 割合	20~40	37	5	11	6	9	5	1	5	16	16
	плп	1~20	23	3	7	1	8	4	0	3	7	13
		0	26	5	8	4	7	1	1	3	7	16
		不明	8	1	2	1	3	1	0	0	3	5
		計	8,156	1,871	2,523	1,633	1,584	494	51	1,097	3,466	3,593
障		知的	5,033	1,386	1,511	1,204	663	264	5	651	2,329	2,053
害者	障害の新	精神	1,859	344	549	139	627	154	46	336	686	837
数	の種 類	身体	926	111	284	265	209	57	0	110	278	538
		その他 (不明を含む)	338	30	179	25	85	19	0	0	173	165
		計	29.0	30.7	29.3	31.4	27.3	22.5	25.5	28.1	29.6	28.7
1事 業所		知的	17.9	22.7	17.6	23.2	11.4	12.0	2.5	16.7	19.9	16.4
業所当たり障	障害の新	精神	6.6	5.6	6.4	2.7	10.8	7.0	23.0	8.6	5.9	6.7
害者数	の種 類	身体	3.3	1.8	3.3	5.1	3.6	2.6	0.0	2.8	2.4	4.3
,,,		その他 (不明を含む)	1.2	0.5	2.1	0.5	1.5	0.9	0.0	0.0	1.5	1.3

第3-6表 農業開始時期別、収益上の位置づけ別にみた農業活動(事業所数、障害者数)(割合:%)

					事業	業所および	/障害者	計に対す	5割合(%	6)		
			農業実施			農業開	始時期			収益.	上の位置	づけ
			事業所数 •障害者 数	10年以 上前	5~9年 前	3~4年 前	1~2年 前	今年 (H22)	不明	最大	副次	非重要
		計	100.0	21.7	30.6	18.5	20.6	7.8	0.7	13.9	41.6	44.5
		市区	100.0	22.0	30.2	21.1	19.4	6.5	0.9	14.7	38.4	47.0
		町村	100.0	20.4	32.7	6.1	26.5	14.3	0.0	10.2	57.1	32.7
		北海道	100.0	7.1	42.9	21.4	7.1	14.3	7.1	7.1	28.6	64.3
		東北	100.0	24.2	45.5	15.2	15.2	0.0	0.0	12.1	48.5	39.4
	所在	関東	100.0	27.7	21.3	29.8	17.0	2.1	2.1	8.5	48.9	42.6
	地	東山·北陸	100.0	18.2	27.3	18.2	27.3	9.1	0.0	4.5	31.8	63.6
		東海	100.0	27.8	27.8	11.1	16.7	16.7	0.0	11.1	55.6	33.3
		近畿	100.0	16.7	33.3	18.5	25.9	5.6	0.0	13.0	37.0	50.0
		中国•四国	100.0	26.7	31.1	13.3	17.8	11.1	0.0	24.4	33.3	42.2
		九州•沖縄	100.0	18.8	25.0	16.7	27.1	12.5	0.0	18.8	45.8	35.4
事業		就労支援事業所	100.0	17.9	25.4	13.4	31.3	11.9	0.0	11.9	50.7	37.3
所割	車数	授産施設	100.0	31.3	33.3	16.7	14.6	2.1	2.1	12.5	41.7	45.8
台	事務所等	小規模作業所	100.0	29.0	19.4	19.4	22.6	6.5	3.2	19.4	38.7	41.9
	の種 類	生活介護·就労支援	100.0	19.0	14.3	38.1	21.4	7.1	0.0	9.5	45.2	45.2
	類 	地域支援センター	100.0	12.5	54.2	12.5	16.7	4.2	0.0	14.6	31.3	54.2
		生活介護	100.0	22.2	37.0	18.5	3.7	18.5	0.0	11.1	44.4	44.4
		100%	100.0	31.4	31.4	21.4	8.6	7.1	0.0	12.9	44.3	42.9
		80~100	100.0	29.3	24.1	25.9	17.2	3.4	0.0	15.5	50.0	34.5
	知的	60~80	100.0	12.9	45.2	19.4	12.9	9.7	0.0	3.2	51.6	45.2
	障害	40~60	100.0	14.3	28.6	14.3	39.3	3.6	0.0	32.1	28.6	39.3
	者の 割合	20~40	100.0	13.5	29.7	16.2	24.3	13.5	2.7	13.5	43.2	43.2
		1~20	100.0	13.0	30.4	4.3	34.8	17.4	0.0	13.0	30.4	56.5
		0	100.0	19.2	30.8	15.4	26.9	3.8	3.8	11.5	26.9	61.5
		不明	100.0	12.5	25.0	12.5	37.5	12.5	0.0	0.0	37.5	62.5
		計	100.0	22.9	30.9	20.0	19.4	6.1	0.6	13.5	42.5	44.1
障害		知的	100.0	27.5	30.0	23.9	13.2	5.2	0.1	12.9	46.3	40.8
害者	障害の種	精神	100.0	18.5	29.5	7.5	33.7	8.3	2.5	18.1	36.9	45.0
割合	の種 類	身体	100.0	12.0	30.7	28.6	22.6	6.2	0.0	11.9	30.0	58.1
		その他 (不明を含む)	100.0	8.9	53.0	7.4	25.1	5.6	0.0	0.0	51.2	48.8
		計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
障害		知的	61.7	74.1	59.9	73.7	41.9	53.4	9.8	59.3	67.2	57.1
害者	障害の種	精神	22.8	18.4	21.8	8.5	39.6	31.2	90.2	30.6	19.8	23.3
割合	の種 類	身体	11.4	5.9	11.3	16.2	13.2	11.5	0.0	10.0	8.0	15.0
П		その他 (不明を含む)	4.1	1.6	7.1	1.5	5.4	3.8	0.0	0.0	5.0	4.6

第4-1表 農業活動を行いたい理由(事業所数、障害者数)

<集計対象:「農業を取り入れたい・取り入れる予定」事業所>

			1			農業活動	を行いたい	/理由 は	复数回答)		
	計		事業所数 ・障害者 数	健康・精 神に好ま しい	経済情勢 で作業減 少	施設内へ	収穫農産 物の販売	自主製品 の材料調 達	農家等の支援あり	借りられ る農地の 増加	その他
		計	81	47	19	20	43	26	12	10	18
		市区	72	44	17	19	39	23	11	8	17
		町村	9	3	2	1	4	3	1	2	1
		北海道	2	0	0	1	1	2	0	1	1
		東北	5	3	0	3	2	1	1	1	0
	所在	関東	18	11	6	4	13	8	3	3	4
	地	東山・北陸	3	3	0	1	2	1	0	0	0
		東海	7	5	2	2	4	1	1	0	3
		近畿	19	10	2	4	7	5	3	2	5
		中国•四国	17	11	6	3	11	4	4	1	3
		九州•沖縄	10	4	3	2	3	4	0	2	2
事		就労支援事業所	22	14	5	4	15	7	6	3	4
業所数	中公	授産施設	10	7	1	2	2	4	1	2	4
数	事務 所等	小規模作業所	10	5	2	4	6	3	0	1	4
	の種 類	就労支援•生活介護	17	8	7	4	9	5	2	2	3
	類 (**)	地域支援センター	10	6	4	3	5	2	1	0	2
		生活介護	4	3	0	2	3	1	0	0	0
		100%	17	5	2	3	7	6	1	1	7
		80~100	18	12	7	8	12	7	1	5	2
	知的	60~80	7	5	1	0	5	2	2	0	2
	障害	40~60	6	4	2	2	4	1	1	1	0
	者の 割合	20~40	7	6	2	0	3	3	0	1	0
		1~20	9	5	2	2	7	5	3	0	2
		0	15	9	2	4	4	1	4	1	4
		不明	2	1	1	1	1	1	0	1	1
		計	2,477	1,364	540	605	1,448	860	523	274	498
障		知的	1,362	690	254	358	787	547	172	189	304
障害者数	障害	精神	688	434	131	150	348	217	160	37	185
数	の種 類	身体	295	204	69	66	216	65	126	17	9
		その他 (不明を含む)	132	36	86	31	97	31	65	31	0
	_	計	30.6	29.0	28.4	30.3	33.7	33.1	43.6	27.4	27.7
1事業所		知的	16.8	14.7	13.4	17.9	18.3	21.0	14.3	18.9	16.9
業所当たり障	障害	精神	8.5	9.2	6.9	7.5	8.1	8.3	13.3	3.7	10.3
り障 害者 数	の種 類	身体	3.6	4.3	3.6	3.3	5.0	2.5	10.5	1.7	0.5
奴		その他 (不明を含む)	1.6	0.8	4.5	1.6	2.3	1.2	5.4	3.1	0.0

第4-2表 農業活動を行いたい理由(事業所数、障害者数) <割合:%>

			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			尹未のほ ハたい各理					
			事業所数			農業活動	を行いたい		复数回答)		
			・障害者数	健康・精神に好ま しい	経済情勢 で作業減 少	施設内へ 食材供給	収穫農産 物の販売	自主製品 の材料調 達	農家等の支援あり	借りられる 農地の増 加	その他
		計	100.0	58.0	23.5	24.7	53.1	32.1	14.8	12.3	22.2
		市区	100.0	61.1	23.6	26.4	54.2	31.9	15.3	11.1	23.6
		町村	100.0	33.3	22.2	11.1	44.4	33.3	11.1	22.2	11.1
		北海道	100.0	0.0	0.0	50.0	50.0	100.0	0.0	50.0	50.0
		東北	100.0	60.0	0.0	60.0	40.0	20.0	20.0	20.0	0.0
	所在	関東	100.0	61.1	33.3	22.2	72.2	44.4	16.7	16.7	22.2
	地	東山·北陸	100.0	100.0	0.0	33.3	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0
		東海	100.0	71.4	28.6	28.6	57.1	14.3	14.3	0.0	42.9
		近畿	100.0	52.6	10.5	21.1	36.8	26.3	15.8	10.5	26.3
		中国•四国	100.0	64.7	35.3	17.6	64.7	23.5	23.5	5.9	17.6
		九州·沖縄	100.0	40.0	30.0	20.0	30.0	40.0	0.0	20.0	20.0
事業		就労支援事業所	100.0	63.6	22.7	18.2	68.2	31.8	27.3	13.6	18.2
所割	事務	授産施設	100.0	70.0	10.0	20.0	20.0	40.0	10.0	20.0	40.0
合	所等	小規模作業所	100.0	50.0	20.0	40.0	60.0	30.0	0.0	10.0	40.0
	の種 類	就労支援·生活介護	100.0	47.1	41.2	23.5	52.9	29.4	11.8	11.8	17.6
		地域支援センター	100.0	60.0	40.0	30.0	50.0	20.0	10.0	0.0	20.0
		生活介護	100.0	75.0	0.0	50.0	75.0	25.0	0.0	0.0	0.0
		100%	100.0	29.4	11.8	17.6	41.2	35.3	5.9	5.9	41.2
		80~100	100.0	66.7	38.9	44.4	66.7	38.9	5.6	27.8	11.1
	知的	60~80	100.0	71.4	14.3	0.0	71.4	28.6	28.6	0.0	28.6
	障害	40~60	100.0	66.7	33.3	33.3	66.7	16.7	16.7	16.7	0.0
	者の 割合	20~40	100.0	85.7	28.6	0.0	42.9	42.9	0.0	14.3	0.0
		1~20	100.0	55.6	22.2	22.2	77.8	55.6	33.3	0.0	22.2
		0	100.0	60.0	13.3	26.7	26.7	6.7	26.7	6.7	26.7
		不明	100.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	0.0	50.0	50.0
		計	100.0	55.1	21.8	24.4	58.5	34.7	21.1	11.1	20.1
障実		知的	100.0	50.7	18.6	26.3	57.8	40.2	12.6	13.9	22.3
害者	障害の無	精神	100.0	63.1	19.0	21.8	50.6	31.5	23.3	5.4	26.9
割合	の種 類	身体	100.0	69.2	23.4	22.4	73.2	22.0	42.7	5.8	3.1
		その他 (不明を含む)	100.0	27.3	65.2	23.5	73.5	23.5	49.2	23.5	0.0
		計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
障害者		知的	55.0	50.6	47.0	59.2	54.4	63.6	32.9	69.0	61.0
者	障害の無	精神	27.8	31.8	24.3	24.8	24.0	25.2	30.6	13.5	37.1
割合	の種 類	身体	11.9	15.0	12.8	10.9	14.9	7.6	24.1	6.2	1.8
		その他 (不明を含む)	5.3	2.6	15.9	5.1	6.7	3.6	12.4	11.3	0.0

第4-3表 農業を今後取り入れたいとする理由のうち「その他」(記述回答)の内容

	コメント内容	コメントの 分類	件数
計			18
	作業の幅を広げたい。より高い工賃を得たい。		
	さらなる作業内容の充実を図る為。 今後、作業が減る可能性があるため、農業(野菜作り)ができるかどう か考えている。 販売収益を増やしたいため、工賃アップのため。 現在、作業で豆など乾物の袋づめ、計量を行っている。その技術を生 かして、仕事が作れないかと思っている。(農家からの受注など)	工賃アップ や 作業の幅 を広げる	5
	利用者と一緒に農業体験をしていきたい。活動の幅を広げたい。 自分たちで作るということを経験してもらうため。 作る喜びや収穫の楽しさ、育てる難しさを知ってもらいたい為。 人間の基本的な活動のひとつだから。	農業体験を重視	4
	農地の寄贈の予定。 農地を貸していただけることになった。	農地確保 にめど	2
	農業を通して、地域交流を図りたいため。	地域交流	1
	今借りられるところが近くにないので借りられないが有ったら考えたい。 社会的ニーズ、関心が高まっているので。 私もやってみたいので・・・・。 とりいれたいと思っているが、現実にまわりに農家の方々が多く日常的なものでは技術不足で暑さ寒さの作業が難しく収入にむすびつかない。 (記述なし) (記述なし)	その他	6

第5-1表 農業活動を止めた理由(事業所数、障害者数)

<集計対象:農業活動を止めた事業所>

				\ * /		美活動を』	上めた理由	(複数回]答)	
			事業所数 ・障害者 数	土地がな い	知識・技 術がない	専門ス タッフが 確保でき ない	資金がな い	本人や家 族がやり たがらな い	協力農家がない	その他
		計	59	17	23	29	2	18	9	28
		市区	52	15	21	26	2	17	9	24
		町村	7	2	2	3	0	1	0	4
		北海道	1	0	0	0	0	0	0	1
		東北	3	1	0	1	0	1	0	1
	所在	関東	17	4	7	9	0	6	0	6
	地	東山·北陸	4	0	0	2	0	1	1	3
		東海	5	2	3	4	0	2	0	2
		近畿	15	5	6	7	1	3	4	10
		中国•四国	10	3	5	4	1	4	4	3
		九州•沖縄	4	2	2	2	0	1	0	2
事		就労支援事業所	11	1	4	5	0	6	1	2
業所	事務	授産施設	9	4	5	5	0	1	0	4
数	所等	小規模作業所	11	1	1	6	0	3	0	7
	の種 類	就労支援·生活介護	15	4	5	6	0	4	4	8
		地域支援センター	7	4	4	5	1	3	2	3
		生活介護	5	3	3	1	1	1	1	4
		100%	15	7	6	6	1	5	4	9
		80~100	17	5	6	9	1	3	3	9
	知的	60~80	4	2	2	2	0	2	0	0
	障害	40~60	3	0	1	3	0	0	0	2
	者の	20~40	5	1	2	1	0	2	1	2
	割合	1~20	4	0	1	1	0	1	1	3
		0	9	1	5	6	0	4	0	2
		不明	2	1	0	1	0	1	0	1
		計	1,773	525	687	793	44	492	284	873
障		知的	1,137	422	402	461	42	286	207	635
害者	障害	精神	326	23	146	203	0	165	49	83
者数	の種	身体	230	53	136	98	2	13	27	102
刻	類	その他 (不明を含む)	80	27	3	31	0	28	1	53
1事		計	30.1	30.9	29.9	27.3	22.0	27.3	31.6	31.2
業所		知的	19.3	24.8	17.5	15.9	21.0	15.9	23.0	22.7
当た	障害	精神	5.5	1.4	6.3	7.0	0.0	9.2	5.4	3.0
り障 害者	の種	身体	3.9	3.1	5.9	3.4	1.0	0.7	3.0	3.6
数	類	その他 (不明を含む)	1.4	1.6	0.1	1.1	0.0	1.6	0.1	1.9

第5-2表 農業を止めた理由(事業所数、障害者数) <割合:%>

				農業活動	かを止めた	各理由を	挙げた事刻	業所等の割	割合(%)	
					農業	業活動を』	:めた理由	(複数回	(答)	
			事業所数 •障害者 数	土地がない	知識・技術がない	専門ス タッフが 確保でき ない	資金がな い	本人や家 族がやり たがらな い	協力農家がない	その他
		計	100.0	28.8	39.0	49.2	3.4	30.5	15.3	47.5
		市区	100.0	28.8	40.4	50.0	3.8	32.7	17.3	46.2
		町村	100.0	28.6	28.6	42.9	0.0	14.3	0.0	57.1
		北海道	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
		東北	100.0	33.3	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	33.3
	所在	関東	100.0	23.5	41.2	52.9	0.0	35.3	0.0	35.3
	地	東山·北陸	100.0	0.0	0.0	50.0	0.0	25.0	25.0	75.0
		東海	100.0	40.0	60.0	80.0	0.0	40.0	0.0	40.0
		近畿	100.0	33.3	40.0	46.7	6.7	20.0	26.7	66.7
		中国・四国	100.0	30.0	50.0	40.0	10.0	40.0	40.0	30.0
		九州・沖縄	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	25.0	0.0	50.0
事業		就労支援事業所	100.0	9.1	36.4	45.5	0.0	54.5	9.1	18.2
所	事務	授産施設	100.0	44.4	55.6	55.6	0.0	11.1	0.0	44.4
割	所等	小規模作業所	100.0	9.1	9.1	54.5	0.0	27.3	0.0	63.6
合	の種	就労支援·生活介護	100.0	26.7	33.3	40.0	0.0	26.7	26.7	53.3
	類	地域支援センター	100.0	57.1	57.1	71.4	14.3	42.9	28.6	42.9
		生活介護	100.0	60.0	60.0	20.0	20.0	20.0	20.0	80.0
		100%	100.0	46.7	40.0	40.0	6.7	33.3	26.7	60.0
		80~100	100.0	29.4	35.3	52.9	5.9	17.6	17.6	52.9
	知的	60~80	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0
	障害	40~60	100.0	0.0	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0	66.7
	者の	20~40	100.0	20.0	40.0	20.0	0.0	40.0	20.0	40.0
	割合	1~20	100.0	0.0	25.0	25.0	0.0	25.0	25.0	75.0
		0	100.0	11.1	55.6	66.7	0.0	44.4	0.0	22.2
		不明	100.0	50.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	50.0
障		計	100.0	29.6	38.7	44.7	2.5	27.7	16.0	49.2
害		知的	100.0	37.1	35.4	40.5	3.7	25.2	18.2	55.8
害者	障害	精神	100.0	7.1	44.8	62.3	0.0	50.6	15.0	25.5
割	の種 類	身体	100.0	23.0	59.1	42.6	0.9	5.7	11.7	44.3
合	规	その他 (不明を含む)	100.0		3.8		0.0			66.3
障		計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
害		知的	64.1	80.4	58.5	58.1	95.5	58.1	72.9	72.7
害者割	障害	精神	18.4		21.3	25.6	0.0	33.5	17.3	9.5
割	の種 類	身体	13.0	10.1	19.8	12.4	4.5	2.6	9.5	11.7
合	規	その他 (不明を含む)	4.5	5.1	0.4	3.9	0.0	5.7	0.4	6.1

第5-3表 農業を止めた理由のうち「その他」の内容と分類

	農業を止めた理由			
	「その他」			他の回答
	コメントの内容	コメント の分類	件数	との 重複状況
計			28	10
	職員の負担、利用者の体力的負担が多い。			
	職員だけの仕事になる。			
	全員がたずさわれない。グループ化しても、スタッフがいない。			
	日常の生活全般の支援で日中活動に係る職員の配置が困難になってきている。			
	指導員が獲得できない。	職員等の	10	
	夏季など日中活動時間では活動は困難と判断。	負担	10	
	人員不足と他の取り組みを始めた。			
	作業所の休みの日の水やり等ができない為、継続できなかっ た。			
	少人数なので、他の業務が忙しく、時間がとれない。			○ 「専門
	農業まで手がまわらない。			○
	小規模では収益があがらない。			○ 保でき ない」
	販路がない。鳥獣被害がある。	収益·販		○ と回答
	野菜を販売する手段が確保できない。	路路	5	0
	売り上げにつながらなかった。			0 7
	日常の管理ができない。収益が上がるほどの生産力がない。			
	住所が変わり、畑がなくなった。			
	借りていた土地を返さなくてはならなくなったため。	土地	1	
	借りていた土地を返すことになった。	1.46	4	
	農園用の土地が抽選制のため土地利用が確実でない。機会が あればとりくんでみたい。			
	身体の方が多く、体力、技能的にあっていないと考えている。	身体障		
	身障者の方の仕事としてなかなか難しい。	害者には	3	
	身体障害者にはむずかしい。	不向き		0
	重度知的障害者が多く苗と雑草などの区別がつかなかった。	重度の知	2	〇一同上
	障害の重い人が中心で実施する上で多くの課題がある。	的障害		0
	仲間が他の建物に石などを投げ危険な為。			
	生産体制がとれなくなった。	その他	4	
	市民農園で自給用を少々作ったことがあるが、10年強で終了。	てり他	4	
	少量ながら農家から仕入れた野菜を直売。			

第6-1表 農業活動を取り入れない理由(事業所数、障害者数)

<集計対象:今後とも農業活動を取り入れる予定なし>

					農	業活動を	取り入れた	い理由	(複数回名	<u>\$</u>)	
			事業所数 ·障害者 数	土地がな い	知識・技術がない	専門ス タッフが 確保でき ない	資金がな い	本人や家 族がやり たがらな い	協力農家がない	考えたこ とがない	その他
	計		261	148	100	94	52	49	33	94	64
		市区	243	142	93	88	49	43	31	91	58
		町村	18	6	7	6	3	6	2	3	6
		北海道	17	11	7	8	6	3	2	1	5
		東北	15	8	6	6	4	4	2	7	4
	所在	関東	68	35	23	13	10	7	8	33	15
	地	東山・北陸	6	3	0	2	0	0	0	3	1
		東海	31	23	12	13	5	1	1	13	7
		近畿	61	33	25	26	12	12	13	20	19
		中国•四国	31	12	12	16	8	13	5	7	5
		九州•沖縄	32	23	15	10	7	9	2	10	8
事		就労支援事業所	63	39	31	27	20	15	9	25	15
業	事務	授産施設	51	31	18	17	8	11	7	20	12
所	所等	小規模作業所	29	13	10	5	5	5	1	12	10
数	の種	就労支援•生活介護	40	29	21	18	7	5	5	9	7
	類	地域支援センター	47	23	13	19	10	11	5	15	9
		生活介護	17	8	5	4	2	2	4	7	4
		100%	61	36	20	22	8	9	11	27	9
		80~100	43	29	11	12	5	2	4	11	14
	知的	60~80	14	10	8	7	7	2	1	5	5
	障害	40~60	23	12	14	9	4	8	4	3	10
	者の	20~40	31	15	13	12	7	5	1	10	11
	割合	1~20	29	19	12	10	8	10	4	13	4
		0	52	23	19	18	13	11	7	22	10
		不明	8	4	3	4	0	2	1	3	1
		計	6,944	4,141	2,861	2,805	1,303	1,140	1,007	2,297	1,761
障		知的	3,738	2,484	1,477	1,488	547	418	617	1,153	940
害	障害	精神	1,732	906	833	797	507	368	157	651	364
者数	の種	身体	1,175	604	394	337	207	236	126	420	382
90	類	その他 (不明を含む)	299	147	157	183	42	118	107	73	75
1 由		計	26.6	28.0	28.6	29.8	25.1	23.3	30.5	24.4	27.5
1事 業所		知的	14.3	16.8	14.8	15.8	10.5	8.5	18.7	12.3	14.7
当た	障害	精神	6.6	6.1	8.3	8.5	9.8	7.5	4.8	6.9	5.7
り障 害者	の種	身体	4.5	4.1	3.9	3.6	4.0	4.8	3.8	4.5	6.0
数	類	その他 (不明を含む)	1.1	1.0	1.6	1.9	0.8	2.4	3.2	0.8	1.2

第6-2表 農業を取り入れない理由(事業所数、障害者数) <割合:%>

		770 ZX 展	農業活動を行わない各理由を挙げた事業所等の割合(%)									
					農業活動を取り入れない理由(複数回答)							
			事業所数 ・障害者 数	土地がない	知識・技術がない	専門ス タッフが 確保でき ない	資金がない	本人や家 族がやり たがらな い	協力農家がない	考えたこ とがない	その他	
事業所割合	計		100.0	56.7	38.3	36.0	19.9	18.8	12.6	36.0	24.5	
	所在地	市区	100.0	58.4	38.3	36.2	20.2	17.7	12.8	37.4	23.9	
		町村	100.0	33.3	38.9	33.3	16.7	33.3	11.1	16.7	33.3	
		北海道	100.0	64.7	41.2	47.1	35.3	17.6	11.8	5.9	29.4	
		東北	100.0	53.3	40.0	40.0	26.7	26.7	13.3	46.7	26.7	
		関東	100.0	51.5	33.8	19.1	14.7	10.3	11.8	48.5	22.1	
		東山·北陸	100.0	50.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	50.0	16.7	
		東海	100.0	74.2	38.7	41.9	16.1	3.2	3.2	41.9	22.6	
		近畿	100.0	54.1	41.0	42.6	19.7	19.7	21.3	32.8	31.1	
		中国•四国	100.0	38.7	38.7	51.6	25.8	41.9	16.1	22.6	16.1	
		九州•沖縄	100.0	71.9	46.9	31.3	21.9	28.1	6.3	31.3	25.0	
	事務 所種 類	就労支援事業所	100.0	61.9	49.2	42.9	31.7	23.8	14.3	39.7	23.8	
		授産施設	100.0	60.8	35.3	33.3	15.7	21.6	13.7	39.2	23.5	
		小規模作業所	100.0	44.8	34.5	17.2	17.2	17.2	3.4	41.4	34.5	
		就労支援•生活介護	100.0	72.5	52.5	45.0	17.5	12.5	12.5	22.5	17.5	
		地域支援センター	100.0	48.9	27.7	40.4	21.3	23.4	10.6	31.9	19.1	
		生活介護	100.0	47.1	29.4	23.5	11.8	11.8	23.5	41.2	23.5	
	知的 障者の 割合	100%	100.0	59.0	32.8	36.1	13.1	14.8	18.0	44.3	14.8	
		80~100	100.0	67.4	25.6	27.9	11.6	4.7	9.3	25.6	32.6	
		60~80	100.0	71.4	57.1	50.0	50.0	14.3	7.1	35.7	35.7	
		40~60	100.0	52.2	60.9	39.1	17.4	34.8	17.4	13.0	43.5	
		20~40	100.0	48.4	41.9	38.7	22.6	16.1	3.2	32.3	35.5	
		1~20	100.0	65.5	41.4	34.5	27.6	34.5	13.8	44.8	13.8	
		0	100.0	44.2	36.5	34.6	25.0	21.2	13.5	42.3	19.2	
		不明	100.0	50.0	37.5	50.0	0.0	25.0	12.5	37.5	12.5	
障害者割合	計		100.0	59.6	41.2	40.4	18.8	16.4	14.5	33.1	25.4	
	障害 の種 類	知的	100.0	66.5	39.5	39.8	14.6	11.2	16.5	30.8	25.1	
		精神	100.0	52.3	48.1	46.0	29.3	21.2	9.1	37.6	21.0	
		身体	100.0	51.4	33.5	28.7	17.6	20.1	10.7	35.7	32.5	
		その他 (不明を含む)	100.0	49.2	52.5	61.2	14.0	39.5	35.8	24.4	25.1	
障害者割合		計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	障害 の種 類	知的	53.8	60.0	51.6	53.0	42.0	36.7	61.3	50.2	53.4	
		精神	24.9	21.9	29.1	28.4	38.9	32.3	15.6	28.3	20.7	
		身体	16.9	14.6	13.8	12.0	15.9	20.7	12.5	18.3	21.7	
		その他 (不明を含む)	4.3	3.5	5.5	6.5	3.2	10.4	10.6	3.2	4.3	

障害者の「農業活動」に関するアンケートのお願い

経済環境が厳しい中、障害のある人びとの就労機会や場の確保が厳しくなっています。そこで、きょうされんでは、仕事開発の分野の一つとして、農業活動や農産加工(地元農産物を取り入れた調理品など)にも注目しています。少なくない農村地域の作業所・施設には、すでにこうした取り組みを位置づけて、成功しているところもあります。

そこで、このような動きに対し、障害者の就労と農業政策について検討・研究を進めている宮田喜代志さん(くまもと市民食農応援団・団長、きょうされん熊本支部)の依頼を受けとめて、きょうされん会員の皆さんの中での農業活動の取組状況を把握するために、本アンケート調査を実施することといたしました。

農業分野で障害のある人たちが安心して働き続けられるための条件や、新しい取り組みのスタートアップをどのようにサポートするかなど方法論を見出すきっかけにできればと考えます。また、障害のある人びとの農業活動・就労というテーマについて、会員間の認識を深める良い機会にもなると思います。是非とも、このアンケート調査にご協力ください!

本調査は農業研究の専門家の協力を得ながら分析・とりまとめを行います。

「農業活動」とは?

このアンケートでは、「農地の草刈や田植、稲刈のボランティア」、「自給用の田んぼや菜園」、「収穫物を販売する農業生産」など、農作業を中心にお尋ねしていますが、「自給用の梅干しや漬物づくり」、「農家から仕入れた農産物の直売所や飲食店の運営」など、農業に関連する分野の取り組みについても、広くお尋ねしております。

※アンケートでは、例えば、このようにお答えください。

【問3】利用者の方は、どのような農業活動を行っていますか?(複数回答可)

- **塩①** 雑草取り、虫取り、圃場清掃等の補助作業
- □② 堆肥作り、耕起等の土づくり
- **□③** 苗の植え付け、収穫等の圃場での作業
- □④ 耕耘機の操縦、草刈機による除草等の機械作業
- **២** 収穫した農産物の袋詰め、箱詰め等
- □⑥ 家畜の世話
- **□⑦** 収穫した農産物の販売
- ▶ 収穫した農産物の加工・調理
- □ ◆ その他 「梅干しと味噌の加工:材料は地元の農家から購入

「農業活動」をしていない会員さんも、

【問1・6・7】で「いいえ」とお答えください!!!

しめきり : 平成22年 12月 10日 (金)

お問い合せ: 〇〇〇〇 (〇〇〇、きょうされん〇〇支部)

ご記載いただいた情報は、調査の目的のみに使用いたします。今後ともより具体的な調査(事例研究のための聞き取り調査など)の折りには、何とぞご協力のほどお願いいたします!

(別紙2)アンケート書式
障害者の農業活動に関するアンケート
FAX送信先:きょうされん 〇〇一××××一△△△△
【問1】貴施設・貴事業所では、利用者の方の活動に農業活動を取り入れていますか?
□①はい →→→ 【閲2~問4】、【閲5】、【閲7】 ☆ □② ハ ハ ネ ・ 下 り 7 ね て ス 字
□②いいえ:取り入れたい・取り入れる予定 →→ 【閲5】 【閲7】 ☆ □③いいえ:取り入れるつもりはない - `
□ ④ いいえ:取り入れていたが、やめた →→ 、 【閲6 】、【 閲7 】 へ
☆ 農業活動を取り入れている施設・事業所の方にうかがいます。
【問2】いつから農業活動を行っていますか?□① 10年以上前から □② 5~9年前から
□③ 3~4年前から □④ 1~2年前から □⑤ 今年から □13 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
□① 雑草取り、虫取り、圃場清掃等の補助作業
□② 堆肥作り、耕起等の土づくり □③ 苗の植え付け、収穫等の圃場での作業
□▲ 耕耘機の操縦、草刈機による除草等の機械作業
□⑥ 家畜の世話
□⑦ 収穫した農産物の販売 □⑧ 収穫した農産物の加工・調理
□ その他 ()
`、 【 問 4 】利用者の諸活動のなかで、収益面からみた農業活動の位置づけを教えてください。
□① 最も収益の多い活動 □② 副次的に収益を得る活動
□③ 収益面ではあまり重要でない活動
☆ 農業活動を取り入れている、または、取り入れたい施設・事業所の方に伺います。 ・「【問5】農業活動を取り入れた(取り入れたい)理由は何ですか?(複数回答可)
□ 利用者の方の健康や精神状態に好ましい影響があるため
■② 経済情勢等から、利用者の方が行う他の作業が減ってきているため
□③ 施設内における昼食等の食材供給のため □④ 収穫した農産物の販売
□⑤ 自主製品(加工・調理用)の材料を調達するため□⑥ 農家やボランティアのサポートを受けられるため
□⑦ 周囲に借りられる農地が増加しているため
□⑧ その他()
_☆ 農業活動を取り入れない、またはやめた施設・事業所の方にうかがいます。 ´【問6】農業活動を取り入れない(やめた)のはどうしてですか?(複数回答可)
\square ①土地がない \square ②知識・技術がない \square ③専門スタッフが確保できない
igsquare $igsquare$ i
□⑦考えたことがない □ ® その他()
☆【問7】最後に、貴施設・貴事業所について教えてください。貴施設・貴事業所名()
利用者数 (知的 人、 精神 人、 身体 人、 他 人)

ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

第Ⅱ部 特例子会社の農業分野への進出の現状と課題

1. 研究課題の背景、位置づけ

1976 年に企業に対して障害者 (1) 雇用が義務化され (2) , 常用労働者に占める障害者の割合が 1.6 % (その後, 1998 年に 1.8 %に引き上げられている) 以上を占めるよう法定雇用率が定められたが, 法定雇用率を達成する企業の増加率が伸び悩んだことから, 後述するように, 1987 年に特例子会社制度が法制化され, 特例子会社設立による障害者雇用が増加してきた (2011 年 6 月時点の特例子会社数は 318 社)。特例子会社は障害者の雇用環境を整備するなど一定の要件を満たし認定された会社で, 雇用した障害者が親会社の障害者雇用の実績としてカウントされる。近年, 障害者雇用の主役が中小企業から大企業にシフトしつつあるが, その背景として, この特例子会社の増加がある (3)。しかしながら,全体として法定効用率には未だ届いておらず, 法定雇用率を達成している企業数は 2011年 6 月時点で 45 %と半数弱を占めるに過ぎない。

民間企業では、これまで、法定雇用率を達成するため、社内便や社内清掃といった業務をアウトソーシングし、これを特例子会社に担わせる等により障害者雇用を増やしてきた。しかし、こうした業務のアウトソーシングには限界があることから、地方での業務展開が可能で、かつ、ある程度まとまった人数の障害者の就労の場を確保できることに魅力を感じて、農業やその関連分野に進出してくる特例子会社が増加しつつある。農業・食品関連分野の事業を実施している特例子会社数は2011年6月時点で60社程度(全特例子会社の2割弱)となっているが、特例子会社の農業分野への進出は、社会福祉法人等の進出よりも日が浅いものの、以下のように、今後、特例子会社の農業分野への進出を後押しする環境が整いつつある。

- ① 法定雇用率が引き上げられてきている中で、日本全体での障害者の雇用は法定雇用率にまだ達しておらず、達成企業数は47%と半数を下回っていること
- ② 安い労働力を求めて工場が海外移転することにより、障害者が行える工業の下請作業等が減少し続けていること
- ③ 農村における過疎化・高齢化の進展から、高齢農業者のリタイアが進展することが 見込まれ、農業サイドから農地の引き受け手を求める動きが増加すると考えられること
- ④ 障害者雇用納付金制度 (4) の対象事業主が、22 年に常用雇用労働者 301 人以上から 201 人以上に拡大され、27 年からは、これがさらに 101 人以上に拡大されることさらに、農業分野においては、まだ特例子会社による決定的な成功モデルが出て来ていないため、農業分野への進出を躊躇している企業もあることから、今後、特例子会社が農業分野に進出するに当たって参考になるモデル事例が出現すれば、そうした農業分野への進出の流れは更に強まるものと思われる。

以上のような状況を踏まえ、特例子会社の農業分野への進出状況について既存資料を整理するとともに、農業活動を本格実施している代表事例について調査・分析を行い、かかる全体的な状況を俯瞰した上で、社会福祉法人の農業分野への進出との比較分析等を行う

ことで、特例子会社特有の課題について明らかにするとともに、特例子会社の農業分野への進出の将来的な可能性とその農村の維持・再生への影響について考察する。

(吉田 行郷)

注

- (1) 近年、「害」という字が不適切ということで「障がい者」、「障碍者」と記述するケースも見られるが、この件については、今まで意識していなかった負のイメージを逆に意識させる、意識過剰である等の意見も当事者にある。本報告では、このような賛否両論の状況も踏まえ、また、そうした書き換えを行ったとしても制度や固有名詞に関して「障害者」という表記を使わざるを得ない部分も散見されることから、混乱を避けるために「障害者」という表記で統一することとした。
- (2) 1976 年に、障害者雇用促進法により、従業員の 1.8 %以上(法定雇用率)の障害者雇用が義務化されている。
- (3) 中島隆信〔4〕pp. 203-205参照。
- (4) 障害者雇用納付金制度は、障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害者の雇用水準を引き上げることを目的に、雇用率未達成企業(常用労働者 301 人以上) から納付金(不足1人当たり月額5万円)を徴収し、雇用率達成企業に対して調整金、報奨金の支給等を行う制度である。

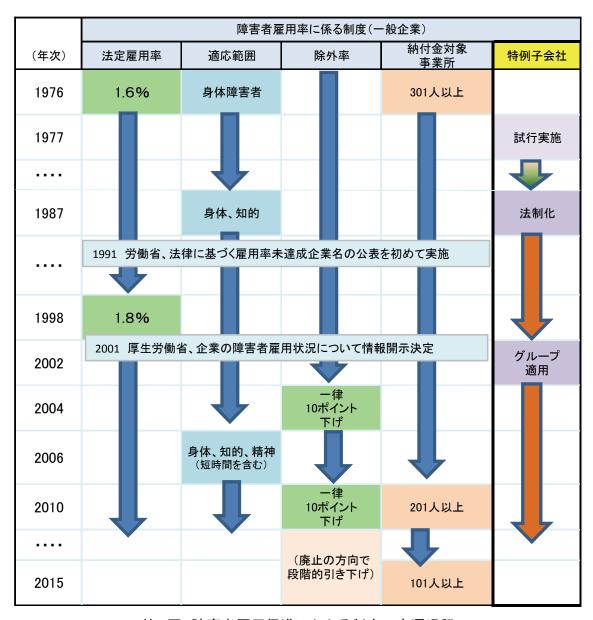
【引用・参考文献等】

- [1] 大阪障害者雇用支援ネットワーク(2008) 『農業が作るふくし・ろうどう 農業分野における職域の可能性と展望』
- [2] 高齢・障害者雇用支援機構(2009)『特例子会社の設立,運営等に関する調査研究』
- 〔3〕厚生労働省(2011)「障害者の雇用・就労の現状と今後の展開について」
- [4] 中島隆信 (2011) 『障害者の経済学 (増補改訂版)』 東洋経済新聞社

2. 特例子会社の概要と農業分野への進出状況

(1) 障害者雇用対策の沿革

現在,障害者雇用対策の基本となっている「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下「障害者雇用促進法」という。)は昭和 35 (1960)年に「身体障害者雇用促進法」として制定され,時代の趨勢や国際的な動向を踏まえ,今日まで数度に渡って抜本的な改正が行われてきた(第1図)。



第1図 障害者雇用促進にかかる制度の変遷過程

資料:厚生労働省資料より農林水産政策研究所で作成。

とりわけ、昭和 51 (1976) 年改正では、身体障害者の雇用は事業主の努力義務から法的義務とされ、身体障害者納付金制度が創設されるとともに、適正実施勧告に従わない事業主の公表制度も導入された。また、昭和 62 (1987) 年改正においては、法の対象範囲を身体障害者から知的障害者、精神障害者を含むすべての障害者に拡大するとともに、雇用促進施策に加え、雇用されている障害者の雇用安定施策を充実・強化し、名称も現在の法律名に改名された。その後も改正が重ねられ、平成 10 (2008) 年改正では、障害者の意欲、能力に応じた雇用機会の拡大を図るため、障害者雇用納付金制度の適用対象を中小企業に拡大するとともに、短時間労働に対応した障害者雇用率制度の見直し等を行ったところである。

(2) 特例子会社の概要

1) 障害者雇用義務と特定子会社制度

障害者雇用促進法は、障害者⁽¹⁾の雇用義務を個々の事業主に課しており、現在、従業員が 56 人以上の民間企業にあっては 1.8 %以上の障害者を雇用することが義務付けられている⁽²⁾。

障害者の雇用義務は、基本的には、個々の事業主に適用されるものであり、いわゆる親会社と子会社の関係にある企業であっても、法人が異なれば別々に取り扱われるのが通常である。しかし、事業主が、障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たしているとの厚生労働大臣(公共職業安定所長)の認定を受けた場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとし、障害者の雇用の促進及び安定を図ることとしたのが「特例子会社制度」である。

特例子会社制度は、昭和 51 (1976) 年に局長通達により定められ、昭和 62 (1987) 年の障害者雇用促進法改正により、法律上規定された(昭和 63 (1988) 年 4 月施行)。

また,2002年の障害者雇用促進法改正により,特例子会社を有する親会社が,関係する子会社も含めて障害者雇用の促進を図ろうとするとき,一定の要件を満たしていることを厚生労働大臣(公共職業安定所長)が認定した場合には,親会社・特例子会社・関係会社を含めた企業グループ全体で実雇用率を算定できることとしている(グループ適用)(3)。特例子会社の具体的な認定要件として,

- ① 親会社からの役員派遣、従業員出向等、親会社との人的交流が緊密であること、
- ② 雇用される身体障害者及び知的障害者が 5 人以上で、かつ、全従業員に占める割合が 20 %以上であること。また、雇用される障害者に占める重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者の割合が 30 %以上であること、
- ③ 障害者のための施設の改善,専任の指導員の配置の実施等障害者の雇用管理を適正 に行うに足りる能力を有していること,
- ④ その他、障害者の雇用の促進及び雇用の安定が確実に達成されると認められることが必要とされる。

さらに, 親会社の要件として, 親会社が特例子会社の意思決定機関(株主総会等)等を

支配しているとともに、特例子会社が株式会社又は有限会社であることが必要とされる(4)。

2) 特例子会社によるメリット

- こうした特例子会社制度を利用することにより, 事業主は,
- ① 障害者雇用率の達成が容易となり、親会社等の障害者雇用納付金が減額(雇用率によっては障害者雇用調整金が支給)(5)されること
- ② 社会的責任を履行できるとともに、社会的なイメージアップを図ることが可能になること
- ③ 障害者の特性に配慮した仕事の確保・職場環境の整備,適切な人材(指導員等)の確保が容易となり,これにより障害者の能力を十分に引き出すことができること
- ④ 職場定着率が高まることにより、生産性の向上が期待できること
- ⑤ 障害者の受け入れに当たっての設備投資を集中化できること
- ⑥ 親会社と異なる労働条件の設定が可能となり、弾力的な雇用管理が可能となること
- ⑦ 社会的責任を履行できるとともに、社会的なイメージアップを図ることが可能になること
- 等、様々なメリットがあるとされている。
- 一方, 障害者にとっては,
- ① 特例子会社の設立により、雇用機会の拡大が図られること
- ② 障害者に配慮された職場環境の中で、個々人の能力を発揮する機会が確保されること

等のメリットがあるものとされている。

3) 特例子会社における障害者雇用の状況

特例子会社の数は近年着実に増加してきており、平成 23(2011) 年現在、特例子会社の 認定を受けている企業数は 318 社である。

雇用されている障害者の数は、16,429.5 人である(重度障害者をダブルカウント等しない実人員数は 10,883 人)。そのうち、身体障害者は 8,168.5 人、知的障害者は 7,594.5 人、精神障害者は 666.5 人である(6) (第1表)。

また,特例子会社の認定を受けた企業数の推移をみると,平成13 (2001) 年には115 社であったものが,平成16 (2004) 年以降,急速な伸びを見せ,平成23 (2011) 年 には318 社と10年で3倍近くまで増加している。

そこで雇用されている障害者の実人員数(重度障害者をダブルカウント等しない人員数) も、平成13(2001)年は3,069人であったものが、平成16年以降、急速な伸びを見せ、 平成23(2011)年には10,883人と10年で3倍を超えている。

また、特例子会社に雇用されている障害者の内訳をみると、身体障害者数の伸びに頭打ち感があるのに対して、知的障害者数は平成16(2004)年以降、急激な伸びをみせ、最近に至っては、身体障害者数に迫る勢いをみせている(第2図)。

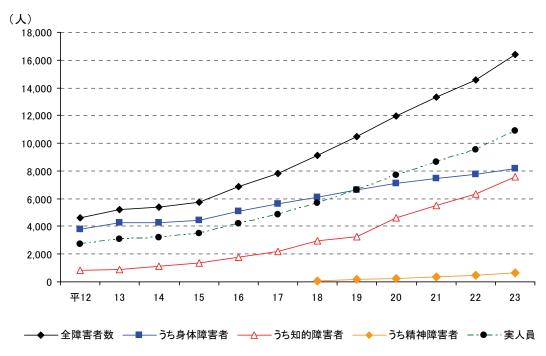
第1表 特例子会社における障害者雇用の状況

年		平12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
特例子会	社数	109	115	119	129	153	174	195	219	242	265	283	318
障害者数	ζ	4,620	5,191	5,376	5,760	6,861	7,838	9,109	10,509.5	11,960.5	13,306	14,562.5	16,429.5
(人)	身体	3,765	4,281	4,268	4,425	5,078	5,629	6,127	6,639.0	7,107.0	7,470	7,752.0	8,168.5
	知的	855	910	1,108	1,335	1,783	2,209	2,932	3,271.0	4,612.0	5,478	6,356.0	7,594.5
	精神	-	_	_	_	_	_	50	149.5	241.5	358	454.5	666.5
障害者数【実人員】		2,737	3,069	3,205	3,491	4,186	4,853	5,695	6,650	7,679	8,635	9,516	10,883

資料:厚生労働省

注1. 数値は、各年ともに6月現在のものである。 注2. 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみの集計である。また、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、 除外率の引き下げ等)があったため、平成23年の数値と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない状況である。 注3. 障害者とは、次に掲げる者の合計である。

障害者とは、次に掲げる者の合計である。
平成12年~平成17年:身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)。知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)。
東度身体障害者である短時間労働者。
東度身体障害者である短時間労働者。
平成18年~平成22年:身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)。知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)。
精神障害者。重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)。
ア成23年~:身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)。知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)。
精神障害者。重度の身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)。
第4時障害者である短時間労働者(重度以外の身体障害者若しくは知的障害者又は精神障害者である短時間労働者(重度以外の身体障害者若しくは知的障害者又は精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)。



第2図 特例子会社における障害者雇用状況

資料:厚生労働省 注. 第1表に同じ。

(3) 特例子会社制度を活用した農業・食品関連分野への参入状況

1) 農業・食品関連分野への参入状況

企業が一般的に障害者を雇用する場合、比較的軽度の身体障害者等を除けば、メール便等の仕分けや清掃業務など、当該企業の事業領域の周辺業務で障害者を雇用するケースが多い。特例子会社においても、親会社の周辺業務を集約することにより、障害者の特性に合った職種を作りだして雇用する企業が多くみられる。

平成 23 (2011) 年 6 月現在の認定特例子会社は 318 社⁽⁷⁾あるが, 典型的な障害者の業務として,

- ① 企業グループ内の印刷・名刺作成,郵便物等の仕分け・発送業務
- ② 企業グループ内の建物・社宅の保守管理,清掃業務,クリーニング
- ③ 企業グループ内の総務・経理・保険等の事務処理代行業務 等が挙げられる。

また,特に親会社が製造業の場合には,「部品の組立て」,「検品」,「梱包・包装」などの業務を行っている特例子会社が多い。

しかしながら,近年,特例子会社制度等を活用して他産業から農業・食品関連分野に参 入する企業が増えてきており、農業・食品関連分野における障害者雇用が拡大しているも のと見られる。

上記の特例子会社 318 社中,農業・食品関連業務を行う特例子会社は約 60 社程度存在 している。その内訳をみると,

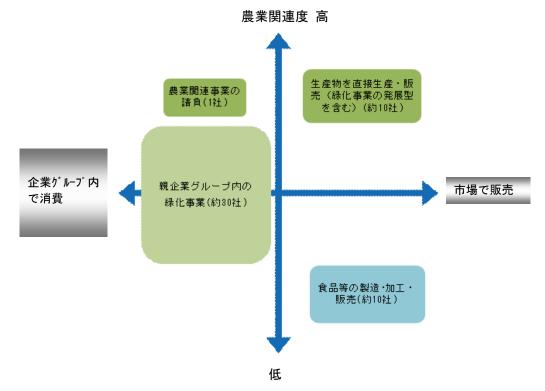
- ① 親企業が食品関連業種で、食品等の製造・加工・販売を行う特例子会社:約10社、
- ② 親企業が異業種で、加工食品(パン,クッキー等)の製造・加工・販売を行う特例 子会社:約10社、
- ③親企業が異業種で、親企業グループ構内の緑化事業を行う特例子会社:約30社,
- ④親企業が異業種で、農業分野に新規参入し、農林産物等を直接生産・販売する特例子会社(緑化事業を発展させ、農林産物を生産・販売するものも含む。):約10社となっている。

また,⑤ 親企業が異業種で、農業分野に新規参入しつつも、農林産物等を直接生産せず、農業関連事業の請負を行う特例子会社が1社存在する。

特例子会社制度等を活用して他産業から農業・食品関連分野に参入した企業(約50社)を農業関連度及び生産物の消費先の二つの軸により分類したものが第3図である。

これをみると、他産業から農業・食品関連分野に新規参入した特例子会社の過半を占めているのは、親企業グループ構内の緑化事業を担う特例子会社である。しかし、そうした緑化事業を発展させ、農産物等を生産・販売する特例子会社も現出しているとともに、農業・食品関連分野に新規に参入して、食品、農産物等を直接生産して市場で販売を行う特例子会社も存在する。こうした特例子会社は、現在、20 社程度存在し、近年、その数は増加傾向にある。

また、そうした中で、農業分野に新規参入しつつも、農業関連事業の請負という、農産物等を直接生産しない形態を選択する企業も出てきており、その農業等への関わり方は様々である。



第3図 異業種から農業・食品関連分野に新規に参入した特例子会社

一方、親企業が食品関連業種で、特例子会社も食品等の製造・加工・販売を行う場合には、すでに企業グループが持つ販路を使用することが可能であり、販路の確保は容易である。これに対して、異業種から農業・食品関連分野に新規に参入して、食品、農産物等を直接生産して市場で販売を行う特例子会社にとっては、販路の確保が大きな課題となっている。このため、こうした特例子会社では、直ちに市場で販売というより、まず、企業グループ内の社員や食堂等で生産物を消費することが期待されているものとみられる。

2) 農業分野に進出している特例子会社の特徴

以上のような特例子会社による農業・食品関連分野への参入状況を踏まえて、農業分野 に進出している特例子会社の特徴を整理すれば以下のようになる。

まず、特例子会社全体について、作業内容と雇用されている障害者の障害種類別の構成を時系列変化にそってみれば第2表のようになる。特例子会社は1990年代までは、作業内容としては製造業が中心で、身体障害者の雇用が多かった。これが、2000年以降になるとサービス業のウェイトが上昇するとともに知的障害者および精神障害者の雇用が増加している。一般に身体障害者と比較して知的障害者、精神障害者は雇用の受け皿が少ないのであるが、特例子会社はかかる役割を果たしているといえる。しかしながら、知的障害者、精神障害者を雇用する職域の開拓は、なおもって十分には進んでいる状況とはいえない。

そうした状況の下で、農業分野の事業を実施している特例子会社は、親会社の業種は様々であるが、知的障害者、精神障害者の雇用割合が際だって高いのが特徴である。かかる

実態を示したのが第3表である。

高齢・障害者雇用支援機構〔2〕のアンケート調査(特例子会社134社)によれば,2008年時点で障害者のうち,59%が身体障害者である(2003年では66%)。一方で、農業分野に進出している特例子会社についての事例調査(高齢・障害者雇用支援機構(2011)および農林水産政策研究所調査)によれば、身体障害者の割合は0~37%であるのに対して、知的障害者は52~100%、精神障害者は0~48%を占めている。農業分野に進出している特例子会社は、知的障害者および精神障害者の雇用の受け皿となっていることがわかる。

第2表 特例子会社における障害種類別にみた障害者の雇用状況

特例子会社数						17 011	では、								
				作業内		(回答	障害者			早古 (理)	身体	14 的口音	刊口 (/0 /		
			計	製造業	サービ ス業	その他	雇用数 (実数)	計	小計	視覚	聴覚	肢体	内部	知的	精神
計			86	49	61	38	2,822	100.0	55.1	2.0	12.9	31.7	8.2	40.1	4.8
		1989年以前	9	9	6	3	471	100.0	89.4	1.9	11.0	52.7	23.8	10.2	0.4
	認定	1990~1999	28	22	18	16	846	100.0	56.4	2.1	16.4	32.9	5.0	43.3	0.4
	年	2000~2004	27	12	22	10	1,005	100.0	46.2	1.7	11.6	25.8	6.2	44.7	9.2
	'	2005~2010	22	6	15	9	500	100.0	38.8	2.6	11.2	21.8	3.2	53.6	7.6

資料:「障害者雇用事例リファレンスサービス」(高齢・障害者雇用支援機構、http://www.ref.jeed.or.jp/)に掲載された特例子会社86社 (2002~2010年調査)のデータに基づき作成。

さらに、農業分野に進出している特例子会社について、2008 年以降に認定された特例子会社事例(農林水産政策研究所による調査(2011~2012))と1998~2003年に認定された事例(高齢・障害者雇用支援機構による調査(2008))とを比較すると、以下のような差異がある。

従来は他分野の事業とあわせて農業活動を行う子会社が多かったとみられるが、最近年に認定された特例子会社(ないし子会社の事業所)は、中心的な事業として農業を位置づけている。こうした傾向と関連して、これら子会社の場合は、あわせて、独自の農産物販売活動を行っているという特徴をみてとることができる。従前は農業を行っていない子会社も含めて、販売対応は親会社からの受注に大きく依存した傾向があったのと比較すると好対照をなしている。

このため、最近年に農業に参入している特例子会社は、障害者雇用による農業生産活動 ばかりでなく、農産物の販路確保という取組も活発とみられる。

以下の章では、これらの特徴を持つ特例子会社の農業分野への進出状況について、実態 調査からその動向を把握していく。

(吉川 美由紀,香月 敏孝)

注. それぞれデータは調査時(2002~2010年)のものを集計。作業内容のうち「その他」は農・林・漁業、建設業、情報通信業、運輸・物流業、金融・保健業、飲食・宿泊業、医療・福祉業、電気・ガス・水道・熱供給業の合計。

第3表 農業を行っている特例子会社の特徴

調査 方法 等 年次 子会社 雇用数	:出 親会社・グルー 実 合 プ会社からの ((農実(O)
一字	受注割合 90%以上が 108社(81%) - 大半 (品質・価格・納期は一般企業と同様に競争) 100%	O)
ゲート (134社) 2003 - 2,357 100.0 66.4 33.1 0.5 62.6 社、製造業42	108社(81%)	_ _ _
(134社) 2003 2,357 100.0 66.4 33.1 0.5 62.6 社 (14社) - 692 100.0 82.2 15.6 2.2 65.0 (製造業9社) - - - 2005 27 100.0 100.0 0.0 0.0 59.3 (文具・事務用 品) 印刷・製本、名刺・名札、梱包・発送等 100 2005 48 100.0 100.0 0.0 81.3 広告 伝票管理、台帳登録、支払業務・データ 入力、名刺、ファイリング、マッサージ等 100 (匿名) 113 100.0 98.2 0.0 1.8 58.4 金融 書類照合・整理・保管、照会対応、DM 封入・発送 バンスカ、データ処理、写真・印刷、	大半 (品質・価格・納 期は一般企業と 同様(記録争)	_ _ _
(14社)	(品質・価格・納期は一般企業と同様に競争)	_
2005 27 100.0 100.0 0.0 0.0 59.3 (文具・事務用 品) 印刷・製本、名刺・名札、梱包・発送等 100 2005 48 100.0 100.0 0.0 0.0 81.3 広告 伝票管理、台帳登録、支払業務・データ 入力、名刺、ファイリング、マッサーン等 100 (匿名) 113 100.0 98.2 0.0 1.8 58.4 金融 書類照合・整理・保管、照会対応、DM 対入・発送 バンコン入力、データ処理、写真・印刷、	(品質・価格・納期は一般企業と同様に競争)	
2005 48 1000 1000 00 00 81.3 広告 入力、名刺、ファイリング、マッサージ等 100 113 100.0 98.2 0.0 1.8 58.4 金融 封入・発送 パンコン入力、データ処理、写真・印刷、		
(匿名) 113 1000 98.2 0.0 1.8 58.4 金融 封入・発送 パソコン入力、データ処理、写真・印刷、	100%	
2003 59 100.0 93.2 3.4 3.4 61.0 製造(鉄鋼) 計量器検査、素材測定、メール、印刷・ 100 製本	大半	
(社) 全国 1986 147 100.0 91.2 6.8 2.0 55.8 製造(化学) ○OA. 印刷、配送メール、クリーニング、 100 △緑化・清掃等	100%	
重度 障害 1992 22 100.0 90.9 4.5 4.5 72.7 (東西 名雇 第) 72.7 (東西 第) 72.7 (東西 第) 7. 79入力・集計、デープ起こし、書類封 入・発送、事務管理等	大半 (一部、官公庁 から受注)	
用事 個別	市 大半(県・市からはほとんど無し)	
協会 グ 2007 12 100.0 75.0 25.0 0.0 75.0 製造(化粧品) 製造(化粧品) 料加工・検査、食品加工 100	100% (受注は親会社 の標準単価で優 遇無し)	
1994 63 100.0 73.0 23.8 3.2 81.0 製造 (空調機等) 製造 製造	大半 大半	
1992 26 100.0 65.4 34.6 0.0 80.8 (化学、建設資	大半	
2009 16 100.0 62.5 31.3 6.3 56.3 電力 デザイン・印刷・製本、放送字幕製作、 99 物品販売、書類仕分、郵便物	大半	
2007 10 100.0 60.0 40.0 0.0 60.0 金融 伝票・手形帳・小切手帳作成、名刺・ 100 100 100 100 100 100 100 100 100 10	大半	
2005 17 100.0 58.8 41.2 0.0 100.0 流通(小売) <mark>印刷、★椎茸栽培</mark> 99 (市1	大半 (官公庁需要あ り)	0
1995 99 100.0 48.5 47.5 4.0 52.5 電力 ★花卉栽培、▲花壇保守、グラフィク・ (府24、 アル、賞農園等 24)	市 80% (0
② 2006 2001 11 100.0 0.0 100.0 0.0 - 外食 対リーニング、リサイクル、洗剤充填、★花卉 100 栽培、等	大半 (花卉等一部は 市販)	0
高齢 個別 2004 2003 33 100.0 0.0 51.5 48.5 - 電力 芸、・メールサービス等 芸、・メールサービス等		0
者雇	大半(0
2004 1998 ※13 100.0 0.0 100.0 0.0 - 製造(電機) <mark>★花卉・苗栽培、観葉植物レンタル、▲ 花垣管理、有機肥料・堆肥等</mark> 89	(市販中心)	0
2011 26 100.0 61.5 26.9 11.5 11.5 物流 ★野菜(水耕)・キノコ(菌床)栽培 100	0%	0
3 農林 の別 水産 ヒヤリン 2011~ 2009 16 100.0 18.8 50.0 31.3 31.3 住宅販売 ★野菜栽培、印刷、等 100	大半 (野菜は独自販 路を拡大中)	0
では、		0
所 2010 ※14 100.0 0.0 71.4 28.6 42.9 IT情報 ★農作業請負 100	10%以下 (0
2008 8 100.0 0.0 87.5 12.5 50.0 <u>製造</u> ★野菜(水耕)栽培 100 資料: それぞれ①は高齢・障害者雇用支援機構(2009)『特例子会社の設立、運営等に関する調査研究』、②は「障害者雇用事例リファレンスサービス」(高齢・障害		0

資料: それぞれ①は高齢・障害者雇用支援機構(2009)『特例子会社の設立、運営等に関する調査研究』、②は「障害者雇用事例リファレンスサービス」(高齢・障害者雇用支援機構、 http://www.refjeed.or.jp/)、③は農林水産政策研究所調査に基づき、会社HP等による追加情報を加えて作成.

注

- (1) 現在,雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者であり、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる。
- (2) 雇用率は、国・地方公共団体にあっては 2.1 %以上、都道府県等の教育委員会にあっては 2.0 %以上、特殊法人及び独立行政法人にあっては 2.1 %以上とされている。
- (3) 平成 10 (2008) 年の法改正において、中小企業における障害者雇用を促進するため、特例子会社がない場合であっても、企業グループ全体で雇用率を算定するグループ適用制度を創設している。

注. ②および③は農業実施の特定子会社. 雇用者数の※は農業専門事業所の雇用数(当該子会社全体の数値ではない).

- (4) グループ適用の場合の認定要件は,
 - ① 親会社が特例子会社を保有しているとともに、関係会社が株式会社又は有限会社であること、
 - ② 親会社が関係会社の意思決定機関を支配していること,
 - ③ 関係会社が特例子会社に役員を派遣,出資又は年間 60 万円以上の発注を行う等,人的・営業的な関係が緊密であること,
 - ④ 親会社が障害者雇用促進者を選任しており、当該障害者雇用促進者が特例子会社及び関係会社に関しても障害者雇用促進者の業務を行うこと、
 - ⑤ 親会社が企業グループ内の障害者雇用管理を確実に行うことができること、としている。
- (5) 雇用率未達成企業(常用労働者 200 人超)から障害者雇用納付金(不足1人当たり月額 5 万円)を徴収し、雇用率達成企業などに対して障害者雇用調整金(超過1人当たり月額2万7千円)、報奨金(常用労働者 200 人以下、超過1人当たり月額2万1千円)を支給するとともに、各種の助成金を支給している。
- (6) 障害者のカウント方法は第2表注2のとおり。
- (7) 特例子会社 318 社 (厚生労働省「特例子会社一覧」(平成 23 年 5 月末日現在)) について、インターネット等により調査。約20数社については不明。

【引用・参考文献等】

- [1] 厚生労働省(2011)「障害者の雇用・就労の現状と今後の展開について」
- [2] 高齢・障害者雇用支援機構(2009) 『特例子会社の設立, 運営等に関する調査研究』
- [3] 高齢・障害者雇用支援機構(2012)「障害者雇用事例リファレンスサービス」(http://www.ref.jeed.or.jp/)

個別事例にみる農業活動の特徴 3.

(1) 調査対象事例

以上のような特例子会社の農業分野への進出状況を踏まえ、今回、農業を経営の中心に 据えている特例子会社の中から、できるだけ多様な経営形態の企業を抽出することとし、 露地野菜と施設園芸を経営している1社,水耕栽培を経営している2社,水耕栽培+特用 林産物栽培+農産物加工という多角経営を行いつつある1社、地域の農家から農繁期等の 農作業の請負を行っている1社を選出し、これら5社に対して現地実態調査を行い分析し た。

① (株) タマアグリ (タマホーム)

<露地野菜+施設園芸>

② (株) ハートランド (コクヨ)

<水耕栽培>

③ (株) クボタサンベジファーム (クボタ)

< " >

④ (株) センコースクールファーム鳥取 (センコー)

<水耕栽培+特用林産物+農産物加工>

⑤ (株) ひなり (伊藤忠テクノソリューション) <農作業請負>

調査対象事例の概要 (2)

今回の調査対象企業は、いずれも親会社は従業員数が 3,000 人を超える大企業であり、 農業を行っている特例子会社の設立は一番古いところで 2008 年と、設立されたばかりの 企業が多くなっている(各社に関する詳細報告は次項を参照)。

雇用されている障害者とその他職員

雇用されている障害者の数については、8人から26人と幅がある(表5)。障害の種類 別では、4社で知的障害者の割合が一番高く(④のみ身体障害者が一番多い),①,③, ⑤の3社は精神障害者の割合もそれぞれ31%,42%,29%と高くなっている(残りの2 社も10%を超えている)。また、②は精神障害者は1人(8人中)しかいないが、障害者 全体のリーダー的な役割を期待されている。今回、雇用されている障害者の障害の程度を 示す等級、度数についてまで調査を行っていないので、定量的には示せないものの、各社 に対する調査結果を踏まえると、少なくとも農業分野に進出した特例子会社では、自力で 通勤し、最低賃金に見合った作業を行える比較的障害の軽い人が比較的数多く雇用されて いる状況にある。なお、雇用する障害者を公募しているケースでは、高い応募倍率(ハロ ーワークが適性のある者に絞り込んでなお、2倍、4倍という企業があった)となってお り、潜在的には、まだこうした農業分野に進出した特例子会社で働ける障害者が地域にか なりいるものと見込まれる。

一方, 雇用した障害者を管理する職員については, いずれの企業も4~6人の規模であ り、障害者の雇用者数に比べてかなり少なくなっている (第4表)。③は障害者枠の雇用 者 12 人を管理する職員が社長のほか3人いるが、いずれも経験のある身体障害者が担当 している点が、④は障害者をサポートする高齢者を 11 人雇用している点が、それぞれ特 徴的である。

第4表 調査対象特例子会社における障害種類別にみた障害者雇用数、その他従業員数

	障害者	雇用数						その他従業員数
			障害種類	頁別『	雇用す	皆 数	(割合)	
			身体障害	知的	障害	精神	障害	
タマアグリ ①	16	(100.0)	3 (18.8)	8	(50.0)	5	(31.3)	6
ハートランド ②	8	(100.0)	0 (0.0)	7	(87.5)	1	(12.5)	5
クボタサンベジ ファーム ③	12	(100.0)	0 (0.0)	7	(58.3)	5	(41.7)	4(うち身体障害3)
センコースクール ファーム鳥取 ④	26	(100.0)	16 (61.5)	7	(26.9)	3	(11.5)	14(うち高齢者11)
ひなり 浜松事業所 ⑤	14	(100.0)	0 (0.0)	10	(71.4)	4	(28.6)	5

資料:農林水産政策研究所調査(2011~2012年)により作成

2) 生産した農産物の販売先

親会社が大企業であることもあって、生産した農産物の販路を独自に開拓している例が多い。①は当初 JA への出荷が大半を占めていたが、その後、近隣の食品流通・加工企業との契約栽培が5割を占める状況となっている(第5表)。②、③も食品スーパーへの直接販売が中心であり、④も卸売市場の荷受け組合との契約販売が中心である(⑤は、自ら農産物を生産していない)。また、販路として、親会社グループの食堂やPR商品、ノベルティグッズに活用している例は多く、①、②、③のほか、⑤も自ら農産物を生産していないが、作業を受託している農家の農産物を親会社グループのノベルティグッズ等で活用している。また、収支改善のために、各社とも今後販売の拡大が計画されているが、その中で、地域の社会福祉法人や農家と連携して共同出荷に取り組んだり(②)、取り組む予定の事例(④)も見られる。

第5表 調査対象特例子会社における農産物の販売先

	事業開始当初の販売先	現在の販売先	今後の販売拡大の取組
タマアグリ ①	農協を通じた出荷が大半	流通業者(契約販売)5割、卸売市場2割、 直売所・学校給食2割、農協1割	廃棄部分の加工とそのネット販売、親 会社のPR商品としての販売
ハートランド ②	営業畑出身の社長が量販 店対応の経験を活かせて販 売先を開拓	スーパーチェーンの店舗向け5割。その他は 百貨店、生協、親会社社員食堂向け(以上 契約販売)、農協経由の市場出荷	スーパーチェーンとの更なる取引拡 大(自社だけでは不足する出荷量は 社会福祉法人との連携で対応)
クボタサンベジ ファーム ③	(2011年から販売開始)	スーパーチェーンの店舗向け中心。 やき肉 チェーン、親会社社員食堂(契約販売等)	宅配便による取り寄せ販売を計画。 親会社の買取増加も期待
センコースクール ファーム鳥取 ④	水耕設備販売会社への委託	地方市場の荷受会社が中心。 一部地元ホテルにも出荷(契約販売)	荷受会社の取引拡大要望を受けた社 会福祉法人等との野菜生産委託契約
ひなり 浜松事業所 ⑤	_	販売なし(ただし、作業の請負先の農家の農産物 をグループ内のノベルティグッズ等で使用)	将来も販売予定なし(ただし、作業請負先 の農家の販路拡大には取り組む)

資料:農林水産政策研究所調査(2011~2012年)により作成

3) 親会社,行政からの支援

初期の投資資金や運転資金については、親会社の拠出や融資で賄っている企業がほとんどであり、前述のように、雇用した障害者の管理を行う職員等の給与についても一部もしくは全額親会社が負担しているところが多い(第6表)。他方で、親会社には法定雇用率を満たせない場合の障害者雇用納付金の削減(法定雇用率を上回っている場合には調整金を受給)、会社の CSR 活動としての企業イメージの向上等のメリットがあり、お互いに相互依存関係にある企業がほとんどである。

また,社会福祉法人とは異なり福祉サイドからの資金面での支援を受けられないものの, 労働サイドからの雇用関係の補助金を受け取る例(③,④),農業生産法人化して農業サ

イドの補助金や融資を受ける例(②) もみられる。また、障害者の扱いで、ジョブコーチの支援を受けている事例は多く(①, ④, ⑤)、農業分野以外の業務を行う特例子会社を別途持っている企業(②, ③)では、障害者の扱いについて、その特例子会社が蓄積しているノウハウが活用されている。

他方,農業の情報や技術面では,農業普及員からの支援を受けている例(①)もあるが, ①も含めて多くの企業が,雇用した農業技術者,先行企業,水耕栽培のソフト面もパッケージにした施設販売企業からの支援を活用していた。

第6表 親会社からの支援、親会社のメリット

		タマアグリ ①	ハートランド ②	クボタサンベジ ファーム ③	センコースクール ファーム鳥取 ④	ひなり 浜松事業所 ⑤
104 2	社内融資(運転資金等)	L <u>9</u>	9	×	<u>9</u>	<u> </u>
社からの支	商品等買い上げ	○ 催事配布物(米、野菜等)	○ 一部が親会社食堂へ	親会社・社員食堂 (売上の10%未満)	×	- (販売なし)
援等	出向者等の人件費補助	X	○(一部)	○(一部)	○(一部)	○(全額)
	親会社のメリット	納付金削減、外部委託費削減、社会貢献	社会貢献	社会貢献	社会貢献	法定雇用率達成、社会貢 献

資料:農林水産政策研究所調査(2011~2012年)および既存調査報告書等により作成。

4) 今後の事業展開

農業分野に進出した特例子会社では、収支を黒字化できていない企業が多い。このため、 収益拡大のための様々な取組が行われている。

具体的には、第5表にあるような生産した農産物の販売拡大のほか、①では農閑期を活用した他部門(名刺等の印刷)の導入・拡大、周囲の農家の農産物の買入・販売、農産加工・直売が計画されている。②では、福祉施設からの野菜の買入・販売、③では、低農薬栽培による差別化と作業実習を通じた社会福祉法人との連携が既に着手されている。また、④では、地域の農家に野菜の生産やタケノコの収穫を委託し、それを加工する事業が計画されており、⑤では、複数の農家との連携による周年での業務の確保、作業を受託している農家の販売支援等が計画されている。

現在は、親会社との関係は密接であるものの、地域では比較的独立性が高い事業展開を 行っている企業が多いが、以上のように収益拡大のため地域の農家、社会福祉法人、農業 関連企業との連携を強化しようとしている企業も多く、今後、こうした有機的な結びつき が広がり、人的な交流、地域の農産物の販売、雇用等の増加に結びついていけば、地域の 経済社会の維持・再生にも貢献していくことが期待できる状況となっている。

(吉田 行郷)

4. 実態調査報告

(1) タマアグリ株式会社

はじめに

タマアグリ株式会社(福岡県筑後市)はタマホーム株式会社(東京都)の特例子会社である。同特例子会社は休耕農地を活用して施設および露地の野菜生産を行っているが、季節性の強いこれらの農業生産ばかりでなく、印刷業もあわせて実施しているところに特徴がある。こうしたタマアグリ株式会社の活動を紹介していく。

1) 特例子会社設立の経過

親会社であるタマホームは社員 3,000 人ほどの規模で、障害者雇用を社内で進めたがそれには限界があり、雇用分野を広げるために特例子会社を設立(出資金 4,000 万円) して農業を始めることになった。もともと筑後市は、親会社タマホーム発祥の地であり、タマ

アグリの社屋もタマホーム本社跡を 利用している。

この地域では農業者も減り、耕作 放棄地も多いことから、農業をする ことにしたが、やや簡単に考えてい た。水耕栽培は資金不足で行わず、 露地野菜中心の経営とした。

タマアグリの農地は、会社から北に車で 10 分ほどの所に 3.5ha を借地している(地権者 $6\sim7$ 人)。 JR羽犬塚駅からは北 1.5 kmほどに位置し、

IR鹿児島本線と県道 721 号線に挟ま



写真1 タマアグリ社(福岡県筑後市)

れた地区にある。駅から広がる市街地の南端にほど近く、鹿児島線を隔てた向かい側には 工場団地が立地するなど、非農地に囲まれた地区である。圃場整備が行われておらず、耕 作放棄地が点在している。農地は、特定貸付事業により5年間の借入で、借地料は大企業 であるタマホームが進出するということで転用期待もあり、通常の2倍程度という水準で ある。農地内に園芸ハウス(アスパラ)を設置したが、本来設置したかった場所は、地主 から5年後の返還を希望されているので、別の圃場に建てるなどの対応を行っている。

タマアグリは同地区で当初 100 a を借地し、2年目に65 a、3年目に191 a を借り足して、調査時点現在には356 a にまで拡大している。圃場はそれぞれ隣接してはいるが、不整形の圃場が連担する形状となっている。高齢者が耕作する圃場が周辺にあるため、引き続き規模拡大の余地は多分にあるという。ただし、一方で前述のように借地期間5年で、

転用希望が強い地区でもあることも考え合わせると、必ずしも長期的な利用が担保される かどうかという点では問題を残している。

収益を安定させるために農業のほかに印刷業も実施している。タマホームグループの印刷物である名刺、ダイレクトメール、カタログ等の作成、発送が中心である。従来、親会社が外注していた事業を、タマアグリが肩代わりして実施することになった。PC上のメニューで順番に操作するだけでよい簡素な自動組版システム (1) を導入することで、障害者でも対応が容易となっている。こうした印刷業の取組によって、親会社の印刷経費削減に寄与している。

子会社の設立は 2009 年 6 月 1 日, 現在, 3 年目を迎えたところである (第 1 期 2009 年 6 / 1 ~ 2010 年 5 / 31, 以下同様)。社長の大坪氏は, 地銀の支店長, 筑後商工会議所専務理事 (7 年間)を経て, (タマホーム社長の玉木社長から)請われてタマアグリの社長を引き受けることになった。出向職員を含め給与は, 全額子会社の収益から支払っている。そうした意味でも,子会社の経営は収益を上げる努力が必要となっている (調査を行った他の特例子会社では,こうした例はなく,職員の給与は本社が全額支払ないし補填されている)。

社員は、社長を含め正社員スタッフ6名と障害者(準社員)が16名である。

2) タマアグリの取組内容-農業活動を中心に-

(ア) 農業生産・販売活動

タマアグリが保有している農業機械は、トラクター、マルチャー、噴霧器、草刈り機等 (貸借対照表によれば大農具資産額は 214 万円)、地元の農業指導員(農地を借りている 農家でもあり、規模の大きな米作農家)が機械を貸してくれることもあり、過剰な投資と はなっていない模様である。園芸用ハウスが 21 a (同、構築物資産額は 629 万円、ハウ ス以外も含む)である。

農作業には正社員3人も従事しているが、出荷・運送作業に追われることが多く、圃場での作業は、障害者(11人)による部分が大きい。

農業活動の概要は第7表に示したとおりである。栽培品目は、①冬春レタス(トンネル栽培)、②アスパラガス (ハウス栽培)、③ネギ (露地)を基幹作物としている。①、③の収穫期が11月~翌4月で、②が5月~10月(2,3月も一部収穫)であるから、施設栽培と露地栽培を組み合わせることで、周年で出荷する作業体系となっている。

5月~ 10 月は、労力に余裕があることから、タマネギ、ジャガイモ、オクラ、トウモロコシといった露地野菜を試行錯誤しながら栽培してきた。

初年度(2009 年 6 月~翌 5 月)および 2 年目(2010 年 6 月~翌 5 月)の農産物売上高はそれぞれ 237 万円,588 万円であったが、3 年目にあたる今年度(2011 年 6 月~翌 5 月)には、レタス(トンネル作)を大幅に拡大することにして、売上高 2,000 万円程度にまでに拡大する予定としている。

当初、農産物の大半は農協を通じた出荷を行っていたが、収穫後の調製・包装作業に時間がとられることから、調製・包装を要しない業者向けを中心とした出荷に切り替えている。レタスのラップ個包装、ネギ袋詰めを止めて、コンテナに裸詰めとした。作業が簡素

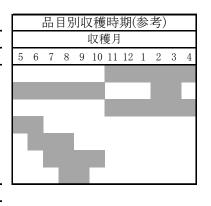
化されたことで, 栽培面積の拡大が可能となっている。こうした業者との取引は契約栽培であり, 予め販売価格が決まっていることから販売計画が立て易くなっている。

なお、農産物の販売先は、食品流通・加工業 A 社 (2) が 5 割、卸売市場(久留米市場等) への持ち込み販売が 2 割、直売所・学校給食が 2 割、農協(委託販売)が 1 割となっている。

第7表 タマアグリの農業活動の経過

(単位:a、万円)

		第1期	第2期	第3期
		$(2009.6\sim)$	$(2010.6\sim)$	(2011.6~)
	障害者雇用	16名	16名	16名
	農地規模	100	165	356
	レタス(トンネル)	69	64	248
	アスパラ(ハウス)	21	21	21
品目	ネギ		44	64
別 栽培	タマネギ		81	
面積	ジャガイモ			24
	オクラ		29	
	トウモロコシ	10		
是	農産物販売額	237	588	2,000
F	印刷業売上額	363	2,639	(拡大へ)



注. 第3期の栽培面積、農産物販売額は見込み.

こうして3年目の今年度は、大幅に作付けを拡大するレタスをメイン作目とし、販売見込額 2,000 万円のうち、その半分を占める予定としている。レタスの販売は前出の地元食品流通・加工会社 A 社との契約取引を主としている。A 社は、圃場までレタスの集荷に来てくれる。レタスについては、収穫後の作業を大幅に簡素化しているが、一方でやはり手のかかる育苗作業や定植作業を残しており、その点では障害者のマンパワーに依存する農作業体系であることには変わりない。

以上のような自社生産の農産物だけでなく、親会社がPR用に顧客に贈呈する農産物の仕入れについてもタマアグリが対応している。商談会や展示会など「先着〇〇名様プレゼント」と銘打った催事で配布されるもので、5 kg袋の米や「詰め放題野菜」(にんじん、ピーマン等)などである。それまでは各支店が仕入れを行ってきたが、タマアグリが一括して購入している。特に米の仕入れが大きく、卸問屋から仕入れた米に1割程度のマージンを付けて、各支店へ納めており、3,000万円を超える販売額になる。

(イ) 障害者の就労形態等

社員のうち正社員6人(社長,専務ほか4人)で、現地採用の1人を除き、タマホームからの出向者、転籍者でいずれも県南地域を中心とするタマホーム事業所の出身である。 作業の分担は社長を除く5人のうち3人が農業担当で、2人(女性1人)が事務および印刷業を担当している。

農業担当の社員3名は皆、農業の経験はなかった。このため、前出の農業指導員にコンサルタント料を支払って、週に $1\sim2$ 回来てもらって指導を受けている。農業機械操作や水利、農薬等で指導をしてもらっている。その他、アスパラは農業普及センター、レタスは農協、ネギは農業生産法人から指導を受けている(これらは無料である)。

一方で、障害者である準社員は 16 人で時間給制による給与支払いとなっている。準社員は、はじめの3ヶ月間のトライアル雇用、6ヶ月間(2回)の雇用を経て、その後1年間ごとの雇用契約となっている。

障害者は、「農業をできる人」として募集し、① 2009 年 10 月に 6 人、②同 12 月に 6 人、③ 2010 年 2 月に 4 人と、順次、雇用者を拡大してきた。①は B 社 (3) に依頼して実施、②はハローワークを通じた採用であった。②の場合は、公募であったため、応募者は 60 名程度、一次面接で 32 名、二次面接で 10 名と絞り込んで最終的に 6 人が採用されている。採用者を障害の種類別にみれば、身体障害 3 人 (うち農業 2)、知的障害 8 人 (農業 6)、精神障害 5 人 (農業 3)。出身地別には、筑後市 2 人、久留米市 5 人、大牟田市4 人等となっている。

なお、採用された障害者の前職等は、障害者施設の利用者のほか民間企業勤務、失業中などであった。採用した 16 人からは、1 人も離職者が出ておらず、障害者の雇用の場としての環境が整っているといえる。

なお、16人のうち、3人は重度障害者(雇用実績上は2人分でカウントされる)ため、 雇用実績としては19名で、親会社からみれば1,100万円の障害者雇用納付金が軽減される。

障害者の年齢層は、20、30歳代(特に30歳代)が多く、53歳の身体障害者が最高齢である。障害者16人雇用のうち、農業担当は11人(なんでもできる者が5~6人)で、印刷担当が3人、事務・清掃が2人である。ただし、それぞれの仕事が忙しい時には、他の仕事を手伝うことにしている。例えば、大量に印刷発注が来た場合には、農業担当の障害者も印刷作業に従事している。

障害者は、障害者支援組織の 10 組織(前述の B 社のほか、障害者福祉施設・事業所、障害者就業・生活支援センター等)から広く紹介してもらって、採用している。こうした関係を継続させるため、この 10 組織を交えて、毎月支援者会議を開催している。うまく作業できない障害者については、支援機関からのアドバイスをもらって、別の作業に替わってもらうなどしている。作業は、鍬作業に向いている、いないなど、それぞれ障害者の特徴を生かして分担している。障害者の種類も身体、知的、精神の3種にわたっていることから、支援組織のアドバイスは有効である。精神障害者の場合は、2 ヶ月間休んでしまうなど波があったりする。

障害者の就業時間は、 $8:00 \sim 15:00$ の早出、 $10:00 \sim 17:00$ の遅出の2種である。昼休み 1 時間を除いて6 時間労働である(採用条件の1 つとして週 30 時間以上の勤務が可能であることとしている)。時給制で、1 時間 750 円であるから、月 22 日働いた場合の給与は 10 万円程度になる。現在は6 時間勤務であるが、これからは能力に応じて8 時間勤務や時給の引き上げを考えていきたいとしている。将来的には、正職員化も視野に置いており、その場合には、時間給から固定給に移行することになる。

列車通勤の障害者4人については、羽犬塚駅までの送迎バスを運行しているが、他は自力での通勤となっている。

(ウ) 親会社との関係と収支状況

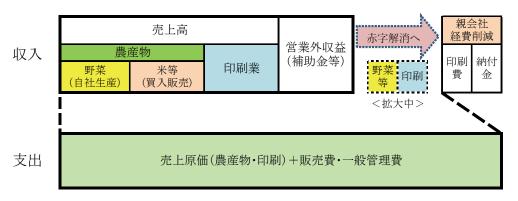
タマアグリと親会社であるタマホームとの関係について、収支面に注目して整理すると

以下のようになる。

まずもって、前述のように障害者を雇用することで、親会社が支払う納付金を削減している。また、親会社が外注していた名刺等の印刷を、タマアグリが肩代わりして、外注よりも安く請け負うことで親会社の経費削減に貢献している。例えば、名刺1セットを外注した場合には1,800円かかるところを、タマアグリでは1,100円で請け負っている。

一方で、親会社が催事で配布する農産物等をタマアグリから買い上げており、(タマアグリが仕入れて販売)、この部分は親会社がタマアグリの販売を支援している。

以上のような、親会社との関係を含めて、タマアグリの収支状況について、概念的に整理すれば、第4図のようになる。



第4図 タマアグリの収支 (イメージ, 2011年調査時点)

タマアグリは、障害者雇用納付金の削減および印刷業の委託費削減という両面で親会社の経費削減に貢献し、親会社による農産物買い上げ支援を得ているが、こうした経費削減や支援部分を含めても、調査時点における収支は赤字である。なお、親会社からは資本金4,000 万を出資してもらっているが、既に初年度の赤字補填に充当しており、2年度目以降の赤字は、親会社からの借入(社内融資)でまかなっている。

こうした状況の下で、赤字解消に向けて農業(野菜等)および印刷業それぞれの事業拡大をはかることを当面の課題としている。親会社による農産物買い上げについては、拡大の余地はあるものの、大きく期待できる状況ともいえない。加えて、前述のように、親会社からの人件費補助が無いことも、タマアグリが一層の事業拡大を指向させている要因となっている。

おわりに 一今後の取組方向をめぐって一

今後,親会社の法定雇用率達成のためには,現在の障害者雇用 16 人では不足しており,30 ~ 40 人規模の雇用をめざしている。こうした中で,2011 年 11 月には,5 名程度の障害者求人を行っている。引き続き雇用拡大に向けた取組が進行しており,それに見合う事業拡大が講じられていることになる。

事業拡大の方向は、農業および印刷業の拡大であるが、これに加えて、農産加工も組み込んでいきたいとしている。既に、アスパラガスやタマネギについては出荷せず廃棄していた部分(アスパラの下茎部分やタマネギの皮など)をお茶に加工する取組を開始してい

る。これらはネット通販等で独自販売を目指すほか、親会社の PR 商品として利用してもらうよう働きかけている。

いずれにしても、障害者の雇用を拡大する上で、農業は有効であるが、加工を含めた農業の収益性がどのように発揮されていくか、引き続き、注目していく必要がある。

(香月 敏孝)

注

- (1) 大手コピー機器メーカーC社の開発による。C社では、同システムの活用例としてタマアグリを紹介している。
- (2) A 社は、タマアグリの圃場(筑後市上北島)にほど近くに所在する食品流通・加工業者で、従業員(正社員)9 人。外食チェーン店、食材宅配業者等を主な取引先としている。同社は福岡市内に規格外野菜の小売店舗も開設している。同社の取引銀行が、タマアグリ・大坪社長の出身銀行であることから、同社長とはもともと縁があったと考えられる。
- (3) B 社は、人材派遣・職業紹介業を行う企業で、福岡県障害者雇用拡大事業の受託事務局を担当している。同事業のPR記事によれば、「障害者雇用の段階から人材紹介、採用後の定着までの一貫した支援を無料で提供します。企業様を対象としたセミナーや就職を希望される障害者の方と企業の皆様との合同フォーラムも実施しております。障害者の雇用を検討されている企業の皆様、ぜひご利用下さい。」(福岡県福祉労働部労働局労働政策課(2009)「労働ふくおか」2009年7月号による。)

【引用・参考資料】

- [1] タマアグリ(2011)「障がい者採用計画の実践と雇用管理」(同社が作成した事業内容説明パワーポイント資料)
- [2] 高齢・障害・求職者雇用支援機構 (2010)「地産地消 新鮮野菜を食卓に-タマアグリ株式会社/タマホーム株式会社-」(障害者雇用事例リファレンスサービス: http://www.ref.jeed.or.jp/22/22065.html)

(2) ハートランド株式会社

はじめに

今回調査した特例子会社のうち3社が水耕野菜栽培を行っているが、ハートランド株式会社(大阪府泉南市)は、そのうち設立が一番古い会社である。農業生産の経験を積み、独自の販売ルートを開拓するなど、農業経営体としての内実が整った取組内容となっている。そうした実態を中心に紹介していく。

1) 特例子会社設立の経緯

親会社であるコクヨは、戦前から障害者の雇用促進に取り組んできている。1949年には「社会福祉法人 大阪聾唖者福祉協会」および「大阪府身体障害者雇用促進協議会」の設立にも積極的に関与してきた(1)。

同社は、事務用紙製品のみならずオフィス家具等の幅広い商品やサービズを提供しているが、そうした事業拡大に伴って、大規模な分社化を実施してきた。このため、同社グループ全体で障害者雇用率が適用されるように、2003 年には特例子会社コクョKハートを設立している。農業を行っているハートランドは、それに次ぐ2つ目の特例子会社である(2006年設立)。

コクヨの特例子会社2社の概要は、第8表に示したとおりである。コクヨKハートは、親会社が行う販促カタログ等の印刷物の印刷・製本を主たる事業としている。印刷事業は、それまでは、外注や協力工場に依頼して行っていたものを、特例子会社の業務として事業化している。このため、子会社の業務の多くは、親会社・グループ会社からの受注に依存している。ただし、受注の条件は品質、価格、納期とも外部の一般企業と同様としており(2)、その意味では一般企業並の経営効率の達成が求められている。

なお、2011 年におけるコクヨ K ハートの障害者雇用数は 32 名で、うち身体障害者 30 名、知的障害者 1 名、精神障害者 1 名である (3) 。

これに対して、農業を行っているハートランドの場合は、2011 年現在の障害者の雇用数は8名であるが、うち知的障害者 7名、精神障害者 1名となっている。ハートランドの設立により、農業部門で知的および精神障害者を新規に雇用する取り組みとなっている。また、コクョKハートが設立された 2003 年には、コクョグループとして、障害者の雇用率は $1.89\%^{(4)}$ で法定雇用率を達成しており、特例子会社 2 社目となるハートランドの設立は、法定雇用率達成のためということよりも、障害者の職域を拡大するための CSR 活動といった性格が強い取り組みとなっている。2011 年にはコクョグループ全体での障害者雇用率は 2.16%となっている (5)

名称	コクヨKハート	ハートランド
設立	2003年9月	2006年12月
特例子会社認定	2005年4月	2008年3月
事業所の所在地等	大阪市東成区 (親会社に同じ). 商品販促物(カタログ等) 管理・発送は 大阪市住之江区	大阪府泉南市 (事務所・農場) 府みどり公社造成の 農業団地分譲
資本金	9,000万円	100万円
事業内容	印刷・製本、カタログ等デ ザイン、名刺作成、POP	農業(野並水耕栽培)

作成、梱包•発送等

69

32

30

1

第8表 コクヨの特例子会社概要

資料:実態調査による(2011年現在).

人員

障害者

身体

知的

精神

ハートランドは、水耕栽培による サラダホウレンソウの生産を行って いる。既に、2000年には障害者福祉 分野からの農業参入の先駆的な事例 としてサラダホウレンソウを生産す る(有)C社(6)が設立されており、そ のほかにも社会福祉法人 D(鳥取市), (株)E 社(熊谷市)で同種の活動が 先行していた。コクヨグループとし ても「NPO 法人大阪障害者雇用支援 ネットワーク」(7)に参加する中で, これらの先行事例に注目し,農業分



(野菜水耕栽培)

13

8

0

7

写真 2 水耕栽培施設

野における障害者の職域を拡大する目的で特例子会社ハートランドの設立に至った。

2) ハートランドの事業内容

(ア) 生産・販売対応

ハートランドは,2006年12月に設立され,農業生産法人認可(2007年2月),操業開 始(同年10月)を経て、2008年3月に特例子会社として認定されている。同社は、大阪 府泉南市の泉南市農業公園(2005 年開設, 24ha) に隣接した農業団地「かるがもの里」に 立地している。同団地は、大阪府みどり公社(8)の造成・分譲によるもので、ハートラン ドのほか、胡蝶蘭生産を行う農事組合法人、水耕葉菜栽培を行う企業なども事業を展開

している。

会社設立に際しては、周辺の住民に対しての見学会を行って理解を求めている。廃 液を流出させないなど、特に周辺の農家には気をつかっている。障害者もきちんと周 辺の住民に挨拶するように指導するとともに、会社として地域の草刈りや懇親会に参 加するようにしている。

ハートランドは、40 a の土地に 1 棟、30 a の施設 (水耕施設 28 a 、作業スペース 2 a)を設置し、サラダホウレンソウに特化した生産を行っている。 夏場には少量だがリーフレタスも生産している。施設整備費は約 1 億円で、農林水産省の半額補助を受けている。スーパー L 資金のほか親会社 (コクヨファイナンス) からも融資を受けている。

水耕栽培を選んだのは、周年で安定した就労が確保されるからであり、サラダホウレンソウを選択したのは、ニッチではあるが潜在需要が多く、事業として持続可能性を保てるとの判断からである。水耕栽培で先行していた C 社からノウハウを学ぶことができた点も大きい。

とはいえ、設立当初は、設備の不具合、生産管理上での失敗や病害の発生のほか、生産量に出荷作業が対応しきれなかったり、出荷量に見合った販路の確保が難しいといった数々の問題が生じた。これらの困難を、C社のほか地域の福祉施設や障害者雇用企業の協力を得るなどして乗り越えてきている⁽⁹⁾。

さて、ハートランドは、生産をサラダホウレンソウに特化しているため、えぐみのない味にこだわった商品作りに努めている。液肥の配合は微妙なところがあるので販売会社にまかせているが、ハートランド側で最適なEC、Phを設定することにしている。あわせて他との差別化を図るため、大阪エコ農産物認証(10)を取得している。

パッケージには同制度の認証マークのほか、「そのまま食べられる!」「やわらかく、アクがないおいしいサラダほうれん草です。」との表示があり、裏面には4種のレシピ(サラダ、パスタ、しゃぶしゃぶ、フレッシュジュース)の紹介などが記載されている。 $60 \sim 100 \ \mathrm{g} \ ($ メインは $80 \ \mathrm{g} \)$ の小袋包装による出荷となっている。

販売先は、およそ半分が全国ないし地域スーパーチェーンの店舗向けである。そのほか、 百貨店、生協向け等で、コクヨの社員食堂向けにも一部が出荷されている。生産が多い時 期には農協経由で市場出荷も行っている。

出荷商品がほぼ、サラダホウレンソウ単品であるため、多くの販路を開拓する必要があった。ハートランドの仲井顧問(調査時点、2010年12月まで社長)は、親会社の営業畑出身で、量販店対応の経験があったことから、こうした販売先の開拓販売に力を尽くしてきた。加えてコクヨが培ってきた信頼が販路を確保させているという。販売先のスーパーチェーン1社はコクヨとで株を持ち合っている関係もある。

市場出荷以外は、契約生産となっているが、事前の値決めだけの契約となっている。サラダホウレンソウが不足気味のため引き合いが多いとのことである。いずれにしても、ハートランドのサラダホウレンソウは同社ブランドとして広く地域の小売店舗に浸透しているといえよう。

出荷は青果専用便による冷蔵宅配を利用している。当初は、運送経費がかかったが、同 じ団地内で水耕栽培を行っている企業が紹介してくれた物流会社に切り替えることが できた。

(イ) 障害者の就労形態

前述のように、ハートランドは知的障害者や精神障害者の雇用を目指して設立されてい

る。特に知的障害者の場合には、農業 分野での就労が多いことに注目し、就 労拡大領域として農業への進出となっ た。播種から収穫・調製まで多様な作 業ができるなど障害者にとって農業は 懐が深い産業であるとの判断である。

障害者の採用は、ハローワークを通じておこなっているが、作業適性が高い障害者を紹介してもらうことにしている。同社は最寄り駅からやや離れた丘陵に立地していることから、JR駅まで自社送迎バスを運行している。



写真3 育苗施設

同社の障害者の労働時間は、本報告書の他の紹介事例は6時間程度であるのに対して8時間制をとっている。給与は日給月給制で月12~13万円程度になる。障害者の雇用数も8名と他の水耕栽培の事例と比較して少人数である。

少人数である点に関しては、施設・機械の装備率の高さが反映されているとみられる。 育苗については密閉型で温度、照明、炭酸ガスが自動管理できる施設が導入されているほか、ホウレンソウ根切り調製機、自動包装機、使用済みパネル自動洗浄機といった機械が装備されている (11) からである。

これらの点から、同社の障害者雇用は、機械作業にも対応可能な比較的能力の高い障害者の少人数採用という性格が強いといえる。年休制度を設けているが、あまり休むことはない。障害者のうち、精神障害者1名については障害者全体のリーダー的な役割も期待しているという。障害者には長く就労してもらうことを基本とし、障害者の高齢化にも対応していく方針である。

栽培過程であるが、まず、前述の施設で苗の自社生産を行っており、播種から発芽まで3日、育苗期間が8日かかる。定植から収穫までの本圃期間が夏場で14日、冬場で31日である。年間17作の周年栽培となっている。障害者は、収穫後の調製・袋詰めを含めこの間の作業を、それぞれの適性に応じて分担して行っている。手作業工程が中心の作業と機械作業と手作業とのバランスをとる必要がある作業とがあるが、いずれも繰り返しが多い根気のいる仕事である。

一方で、健常者の従業員(当社では「管理者」と呼称)は社長も含め5人いるが、うち4人までが親会社からの出向で、1人がハートランドプロパーの職員である。出向者の給与の一部は親会社から支払われている。

なお、ハートランドは他の福祉施設の施設外就労の場としても活用されている (2008 年から)。出来高制の請負作業であるが、賃金に換算すれば地域のパート賃金のほぼ半分の 400 円程度の水準となる。福祉施設側からは作業を受け入れて欲しいとの要望が多いが、

受入規模は最大で1日10人である。

おわりに 一今後の事業展開をめぐってー

サラダホウレンソウの1日当たり出荷量は、設立当初には60袋しかできないこともあったが、2009年には最大で3,000袋まで拡大し、商業ベースに乗る段階に接近している (12)。また、同年度には障害者雇用の取組が評価され「大阪府ハートフル企業大賞」(知事表彰)を受けている。この時期までに、障害者を雇用した農業経営体としての内実が整い、社会貢献企業としても高い評価が得るまでに至ったことになる。

調査時点(2011年)では、経常収支が黒字となっている。親会社からの管理者給与補 填部分を含めると、なお赤字であるが、これも一層の事業拡大を視野に入れると営業収支 としても黒字化が展望できる段階となっている。

販路拡大に向けスーパーチェーンとの更なる取引拡大を模索しており、自社だけでは、不足する出荷量を補うため、社会福祉法人 $\mathbf{F}^{(13)}$ と連携することを計画している。このほかにも、水耕栽培を導入しようとしている福祉施設に対して、ハートランドが施設から野菜を仕入れて販売する方式を提案している。販売に不慣れな福祉施設と販路拡大を指向するハートランドとの役割分担という枠組みである。

こうして, ハートランドは, 農業分野に進出して障害者雇用する取組に加えて, 福祉施設での農業展開をも支援しようとしている。今後の展開が注目される所以である。

(香月 敏孝)

注

- (1) コクヨ(2011)による。またコクヨグループでは「障がいを持つことは害ではないとの考えから、障がい者を表現するときに『障碍者』という字を使用」している。
- (2) 高齢・障害者雇用支援機構(2009), 32~34 頁による。
- (3) 同上(2009)によれば、2008 年の障害者雇用数は 27 名で、全員が身体障害者であったから、Kハートでも職域拡大が進んでいることがわかる。
- (4) 雇用率は、株主オンブズマン(2003)による。
- (5) コクヨ(2011)による。
- (6) (有)C 社は, 富山県立山町で障害者の保護者達が障害者雇用を確保するために, 施設(12 a)を建設し北陸初となる無農薬栽培システムを導入し生食できるサラダホウレンソウ生産(2000 年7月出荷開始)を行っている。取組の詳細については,大代(2005)、宇治(2008)等を参照。
- (7) 大阪に拠点を置き、障害者の就労支援と雇用拡大に向けて職場体験、ジョブコーチ育成事業等を実施している組織。農業分野に関する調査資料として大阪障害者雇用支援ネットワーク(2008, 2009)がある。
- (8) (財)大阪府みどり公社は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地保有合理化法人であり、農業経営の規模拡大や、 効率的な農業生産ができるように農地を集団化するため、規模縮小農家等から農地を買入れ又は借入れし、担い手 農家に売渡し又は貸付け、再配分していく「農地保有合理化事業」事業を実施している。次節(3)で紹介するク ボタサンベジファームについても同公社を通じた農地借入を行っている。
- (9) 設立当初の問題と対応の経過の詳細については、ハートランドの仲井・前社長執筆の仲井(2008) を参照されたい。

- (10) 大阪エコ農産物認証制度は、農薬の使用回数、化学肥料(チッソ・リン酸)の使用量が府内の標準的な使用回数・量の半分以下になるよう府が基準ファイルを設定し、基準以下で栽培される農産物を大阪エコ農産物として府が認証するもの。認証された農産物は認証マークを表示して販売される。
- (11) 育苗施設は農政部局の補助金、根切り調製機、自動包装機、パネル洗浄機等は障害者雇用促進助成金による導入 である。清原(2008)参照。また、仲井(2008) によれば、機械作業に慣れることが障害者の仕事への自信につなが り、同時に生産性の向上に効果があった、としている。
- (12) 仲井社長(当時) へのインタビュー記事から, 船井総合研究所(2009)参照。
- (13) 社会福祉法人 F では、社会就労支援事業所 B 型の事業所を、2011 年 4 月に立ち上げ水耕栽培を開始している。

【引用・参考資料】

- [1] 仲井道博(2008)「印刷関連特例子会社から農業生産法人へ一特例子会社(申請中)「ハートランド株式会社」立ち上げー」(大阪障害者雇用支援ネットワーク(2008)所収)
- [2] 宇治稔(2008)「ハイテク農法・水耕栽培への挑戦-有限会社野菜ランド立山(富山県)の取り組み-」(大阪障害者雇用支援ネットワーク(2008)所収)
- [3] 大代武(2005)「有限会社野菜ランド立山-「サラダほうれん草」生産の主役は知的障害者-」(高齢・障害者雇用支援機構「障害者雇用リファレンスサービス」) (http://www.ref.jeed.or.jp/18/18037_2.html)
- [4] 大阪障害者雇用支援ネットワーク(2008)『農業が作るふくし・ろうどう 農業分野における職域の可能性と展望』
- [5] 大阪障害者雇用支援ネットワーク(2009) 『農業が作るふくし・ろうどう 社会福祉分野における農業』
- [6] 株主オンブズマン(2003)「障害者法定雇用率達成状況 (大阪府内従業員 1000 人以上の企業)」(NPO 法人株主 オンブズマン HP: http://kabuombu.sakura.ne.jp/)
- [7] 高齢・障害者雇用支援機構(2009) 『特例子会社の設立, 運営等に関する調査研究』
- [8] コクョKハート HP(http://www.kokuyo-k-heart.com/)
- [9] ハートランド HP (http://www.kokuyo.co.jp/heartland/index.html)
- [10] コクヨ(2011) 『コクヨグループ CSR 報告書 2011』
- [11] 清原れいこ(2008)「聴覚・身体から知的の人たちも雇用へ コクヨKハート株式会社 ハートランド株式会社」 (高齢・障害者雇用支援機構『働く広場(職場ルポ)』2008.4)
- [12] 船井総合研究所(2009)「モデル企業ルポ ハートランド株式会社」(船井総合研究所 HP, レポート・コラム欄 掲載 (http://www.funaisoken.co.jp/site/column/column_1240373606_0.html)

(3) クボタサンベジファーム株式会社

はじめに

クボタサンベジファーム株式会社(大阪府南河内郡河南町)は、前述のハートランドと 比較して、設立後まだ日が浅く、当面は生産の安定を目指した活動に取り組んでいる。そ うした設立直後の状況について紹介していく。

1)特例子会社設立の経緯

親会社であるクボタは、従来から障害者の法定雇用率 1.8 %をほぼ達成していたが、会社の CSR 活動の一環として、特例子会社クボタワークス、およびクボタサンベジファームを設立している。

このうち、農業を行っているサンベジファームは、クボタワークスに次ぐ2つ目の特例子会社として設立された。耕作放棄地の活用と障害者雇用拡大をめざしている。両子会社の概要は第9表のとおりである。

	名称	クボタワークス	クボタサンベジ ファーム
特例-	設立 子会社認定	2002年7月 2003年6月	2010年2月 2011年2月
3	事業所	本社(大阪市浪速区)、 尼崎営業所、枚方事業 所、喫茶部門訓練受入 (大阪人権博物館内)	かなん事業所・農場 (大阪府河南町)
	資本金	5, 000万円	1, 000万円
事	業内容	印刷、清掃、メール等	農業(野菜水耕栽培)
	人員	30	23 (うち7はパート)
	障害者	21	15 (うち3は管理者)

第9表 クボタの特例子会社概要

(ア) クボタワークスの取組経過

まず、クボタワークス(以下、ワークスと略称)の取組経過については、以下のようである。ワークスは、2002年7月設立され、2003年6月特例子会社に認定されている。事業は印刷、清掃、メール(郵便物仕分け)部門からなる。

ワークス設立時のクボタ本社の障害者雇用率は 1.8 %前後であった。ただし軽度の身体障害者しか雇用していなかった。より社会的な責任を果たし会社のイメージアップを図る目的で更には重度障害者や知的障害者を雇用するためワークスを設立した。ワークス立ち上げ(2003 年)のために、公共職業安定所を通じて障害者の募集を行ったところ、10 人の採用に対して 300 人を超える応募があった。

2004 年には雇用率の母数となる雇用労働者数に適用されていた除外率の変更があったため,20 人の新規雇用が必要となった。これも障害者雇用を促進する要因となった。除

外率制度は、障害者の雇用が一般的に困難であると認められる業種について、労働者数を計算する際に除外率に相当する労働者数を控除する制度である。クボタは一部の事業所が鋳物業であったため除外率は40%、主力工場は一般機械器具製造業で10%であったが、全業種で10ポイント削減となった。ワークスは、設立以来9年連続で新規雇用を行っている。

ワークスの経営は、1年目は赤字であったが、2年目でほぼ収支均衡、3年目以降は黒字見込みとなった。なお、親会社とワークスとを合わせた障害者雇用率は、2006年時点で2.26%で、法定雇用率1.8%を上回るため、雇用率達成の事業主として年間860万円の調整金を受給している。この調整金にみあう助成を親会社から受けることも合わせワークスは収支均衡となっている。

(イ) クボタサンベジファームの設立

農業への取組は、2006 年 4 月に知的障害者による農作業の可能性を、ワークスと大阪府食とみどりの総合技術センターが共同で研究することになったのが始まりである(クボタワークスの研究事業として出発した)。府の設備を借りて 1 年間水耕栽培の溶液栽培に取り組み、テスト販売を実施した。2007 年以降も親会社の研究用施設を借り受け、ミニモデル施設での水耕栽培を継続した。かかる準備期間を経て、2010 年 2 月にサンベジファームを設立した。

クボタサンベジファームが実際に稼働したのは,2011年に入ってから(販売開始は同年3月)なので,経営が順調な軌道に乗るかどうかは,なお未知数の段階といえる。

同社の小頭(ことう)社長は、親会社の人事啓発部長等の人事・総務畑の経歴を持っている。そうした経験があったため、新規に設立されたクボタワークス社長に就任した。親会社を 57 歳で退職した後も引き続いてワークスの社長としてサンベジファームの設立に取り組み、さらにサンベジファームの社長にも就くことになった。あわせて、小頭氏は、大阪同和・人権問題企業連絡会前理事長、大阪人権博物館常務理事としても活躍している。特例子会社や人権問題に関するセミナー等での講師もつとめている。

以上のように、特例子会社クボタワークスでの取組があったことから、障害者雇用のノウハウが蓄積されている。例えば、朝礼・終礼の実施、作業の反省や希望を日誌として提出してもらう、障害者社員から主任を育てあげるなどの取り組みである。新規に設立されたクボタサンベジファームにおいても、こうした経験が生かされている。

クボタサンベジファームは障害者の職域拡大をめざして設立されている。ワークスの設立時に多数の応募があったことから、まだまだ障害者の就労機会が少ないと感じていたからである。NPO 法人「大阪障害者雇用支援ネットワーク」が、大阪府とも連携して、農業分野での職域拡大の可能性について、先進事例の調査等を含め集中的に検討しており、大阪府では前節で紹介した特例子会社のハートランドでの農業(水耕栽培)が行われていた。こうした状況もサンベジファーム設立の背景にあった。

2) クボタサンベジファームにおける農業の取組み

(ア)農地確保・施設整備,地域との関係

サンベジファームは,河南町での遊休農地を借りて水耕栽培(敷地面積 35 a,施設規

模 25 a) を行うことにした。農地は大阪府みどり公社の農地保有合理化事業により,20年間の借入で,年間の借地料は78,000円である(上田で23,000円/10 a)。農地を借地する権利を取得するために農業生産法人となっている。

当初は、大阪府にも接触して、農地の制限が無く、虫も少なく、上下水道も完備している廃校跡地の利用を考えた。岸和田市や泉大津市にも行ってみたが、適当な物件が見つからず実現しなかった。水耕栽培を行うに際して排水の問題で周辺に悪影響を与えないように配慮をしている。

事業費の規模は、1.7 億円でそのうち 4,500 万円は厚生労働省の補助金をあてた (5,000 万円を超える事業の場合は東京での審査となり、手続きが煩雑なので見送ることにした)。 2010 年 12 月に施設が竣工した。冬場でボイラー燃料代がかかることから、必ずしも、この季節での設立にこだわらなくても良かったとしている。

水耕施設には、屋根に太陽光発電施設、パットアンドファン方式による空冷システム(気化熱による冷房)や木質ペレットボイラー(暖房)を取り入れるなど、環境に配慮した施設を整備している。

ところで、クボタサンベジファームの農場(かなん農場)は、農村部にあって周囲を農地に囲まれ、集落住民の家屋とも近接している、株式会社による農業参入であることに加えて障害者が働くことに対して、周辺住民の理解と協力を得ることが必要であった。このため、サンベジファームの設立にあたっては、大阪府、町役場、町会議員にも同席してもらい住民説明会を2回にわたり開催している。

設立後も、町内会に参加するとともに「だんじり祭り」に寄付したり、出来た野菜を配布するなど、周辺住民と溶け込む努力を続けている。そうした中で、周辺から認められる上で大きかったのは、地元からパートさん7人を雇用したことだった。

(イ) スタッフ・障害者

クボタサンベジファームは、社長のほか3名のスタッフ(当社では「管理者」と呼称) と12名の障害者が就労している。

管理者は、①業務課長(農場長)、②生産課長、③営業課長であり、ワークス及びクボタ本社からの出向者であり、いずれも身体障害者である。農場長はジョブコーチ2号の資格を持っており、クボタからの出向者である。生産課長も障害者職業生活指導員の資格を有しており、ワークスからサンベジファームの設立に際して出向してもらった。先代の農場長は、短い勤務期間ではあったが、クボタの機械サービス担当であったベテラン社員だったが、66歳でやめられた。これからもこうした人材の派遣を希望している、とのことである。

先代および今の農場長は、試験栽培の段階で大阪府の農業試験場での栽培技術の研修を受けている。生産課長と営業課長はクボタへ派遣された関連会社の社員であったが、その縁でワークスとサンベジファームで採用されている。営業課長は、ネットの検索が得意である。

管理者3人と新規採用の障害者12名が農作業に従事している。障害者のうち10人は、公共職業安定所を通じた公募で新規採用した。37人の応募があった。採用者はいずれも河南町周辺地区の居住者である。公募に当たっては、並行して大阪府障害者雇用支援ネッ

トワーク,関係 NPO 法人,授産所,支援学校にも声をかけた。障害者のうち2人は,配送(運転)と事務を担当してもらうため,後日,追加での採用とした。障害者は自力で通勤しており,電車,バス,自転車等を使っている。

障害者 12 人のうち、7 人が知的障害者 (うち 5 人が重度障害者)、5 人が精神障害者である。障害者は、農業の経験が無いが、立ったまま作業ができ、移動式ラックを備えるなど、障害者が作業し易い環境を整えた。農業をやりながら覚えることになるが、習熟度は人によって異なるという。

勤務時間は、管理者と事務系の社員の場合は7時間半、それ以外は6時間半(昼休みを挟み8:30~16:00)である。出荷の関係で土曜日にもシフト制をしいて対応している。障害者の給与は、最低賃金をクリアーした時給による日給月給制で、月20日就業した場合には10万円程度となる。

(ウ) 栽培品目・農作業

サンベジファームでは、水耕栽培野菜を9種生産している。シュンギク、コマツナ、ミズナ、ラディッシュ、チンゲンサイ、サンチェ、マザーグリーン等である。これら野菜の播種・育苗、定植、収穫、調製・袋詰めの一連の作業を実施している。およそ全ての作業が手作業中心である。特に播種は小粒の種をピンセットで一つ一つウレタンマットに植え込む根気のいる作業である。定植作業も溶液槽に置かれた発泡スチロール板の穴に一つずつ苗を差し込んでいく。こうした作業を障害者が丹念に行っている。農業は、ものつくりの楽しさを実感できるので、障害者には向いていると考えている。精神障害者にとっても、農作業は有効だと思っている。事務系の仕事をしてもらった精神障害者で、病気が再発したことがあるが、現業部門ではそれがない。



写真4 水耕栽培施設(多種品目を生産)

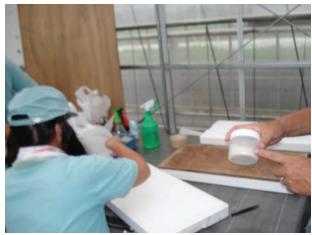


写真 5 播種作業

なお、袋詰め(200g 程度の小袋詰め)が作業のネックとなっていることから、この部分を中心に、別途、近隣の主婦等7人のパートを雇用している。パートは曜日ごとにローテーションを組んで来てもらっており、短い人で1日3時間程度の労働である。

(エ) 販売対応・収支状況

栽培野菜の種類は、試行錯誤しながら選定している段階である。当初は作り易いのでチ

ンゲンサイを多く作っていたが、思うようには売れないので減らした。ベビーリーフは売れ行きは良いが、収穫に手間がかかるので止めた。

販売先は、大阪府下のスーパーチェーン(地域スーパーおよび全国チェーンスーパーの3社で10店舗程度)への販売が中心で、ほかに焼き肉チェーン店、親会社の食堂でも買い取ってもらっている。卸売市場や直売所への出荷は行っていない。

月300万円程度の売上を目指しているが、この間、施設の不具合や病害が発生したこともあり、順調とはいえない。夏場に病気が出たので、一時生産を止め溶液を入れ替えざるを得なかった。出向者の賃金の大半は親会社が補助してくれており、障害者雇用に関する助成金もあるので、なんとか凌いでいるが、4年目には一部の助成金が終了する。それまでには年間売上額を3,000万円に持って行きたい。調査時点の2011年9月では日量300袋の出荷であったが、これを1,000袋まで伸ばしたいとのことである。障害者の人件費だけでも年間2,000万円程度はかかる。

ミニモデル施設での実験栽培を行って準備をしてきたが、広い施設での本格栽培ではトラブルが生じたことになり、当面は生産の安定を図りながら、生産の拡大に繋げていきたいとうことになる。この規模の施設を生かし低農薬栽培による差別化がアピールできれば、5,000 万円程度の売上もあるいは可能かもしれない(1)。そうした意味で、究極の目的が事業の黒字化であるとすれば、今後とも息の長い生産・販売対応の努力が必要とされているとみられる。

なお、試行的な取組ではあるが、2011 年 7 月から宅配便による取り寄せ販売も計画している(地元データ放送会社を窓口)。その販売PR用にチラシには、水耕栽培の特徴として、「香りがソフトで、葉もやわらかく、食べやすい」(生食できる)、「調理がらく」(土付きでない)、「栄養価が高い」(根付きなので栄養価が落ちにくい)、「農薬量がごく少量」(衛生的、安心・安全)といった文言が盛り込まれている。

おわりに 一当面の課題と今後の取組方向一

当面の目標は、野菜生産の安定と拡大である。技術の安定については、水耕栽培施設メーカーが1年間指導してくれることになっているが、必ずしも十分でない点もあり今後も試行錯誤が続く見込みである。

販路の拡大については、親会社での買取増加を期待しているが、親会社の方では材料費が高くなるとの理由で買取拡大に必ずしも積極的とはいえない⁽²⁾。食堂は業者に委託しており、買い取ってもらう事務処理もサンベジファームでやらなければならないし、食材を供給している業者も複数いるという問題もある。直売所については、直売所の会員となっていないので販売していない。

クボタワークスの仕事については、主に親会社が行ってきた業務委託の一部を任せても らう形でやってきたのに対して、サンベジファームでは外に向かって販路を開拓しなけれ ばならないという点で、異なった対応が求めれていることになる。

今後、地域の障害者福祉施設との連携を強化していく意向を持っている。サンベジファームで作業実習(以前には補助があったが、今後は無償で受け入れることになるが)を受けてもらい、適性のある人はサンベジファームでの雇用にも繋げていくことを考えている。

ワークスの方では、既に毎年 10 人ほどこうした研修を受け入れており、サンベジファームでも1人を受け入れたところである。

(香月 敏孝)

注

- (1) 朝日新聞デジタル(2010) (12 月の朝日新聞社の取材記事) では「5年後に売上高5千万円以上と黒字転換を目指す。」としている。
- (2) 小頭社長は自らの講演で「特例子会社を作る際には、事前にしっかりと (親会社や関連会社との間で) お墨付きを貰い、受注の仕組みを作っておくことが肝要だと思います」と指摘している。小頭 (2006) 参照。

<付記>

大阪は、NPO法人株主オンブズマン (代表:森岡孝二・関西大学教授)の本拠地であり、同会が推進してきた企業の障害者雇用に関する情報公開運動が盛んだった地域である。同会の働きかけにより、情報公開審査会の開示決定 (2001 年 11 月) をうけ、厚生労働省は請求のあった企業にかかわる障害者雇用人数、雇用率等を公開することになった。

同会の請求により公開された大阪府下の1,000人以上企業(260社)の障害者雇用状況データ(2003年)によれば、 クボタの雇用率は1.8%(障害者雇用人数214人,法定雇用率を達成した企業では9番目に多い雇用数),コクヨは1.89 %(障害者雇用人数55人)となっている。

なお, クボタは 2002 年の株主総会で障害者の雇用についての考え方について質問された際に, 社長が特例子会社の設立計画について説明している。小頭 (2006) を参照。

【引用・参考資料】

- [1] 小頭芳明 (2006)「特例子会社の新しい取り組み」(第3回エル・チャレンジセミナー・基調講演録,大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合)(http://www.l-challenge.com/guide/pdf/3 kouen.pdf)
- [2] クボタワークス (2011) 「第 10 期経営方針」 (クボタワークス HP) (http://www.kubota-works.com/kubota-warks/image_yard/Management_policies-2011.pdf)
- [3] 大阪障害者雇用支援ネットワーク(2008)『農業が作るふくし・ろうどう 農業分野における職域の可能性と展望』
- [4] 大阪障害者雇用支援ネットワーク(2009)『農業が作るふくし・ろうどう 社会福祉分野における農業』
- [5] 全国農業改良普及協会・クボタ(2011)「障害者が主役,水耕栽培で野菜を栽培 遊休農地活用と地産地消で地域 貢献も目指す」(みんなの農業広場 HP・農業経営者の横顔)(http://www.jeinou.com/manager/2011/09/13/111000.html)
- [6] 朝日新聞デジタル(2010)「障害者雇用へ農業参入 クボタ,耕作放棄地で野菜栽培」 (アサヒ・コム HP,ニュース, 2010 年 12 月 29 日) (http://www.asahi.com/business/update/1229/OSK201012290042.html)
- [7] 株主オンブズマン(2003)「障害者法定雇用率達成状況(大阪府内従業員 1000 人以上の企業)(NPO 法人株主オンブズマン HP)(http://kabuombu.sakura.ne.jp/)

(4) 株式会社センコースクールファーム鳥取

はじめに

株式会社センコースクールファーム鳥取(鳥取県羽合町)は、廃校を活用した水耕栽培、 菌床キノコ栽培を行っているが、事業拡大の一環として地域の農業者、加工業者、障害者 福祉事務所と連携した野菜および同加工生産等の多角化も指向している。また、障害者ば かりでなく、地域の高齢者も雇用し、地域雇用の拡大にも貢献している。以下、同社によ る多彩な取組について紹介していく。

1) センコースクールファーム鳥取設立の経過

(ア) 設立前史

センコースクールファーム鳥取の親会社である株式会社「センコー」は、大阪市に本社をおく総合物流会社である。前身は熊本県水俣市の「富田商会」で、日本窒素肥料の関連会社だった。創業100年を迎えるに当たって、更なる社会貢献をめざすことになった。社長の方針で「自分達で作ったものを運ぶと、お客さんの気持ちがわかる」との思いと、社長は元地主で農業の経験もあることから、第1次産業へ進出を企画することになった。

後にセンコースクールファーム鳥取(以下、センコーファームと略称)の社長となる井上毅氏は、当時、事業開発本部にあって新規事業開拓を担当していた(1)。上記の方針に沿って、廃校を利用した福祉型アグリビジネス(特例子会社)の立ち上げを上申した。センコーは鳥取県には進出していなかったこともあり、鳥取県における事業拡大も視野においた計画であった。この計画が役員会で採用されると、「言い出した者が社長になるのが良い」と指摘され、井上氏が子会社の社長に就任することになった。

センコーは既に、この時点で、障害者の法定雇用率の1.8%をクリアーしており⁽²⁾、センコースクールの設立は障害者や高齢者の雇用創出を中心とした事業展開によって地域貢献を図ることを主たる目的としている。

廃校に注目したのは、グランド、プール、教室、給排水といった施設・設備を使うこと

で投資が抑えられ、農地転用といった問題も避けることができると考えたからである。町に3つあった候補校のうち、一番条件が良いと判断した湯梨浜町・羽合西小学校(2006年に廃校)を活用することになった。地元説明会を含め県および町との調整に半年をかけた。学校全部を借りたかったが、最終的には児童クラブと体育館を使用する市民コミュニティの3者で使用することになった。結果的には、3者が共存することで地域との接点が広がった。



写真6 社屋(廃校となった小学校を利用)

(イ) 子会社の設立

子会社の設立(資本金1千万円:親会社出資)が2010年4月⁽³⁾であり、その後、施設整備工事に3ヶ月をかけた。投資額は総額で1億2千万円程度⁽⁴⁾であり、うち水耕栽培施設が4千万円、内装(バリアフリー化、ドアやトイレ改修、美装など)が2千万円、菌床施設が1.5千万円、電気工事が1千万円、冷蔵施設が0.8千万円、その他太陽光パネル設置などである。廃校の使用料は年間160万円程度であるから、賃料としては低コストが実現できた。特例子会社として認定されたのが、2011年1月である。鳥取県では、特例子会社設置の2例目となった。

障害者を雇用して行う農業として、重労働ではない軽作業で、マニュアル化された生産で、かつ各自のペースで作業ができるといった条件から水耕栽培を選択した。水耕栽培は施設の設置のほか液肥の供給、技術指導など一連の技術をパッケージとして施設販売会社が提供するので導入し易い利点もあった。同様の理由で、キノコ施設菌床栽培もあわせて導入している。

気象等の条件に対応することが必要で経験がいる露地栽培については、当初からやらないことにした(目指してもできないと考えた)。

グランドに設置された水耕栽培ハウスは 6 棟、20 a 程度(各棟、8 m×40 m)で、1 棟当たり 4 ライン(1.2 m×36 m)で全 24 ライン、水耕栽培用のタンク代わりに水泳プールを活用している。プールには発電用の太陽光パネルが装備されている。

水耕栽培の開始に先立ち、センコーファームの一般スタッフ3名が、施設販売会社で研修を受けたほか、半年間、農業大学の聴講生として技術習得に努めた。

2) 事業内容

(ア) 従業員構成等

従業員構成は、社長のほか取締役1名、一般職員2名(うち事務1名)、障害者26名、 高齢者11名となっている。親会社からの出向者(役員2名)の給与は親会社が負担して いる。

障害者の雇用に際して、ハローワークを通じて公募した。公募に先立ち、ハローワークには作業内容等の手順書を提示するなど事前の打ち合わせを行っている。1年かけて26名の障害者を採用したが、応募者は採用者のほぼ2倍となった(ハローワークは、適性をみて候補者を絞り込んで紹介してくるので、実際の倍率はもっと高い)。障害者は3ヶ月のトライアル雇用を経て本採用となっている。

通勤対応は、車のほか電車・バスで自主通勤できる者が多いが、親による送迎も一部含まれている。親元から通っている障害者が多いが、グループホームから通ってきている人もいる(親元から通っていたが、親が病気で入院したので、グループホームに入り、自力で通ってくるようになった例もある)。

障害種類別には、知的障害 7名、精神障害 3名、身体障害者 16名(うち重度障害 3名)である。鳥取県はジョブコーチの支援が充実しており、当初は週 3 回の頻度で、ジョブコーチを派遣してくれ、作業も一緒に行った。障害者の作業分担別の配置は、水耕 9名、キ

ノコ3名,梱包5~6名,配送2名,事務1名等となっている。

センコーファームは、障害者ばかりでなく、高齢者を 11 名雇用している点が特徴である。障害者とペアーとなって、高齢者がサポートする体制(社内ジョブコーチとしての位置づけ)となっている。若い障害者に負担をかけることなく、問題が生じた場合には病院にいってもらうなど一次的な処置を採りやすくしている。

高齢者もハローワークを通じての公募であり、11人のうち農業経験者は2~3人である。うち女性が6人で主に梱包作業を担当し、男性は機械作業などを行っている。

賃金・給与について、障害者は時給710円(鳥取県の最低賃金は648円)の日給月給制で、高齢者は時給750円の日給月給制である。障害者の勤務時間は、9:30~16:30と10:00~17:00の6時間である。時間差を設けているは、積雪等により通勤困難が見込まれるためである。障害者が集中力できる時間として6時間勤務とし、明るいうちに帰ってもらうことを念頭に置いている。最終バスの発車時間が17:50である。高齢者の場合は、仕事の都合でやや遅めまで残ってもらうことがある。障害者についても、やもおえず残業が生じた場合には、家まで送り届けることにしている。

(イ) 生産・販売

① 水耕野菜生産

生産の中心は、水耕野菜栽培であるが、当初は、水耕設備販売会社に販売を委託していたが、順調とはいえなかった。ほどなく卸売市場で荷受けを行っている G 組合 $^{(5)}$ の常務から、センコーファームの取組について新聞で知り、取引をしないかとの申し出があった。この申し出に応えて、青ネギの出荷を手始めに、その後、チンゲンサイ、コマツナ、ルッコラーを加えた 4 品目の契約生産を行っている。これらの野菜は、主にカット野菜原料となる。

出荷量の6割程度を占める主力のチンゲンサイは200g小袋で、出荷は親会社が使用している折りたたみコンテナを利用して梱包費を削減し、自社の冷蔵車により運送される。コマツナも同様であるが、その他の野菜は100g小袋で段ボールケースで出荷される。

これら野菜は契約書に基づき,事前に価格,数量が確定しており,契約量に沿った出荷が週3回行われている。契約量の10%増しまでの出荷は可であり,契約量に満たない場合にもある程度まで許容されている。契約量を大きく超える生産があった場合など,地元の米子市場での委託販売や直売所にも出荷している。ただし,直売所には地元の露地ものがある時には,地元生産者との競合をさけるために,出荷を控えている。一部,地元ホテルへも出荷している。ホテル側では年間通じた食材の供給を求めており,それに応えたものとなっている。

G組合からは、4品目以外でも引き合いのある品目としてサラダセロリなどが提示されており、試験栽培して生産の可能性を検討している。

水耕栽培は、当初、能力一杯作っていたが、生育がおもわしくないこともあって、思い切って間隔を空けて 1/2 の生産に抑え、その後、2/3 ほどの生産までに回復している。栽培に慣れてくればあと 30 %程度の生産余力があるが、出荷の中心は引き続き G 組合とするとのことである。



写真7 水耕施設(グランド跡地に設置)



写真8 出荷作業(元・理科室を活用)

② 菌床キノコ生産

一方で、菌床キノコ栽培は、教室に培養室ごと入れ込んだ改造を施して行っている。当初、西日本に産地がないことに注目して1年ほど黄金タモギダケの栽培を試みたが、機能性食品という特徴があるものの、鮮やかな色がかえって消費者に好まれず、日持ちしないという問題があったため、断念している。

それに代えて導入したのが、子供の頭ほどの大きさのメガマイタケと、国産割合が1~2%と極めて低いキクラゲである。いずれもこの地域では生産が行われていないことに着目し、高付加価値生産を目指した隙間市場狙いの生産である。メガマイタケはホテルなどの玄人向けの需要が期待できる状況となっている。

また、それぞれ現行の販売先が遠方にあり、運送コストがかかることもあって、新たな 販売先の開拓に取り組んでいる。県下の学校給食センターへの販売を計画しており、これ がうまくいけば、徐々に販売先をシフトしていきたい。

3) 販売目標と今後の展開方向

当初の販売目標金額はフル操業を想定した 6,000 万円である。生産量,販売単価とも想定を下回ったこともあり、2年目となる 2012 年 3 月末の見込みで 3,000 万円にとどまっている。一方で,雇用補助金が2年目,3年目,4年目にそれぞれ5,000万円,2,500万円,2,500万円が支給されるので、この間の人件費はまかなえる上に、法定雇用率を上回る障害者雇用達成による調整金(報奨金)も親会社を通じて子会社に入る。

立ち上げの2年間は赤字の見通しであるが、3年目以降は収支均衡を見込んでいる。運 転資金の融資も親会社に全面的に依存しているが、親会社からは、福祉型の会社で利益を 出すことは考えず、収支が均衡すればいいとの方針を受けている。

こうした状況の下、収支均衡に向けて、販売額の拡大がセンコーファームとして大きな 課題となっている。このため、今後の事業展開について次のような計画を進めている。い ずれも地域と連携した新たな取組である。

① 野菜の契約栽培と一次加工 一地域農家・業者との連携1-

地域の休耕地を借りて、野菜の自社生産を行い、あわせて一次加工(原料化)を行う計画である。野菜生産は契約栽培として農家に委託し、乾燥、粉砕等の一次加工作業を当社の障害者が担当し、最終加工および販売は専門業者が行う。地元の農家、業者と連携し、地元に仕事が生み出される方式である。粉砕器等の設備については、テスト用として借りたものを利用しているが、今後購入する予定である。調査時点では、トウガラシの加工が進められていた。青果そのものを販売するよりも、このような加工を行うことで、3倍の価格が実現され、付加価値を付けることが可能となる。

地元で設備投資が出来なかったことが、こうした事業の阻害要因となっていた。この点に注目して立ち上げた事業であり、同社では乾燥野菜の加工はマニュアルに沿って行えば、さほど困難なことではないと見ている。センコーファームは施設と加工労働の提供(特定派遣)に限定し、販売に伴うリスクは業者に負担してもらうなど、役割分担に基づく取組となっている。なお、同社は特定派遣免許を取得済みである。

② タケノコ復活ー地域農家・業者との連携2-

鳥取県下の農協では、タケノコの流通から撤退しているが、一方では地元食材としてタケノコに対する根強い需要がある。学校給食がその例で、大分や福岡等から仕入れている状況である。このため、学校給食向けに地元産タケノコの復興に向けて、地域農家・業者とセンコーファームが連携することとし、上記の乾燥野菜と同様な取組が計画されている。タケノコを提供する農家を募集し、設備投資とタケノコ仕入れはセンコーが行い、加工作業は専門業者が担当することにし、加工過程の水洗い等の作業はセンコーファームから障害者を派遣して行う方式である。

既に、40人の農家が参加を予定しており、2012年4月に事業を開始することになっている。製品重量10トンの生産を目指すとして、歩留まり率が1/3程度であるから、原料タケノコは30トンが必要と見込んでいる。

③ 野菜生産委託ー福祉施設との協働ー

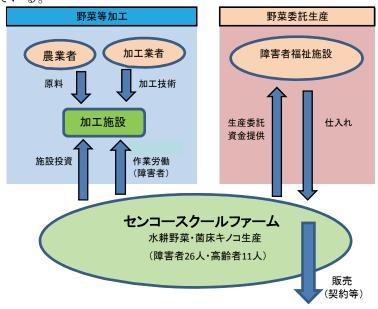
障害者福祉施設に野菜等の委託生産を依頼し、販売をセンコーファームが行う取組である。こうした取組の背景には、前述のようにセンコーファームが G 組合との契約生産を行っており、こうした取引が軌道に乗る中で受注元からの取引拡大要望を受けたものである。生産のすそ野を広げる活動の一環として位置づけられる。

委託先の福祉施設としては、社会福祉法人 H 会 (東伯郡北栄町) および I 園 (米子市) を想定している。

前者は H 会が運営する知的障害者通所施設 (定員 20 人) で、障害者達が農園レストラン、喫茶店、物販店舗の営業を行っており、あわせてボランティア組織である NPO 法人 H 会とも連携した各種の取組を行っている。中でも地元野菜を使ったバイキングレストランと弁当販売、農地を借り受けての野菜等生産、らっきょう漬加工といった農業関連事業が中心となっている。

また,後者のI園は,障害者入所型の救護施設(定員 70人)と就労継続B型事業所(定員 20人),生活介護支援事業所(定員 15人)等とが一体となった施設であり,このうち,B

型事業所では、パンの製造販売、花・野菜苗等の栽培・販売のほか、菓子箱の箱折等の受託作業を行っている。



第5図 農業者、加工業者、福祉施設と連携した事業多角化戦略

こうした障害者福祉施設を販売面で支援する計画であり、センコーファームがさつまいも等の生産委託をし、販売対応はセンコーファームが担当する方式である。種子代金など費用の一部をセンコーファーム側が立て替え、販売金額から精算することを想定している。以上の取組は、農業者、加工業者、福祉施設と連携した事業多角化戦略というべきものであり、その概要について図示すれば第5図のように整理することができる。このほか、センコーファームでは、愛媛県の無農薬栽培システムの製造・販売会社と連携し、軽石培地と落差式底面保水による電気を使わない省エネ型で簡易な栽培方式にも取り組んでいる。現在、教室内で栽培実験を行っており、新たな販売品目の策定など生産拡大の可能性を探っている。

いずれにしても、今後の事業展開は、販売額の増加をめざし6次産業化を含めた多角化 戦略が中心となっている。多くの地域主体と連携することで、センコーファームでの雇用 を維持し、あわせて地域貢献に資するというスタンスである。

おわりに

ここで雇用されている障害者は、週 30 時間以上の勤務が可能で、保険にも加入し最低賃金以上の報酬を受けていることからもわかるように、比較的能力が高い人達である。農業を行うに当たって、知的障害者の場合には単純作業にも集中でき熱心である。しかし一方では、一度言ったら覚えるということには必ずしもならず、何度も繰り返して指導していくことが必要なケースもある。そうした努力を積み重ねながら、地域とも連携して農業生産に取り組んでいる同社の取組は、始まったばかりである。事業の多角化や販路拡大など今後の展開に注視していく必要がある。

なお,こうした先進的な取組のため,同社には多くの視察が訪れるところとなっており,

農業を実践している特例子会社の取組として注目されている。廃校を利用したユニークな 取組という面では、福祉分野ばかりでなく市町村行政担当者の関心も高くなっている。廃 校を利用した地域活性化の先進事例としても位置づけられる所以である。

(香月 敏孝)

注

- (1) 井上氏は、支店・営業所勤務のほか、倉庫業では日本で最初となるISO9000 (品質マネージメントシステム) 取得を担当し、インストラクターとして社内での普及に務め、派遣会社の社長も兼務するなど、営業、企画、品質管理等の各部門にわたる多彩な職務経験を有している。
- (2) 株主オンブズマン(2003)によれば、2003年時点でのセンコー社の障害者雇用率は1.82%となっている。
- (3) 設立に先立ち2010年3月2日に、センコー社は鳥取県および湯梨浜町との間で進出協定書の調印を行っている。 同内容については、センコー社プレスリリース(センコー株式会社、2010)、山陰中央新聞記事(山陰中央新聞、 2010)等を参照。
- (4) 上記山陰中央新聞によれば、センコーの進出に当たり、県は1,500万円(農業参入支援)、町は450万円(設備投資) の助成を行うとしている。
- (5) G組合のカット野菜事業については、 野末(2010) を参照。

【引用・参考文献等】

- [1] センコー株式会社 (2010)「廃校を利用し、野菜を水耕栽培-障害者や高齢者を雇用し、福祉型農業事業を展開-」 (センコー社・プレスリリース)
- [2] 山陰中央新聞(2010)「物流大手センコー 廃校を利用し植物工場」(2010年3月3日記事)
- [3] 日本海新聞(2010)「旧羽合西小で水耕栽培 センコー・県・町が調印」(2010年3月3日記事)
- [4] 野末たく二(2010)「地方卸市場が取り組む洗浄殺菌カット野菜工場 倉敷青果荷受組合-多様な需要に応える日 量処理能力15トン,西日本最大のカット野菜工場-」(生鮮取引電子化推進協議会「平成22年度 先進事例見学の 概要」)
- [5] 株主オンブズマン(2003)「障害者法定雇用率達成状況(大阪府内従業員1000人以上の企業)(NP0法人株主オンブズマンHP) http://kabuombu.sakura.ne.jp/

(5) 株式会社ひなり(浜松事業所)

はじめに

株式会社ひなりは、東京に本社のある I T企業・伊藤忠テクノソリューションズ株式会社の特例子会社 (2010年5月26日認定)である。設立後2年と歴史は浅いが、農業付帯の軽作業の請負などの、農業分野における障害者雇用の先駆けとなる取組みを行っている。そこで本稿では、株式会社ひなりの農業分野における取組みについて紹介する。

1) 特例子会社の沿革と事業概要

(ア) 特例子会社の沿革

株式会社ひなり⁽¹⁾(以下「ひなり」という。)は、多様な人材がそれぞれの能力を発揮できる環境づくりを目指して、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社(以下「CTC」という。)100 %出資(資本金 3,000 万円)の子会社として、2010 年 4 月 1 日に設立され、同年 5 月 26 日に、特例子会社として認定された。

CTCでは、ひなり設立以前より、身体障害者から、中軽度の知的障害者、重度の知的 障害者と徐々に対象を拡大し、障害に応じたマネジメント体制や職域を開拓してきた。

霞が関本社をはじめ、東京や大阪などの各オフィスに設置したマッサージルームで、ヘルスキーパーサービスを提供し、2008 年 6 月には、オフィス環境の美化サービスを提供するクリーンキーパーサービスを開始した。2009 年 6 月には、従来外部委託していたクリーニング業務を内製化し、ランドリーサービスの職域を開拓した⁽²⁾。

さらに、より多くの障害者を雇用できるよう、2010 年 4 月、ひなりを設立し、これまで取り組んできた上記の業務に加え、CTCの事業領域にとらわれない事業を開拓し、農業に付帯する軽作業の請負を開始した。

(イ) 事業概要

ひなりの事業は以下のとおりである。

① ヘルスキーパーサービス

CTCの主要オフィスに設置されたマッサージルームで、ヘルスキーパーサービスを提供している。ヘルスキーパーサービスは、CTCグループ社員の心身リフレッシュの一助を担っている。なお、マッサージルームはオフィス人員数、既存マッサージルームの稼働状況等から、設置稼動効果を検証した上で、設置されている。

② クリーンキーパーサービス

CTCの主要オフィスにおいて、クリーンオフィスサポート、オフィス美化サービスを提供している。IT企業に不可欠なセキュア環境と利便性を実現したCTCのオフィスで、グループ会社だからこそ可能となる、オフィス・執務エリアを巡回する美化サービスを実施している。

③ ランドリーサービス

ヘルスキーパーサービスやクリーンキーパーサービスに欠かせない備品類(タオル, リネン類等)や,ユニフォームの洗濯仕上げ,在庫管理,リペア等を行っている。

④ 農業関連事業

農業付帯の軽作業の請負とCTCグループ向けに、軽作業を請け負う連携農家の農産物・加工品の販売および購入支援サービスを提供している。

2010 年 4 月, 浜松オフィスを開設し, 障害者を現地採用し, 農産物の収穫補助・定植, 作業場の清掃など農業に付帯する軽作業を複数の農家から請け負っている。また, CTCグループ向けに, 軽作業を請け負う連携農家の茶葉で商品化された給茶機原料の販売や, 連携農家の生産物・加工品を利用したノベルティ商品・贈答品の購入支援を行っている(3)。

(ウ) 農業関連事業を開始した理由等

CTCでは、従前より、障害に応じたマネジメント体制や職域を開拓し、着実に障害者雇用の促進を図ってきたが、より多くの障害者を雇用できるよう、これまで取り組んできたオフィス関連業務に加え、CTCの事業領域外である農業関連事業を開始した。

ひなりでは、連携農家の農繁期、仕事が重なる時期の付帯作業・補助的作業などを請け 負うことにより、連携農家の生産効率の向上に寄与するとともに、機械化が困難な作業、 手間のかかる作業の請け負いにより、高付加価値の農産物生産の一助になると認識してい る。

また、CTCグループ向けに、連携農家の農産物・加工品の販売およびノベルティ商品等の購入支援⁽⁴⁾を行うことによって、生産プロセスや生産者の顔がわかる商品で、CTCグループのコスト削減にも寄与している。さらに、連携農家の生産物の購入支援では、連携先にとって受注生産方式のロスのないサービス内容を構築することで、連携農家の安定した販路づくりに貢献することを目指している。

現在,ノベルティ商品として,お茶,お茶漬け,米等があり,オリジナルのしおりを添付することで,ノベルティ商品が連携農家と障害者が共に生産したものであることや,社会貢献に寄与しているという商品の意味を伝えている。

また,請負という形態を選択した理由について,ひなりは,直接農業に参入するのではなく,農家と協働することを選択したもので,こうした請負形態から自ら農業を経営する形態への変更は視野に入れられていない。

2) 障害者等の就労実態

ひなり全体の従業員数は 45 名で、うち障害者数は 35 名である (2012 年 4 月現在)。そのうち、農業付帯の軽作業を請負う浜松オフィスの従業員数は 19 名で、うち障害者は 14 名である。

(ア) 農業関連事業(浜松オフィス)における障害者の就労実態

現在,浜松オフィスでは,10名の知的障害者(うち6名が重度障害者),4名の精神障害者を現地採用の上,雇用しており,障害者は,1人(グループホーム入所)を除いて自宅から通勤している。平均年齢は20代と,オフィス設立後間もないこともあって,年齢層は若い。

浜松市郊外に立地するオフィスを拠点として、現在、以下の複数の農家から農業関連の 軽作業を請負っており、障害者の作業内容は以下のとおりである。

① 姫ちんげんさい等(水耕栽培)の収穫・定植作業(京丸園)

姫ちんげんさい等の水耕栽培等を行っている「京丸園」から収穫・定植の作業を請け負っており、「京丸園」のハウス栽培施設(浜松オフィスから徒歩数分)の一区画をひなりが任されている。「京丸園」での勤務日は、月・火・金・土の週 4 日であり、訪問日(2011.10.06)は、障害者 6 名に管理者 1 名が姫ちんげんさいの収穫作業に従事していた。常時 5、6 名の障害者と 1 名の管理者が従事しており、繁忙期には 11 名に及ぶこともあるが、通常、「京丸園」での作業に慣れた障害者が従事することになっている。

ひなりは、1 日約 $3,500 \sim 4,000$ 株(障害者 1 人当たり約 $500 \sim 600$ 株)を収穫しており、「京丸園」から収穫場所、収穫量の指定がある。労働時間は、午前中の $3 \sim 4$ 時間で、午前中に休憩が 1 回ある。





写真9 姫ちんげんさいの水耕栽培施設における収穫作業

② アスパラガスの収穫・出荷調製作業(上村農園)

「上村農園」では、アスパラガスの収穫作業(6~9月)を請け負っている。

アスパラガスは、出荷サイズにカットする必要があるため、収穫時には、専用のスケールをあててカットしている。障害者が収穫した後、管理者がチェックし、障害者が見落としたアスパラガスをカットするように指導、業務確認をしている。

ひなりでは、アスパラガスの収穫作業に加え、選別機にかける調製作業後に、冷蔵庫へ入れる作業までを請け負っており、袋詰め作業等の最終工程は行っていない。通常、ひなりからは3名(収穫量が多い場合は4名)の障害者が収穫・調整作業に従事している。同

農園では、こうした一連の作業において、管理者による安定した品質管理が行われているとの認識を有している。また、ひなりは夕方($15:00 \sim 18:00$)の時間帯のみの作業に従事している。これは、アスパラガスの収穫作業は朝の開始時間が5:30 と早いため、夕方の収穫を雇用者に行わせると拘束時間が長くなることから、ひなりに夕方の時間帯の収穫作業を依頼している。上村農園は、朝取りのアスパラガスの価格が高いため、朝の時間帯の作業もひなりに依頼したいとの意向がある。しかし、朝の時間帯の作業は、収穫から出荷作業まであり、出荷時間までに作業を間に合わせる必要があること $^{(6)}$ 、朝の作業開始時間が5:30 と時間が早いこと等から、ひなりでは、朝の時間帯の作業に対応するのは非常に困難としている $^{(6)}$ 。

すでに、同農園では、収穫量の1/3 (調製作業も含めれば1/2) をひなりに依存しており、ひなりは、同農園が経営規模を拡大していく中で、なくてはならない存在となっている。

「上村農園」との請負契約は、去年までは、キログラム単位で請け負っていたが、今年は、1日単位で請け負っている。



写真10 「上村農園」のアスパラガス栽培施設

③ 果樹の収穫作業

果樹農園では、ブルーベリー($6\sim7$ 月)、みかん($11\sim12$ 月)の収穫(季節限定)作業を請け負っている。ブルーベリーとみかんの収穫作業は、摘果時期の見極めが難しいとしている。

④ 露地野菜の定植・収穫作業、苗箱の洗浄作業 キャベツ、ブロッコリー、カリフラワー等の野菜の定植・収穫作業等を請け負っている。

⑤ 露地野菜の収穫作業

玉ねぎ、ジャガイモ等の野菜の収穫作業を請け負っている。

⑥ 茶農家の農業付帯の軽作業

茶樹の蔓とり作業, 茶工場の清掃作業を請け負っている。

以上のように、ひなりが請け負う主な作業は、農産物の収穫・定植作業等の作業で、収

穫後の袋詰め等の最終工程作業は、品質面を考慮し積極的に受託はしていない。

上記のように、複数の農家から作業を請け負うことにより、ほぼ周年で業務を確保する ことが可能となっている。

ひなりは、主に障害者の委託訓練で、農業に係る障害者の適性を判断した上で、3 ヶ月間のトライアル雇用を経て、採用をしている。

障害者は、障害区分、重度又は軽度いかんにかかわらず、基本的に同じ仕事に従事している。障害者の現在の就労形態は、契約社員で、労働時間は、通常、平日の午前8時から午後3時まで(うち1時間は休憩時間)で、請負業務の状況によっては、土日に対応することもある。

また,賃金の支払形態は月給制で,最低賃金はクリアしており,社会保険も完備している。

(イ) 農業関連事業(浜松オフィス)におけるスタッフ(管理者)の就労実態

浜松オフィスでは、14名の障害者のほか、5名のスタッフ(管理者)が就労し、障害者 と共に作業に従事している。

管理者は、障害のある社員の業務遂行の援助、スケジュール管理、作業分解⁽⁷⁾等を主として行うが請け負った業務の完遂のため、管理者が直接作業に当たる場合もある。

現在の5名の管理者は、障害者就労支援の経験があるものもいるが、過去に農業経験はない⁽⁸⁾。このため、初めての作業の場合、最初は実際の作業を障害者と共に行いながら経験するなどして、連携農家から農業生産技術等を習得している。ひなりには農業生産技術・知識の蓄積が浅いことから、独自で農業研修を実施していくことは現時点では困難としている。

作業実施に当たって、ひなりは、障害者3~4名に対して、管理者1名の体制を基本に 考えている。

「京丸園」での作業現場の訪問時には、障害者6名に管理者1名が姫ちんげんさいの収穫作業に従事していた。管理者(女性)は、農業大学校を卒業し、福祉専門学校(1年)の経歴を持ち、障害者の業務遂行の援助とともに、作業場における障害者の健康管理、収穫物の作業・品質の管理を行っていた。「京丸園」では、障害者が収穫した姫ちんげんさいを一つのコンテナに詰める時間を計測して、個々の障害者の作業スピードを図り、作業管理を行っている。さらに、管理者は、障害者のスケジュール管理も担当していた。

また,「京丸園」の収穫作業においては,かみそりを使用するため,障害者がけがをしないように使用方法等について,特に注意を払っており,道具を使用する作業について,管理者は神経を使っていた。また,常日頃,障害者に対して細かい指示を明確に行うようにしているとのことであった。

なお、京丸園では作業工程が定型化しているため、6名の障害者に対して1名の管理者でも業務に支障はないが、イレギュラーが多い作業では、6名の障害者に対して管理者1名では難しい場合もあるとのことであった。

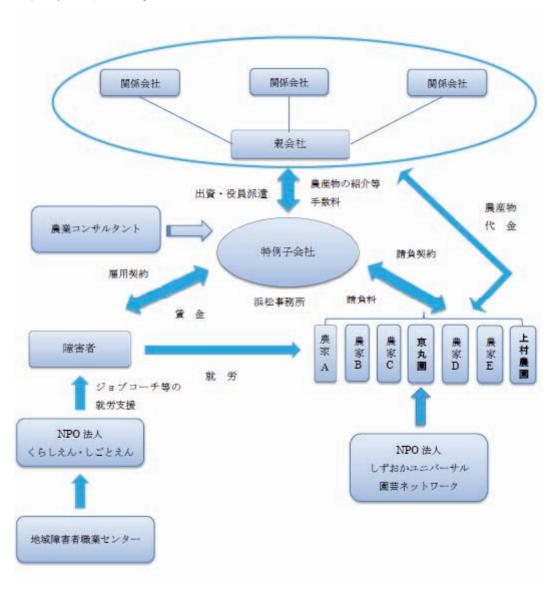
管理者の労働時間は、通常、平日の午前8時から午後16時30分まで(うち1時間は休憩時間)が基本となっている。

3) 地域との関係

ひなりは、現在では、7 軒の農家と連携しており、複数の農家の作業を請け負うことにより、ほぼ周年で業務を確保することが可能となっている。

また、作業を請け負っている茶農家が生産したお茶をCTCグループで使用する給茶機原料として購入しており、生産プロセスや生産者の顔がわかる商品で、CTCグループのコスト削減にも寄与している。

さらに、連携農家の農産物・加工品をCTCグループのノベルティ商品として購入するよう、ひなりがCTCグループの購入支援をしている。現在、CTCグループからひなりへのノベルティ商品等の手配依頼は年間 20 件程度あり、ノベルティ商品として、お茶、お茶漬け、米等がある。



第6図 ひなり浜松事業所を中心とした地域との連携

ジョブコーチについては、地域障害者職業センター経由で、NPO 法人「くらしえん・ しごとえん」静岡県浜松市から、延べ3ヶ月間程度、障害者が職場適応できるよう支援を 受けた実績がある。

なお、「くらしえん・しごとえん」とは常にコンタクトをとっており、就職後の就労支援や生活相談等で連携をとっている。

4) 今後の展開と課題

ひなりは、農業関連事業については、今後、規模を拡大していくというよりは、現在の 規模で、いかに軌道に乗せていくかが課題であると考えており、ひなりが、今後、請負形 態ではなく、直接、農業に参入する可能性は現在のところないとしている。

複数の農家との連携で周年で業務を確保することとしているが、それでも発生する作業の閑散期には、農作業の技術や作業効率の向上のため、袋詰め作業(熱容着機による袋とじ作業)、計量作業、シールのカット・貼付作業などの訓練を実施しているところである。

おわりに

これまで紹介してきたように、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社の特例子会社 ひなりは、設立後2年と歴史は浅いが、新規に農業に付帯する軽作業の請負を開始し、農 業分野における障害者雇用の先駆けとなる取組みを行っている。

こうした業務請負という形態は、複数の農家との連携が必要とされ、農家がシステムの 構成要素として明確に位置づけられているのが特徴である。

現在,ひなりは7軒の農家と連携しており,複数の連携農家の作業を請け負うことにより,ほぼ周年で障害者の業務を確保することが可能となっている。

また、CTCグループ向けに、連携農家の農産物・加工品の販売およびノベルティ商品等の購入支援を行うことによって、生産プロセスや生産者の顔がわかる商品で、CTCグループのコスト削減にも寄与するとともに、連携農家にCTCグループ企業という販売ルートを提供し、農家の売上げに寄与している。

一方,障害者には最低賃金の確保された安定した雇用先が提供されるとともに,農作業が障害者の身体,精神にも良い影響を及ぼしていると考えられる。実際,ひなりで雇用されている障害者は農作業を行うことで充足感が得られ,自然に接することでモチベーションがアップしているとのことであった。

このように親会社をはじめとするグループ企業,連携農家,障害者の三者いずれにとってもメリットのあるシステムが構築されており,こうしたシステムをいかに安定軌道に乗せていくかが重要な課題となっている。

また,ノベルティ販売を支援することや,農家の産地直送商品を紹介する等で,連携農家 の売上げに貢献することも課題となっている。

(吉川 美由紀)

注

- (1) 「ひなり」の社名は「日々成長する」「雛がすくすく成長する」などの思いが込められた造語である。
- (2) これらクリーンキーパーサービス及びランドリーサービスは、「特定非営利活動法人 PWL」と連携することで、 知的障害者の一体的な就労支援体制を構築している。
- (3) また、ひなりは、ノベルティ商品・贈答品等の梱包作業を請け負い、障害者がその作業に従事している。

- (4) ひなりは、あくまでノベルティ商品等をCTCグループに紹介・斡旋するのみで、購入するのは親会社やCTC グループである。
- (5) 夕方の時間帯の作業は、出荷時間が絡まず、冷蔵庫に保管すればよい。
- (6) ただし、朝摘みアスパラガスの収穫等の作業でも出荷時間が絡まないものであれば、対応可能かもしれないとしている。
- (7) 障害者が作業しやすいように作業の工程を細かく分けること。
- (8) 実家が農家という程度で、農業従事者でもない。

【引用・参考文献等】

- [1] ひなりHP(http://www.ctc-g.co.jp/hinari/)
- [2] 濱田健司 (2010)「農村地域における農の福祉力を活かした新たな障がい者雇用ビジネスモデル」『共済総研レポート2010年8月号』
- [3] 静岡新聞(2010)「障害者雇用拡大へ農作業を請け負う-浜松・浜北区で「ひなり」社員」(2010年6月20日付)
- [4] 日本経済新聞「システム開発のCTC子会社、障害者が農作業請け負い、牧之原の茶農家と契約」(2010年5月 1日付)

[補論]

静岡県浜松市における「ユニバーサル農業」の推進

はじめに

前述のように, 静岡県浜松市では, 特例子会社「ひなり」が農業分野に請負事業で進出してきているが, 同市が「ユニバーサル農業」を推進し, これまでも複数の農業生産法人や特例子会社が障害者を雇用してきたことも, その素地を形成したという意味では, 要因の一つになっていると考えられる。

浜松市が作成した資料「ユニバーサル農業推進事業について」によれば、ユニバーサル 農業とは、「一般的には「園芸福祉」や「園芸療法」として知られているような、園芸作 業を行うことによる生きがいづくりや高齢者・障害者の社会参加などの効用を、農作業の 改善や農業の多様な担い手の育成などに活かしていこうという取り組み」であり、温暖な 気候や園芸作物が盛んな同市の農業の特徴を背景に、「多様な農産物を通年で栽培できる 環境を活かしながら、障害特性を正しく理解することで、障害者の農業参画機会を創出し、 作業工程の見直しや労働力の確保等、農業経営における課題解決の契機とすることを目的」 としている。

本報告では、これまで浜松市の福祉、労働、農業の各部局が連携しながら、「ユニバーサル農業」を進める中で、特例子会社が農業分野に進出し、農業サイド、福祉サイドと連携した取り組みを行ってきた経緯と現状を整理する。

また、併せて、特例子会社に農作業を委託、請負で依頼している農業サイドからみた派 遣事業と請負事業との違いについても分析・整理する。

1) 「ユニバーサル農業」推進の経緯

2004年に実施された浜名湖花博のイベントの一環として、「第4回園芸福祉全国大会」 (2004年9月)が実施された (1996年以降、静岡県西部農林事務所で毎年開催されてきた「浜名湖アグリフォーラム」の分科会で、1998年より「農と福祉」についても議論されてきていた)。この大会は静岡県内のユニバーサル園芸に関心のある人達で組織されていた「しずおかユニバーサル園芸ネットワーク」 (2003年3月)が主体となり、静岡県の西部地域で「農と福祉」の連携に取り組む農家(京丸園など)、福祉団体(「だんだん」等)もこれに参加している。

浜松市内で、障害者の自立訓練に農作業を取り入れている福祉事業者や、農業者による障害者雇用の取組が早くから始められていたこともあり、これらの連携の必要性の機運が高まったことを受けて、浜松市では、2005年に同市の農政課(当時)を事務局とする「ユニバーサル園芸研究会」を発足させている(その後、2009年には、「ユニバーサル園芸研究会」から「ユニバーサル農業研究会」に名称変更が行われている)。

同研究会は、認定農業者、農業参入企業、福祉団体、社会保険労務士、静岡県及び浜松市の関連部署の担当者等から構成されており(構成員は全部で15人)、障害者の農業参画

をテーマに、農業者をはじめとした市民に対して、事例紹介や支援制度等の研究活動、就 労体験の実施や講演会の開催等の実践活動を実施している。

また、こうした浜松市による「ユニバーサル園芸」の推進が行われる中で、2006 年 5 月には「しずおかユニバーサル園芸ネットワーク」が NPO 法人として認証され、静岡県から委託された「農業における就業者拡大事業」(2007 年度は、障害者就業サポーターの派遣、農業分野での障害者就業研修会の開催、地域での障害者農業就業促進活動)を開始している。初年度(2006 年度)の委託事業の一環として、同 NPO では「農業分野での障害者雇用に関する調査」を実施し、先行優秀事例を参考にしつつ、「特例子会社が農業分野において事業展開する場合の手法について」として、いくつかのモデルを提案している。その後、2007 年度に入り、県内の企業、農業関係者を対象に「農業分野での障害者就業研修会」を実施するなかで、調査報告書で示したモデルについても説明を行っている。同 NPO法人では、このほか、自主事業として、特例子会社の農業分野への参入のコンサル業務も行っている。

こうした活動が浜松市内で活発に行われている状況を受けて、地元の企業 A 社が、2005年2月に立ち上げた特例子会社 B 社が、関係者からの働きかけもあり、更なる障害者の雇用を行うため、2007年に派遣事業の形で農業分野に進出している。

2) B 社の農業分野への進出

A 社では、2005 年 2 月に特例子会社を設立し、15 人程度の知的障害者を雇用して本社や社員寮の清掃をさせることを計画し、同年 4 月 1 日から障害者 6 名(重度 5 名、軽度 1 名)で事業を開始した。その後、清掃業務の拡大のため、特定労働者派遣事業(派遣元の正社員を派遣する事業)の申請を行い、派遣ができるようになっていた(清掃業務等を行っていた A 社の関連会社に派遣することを目的にしていた)。B 社では、その後も障害者雇用に努め、2007 年 4 月 1 日には 23 名まで障害者の雇用を拡大させていたが、更なる雇用の拡大を目指し、清掃以外の業務への事業拡大を検討していた際に、同年 7 月に、NPO法人「しずおかユニバーサル園芸ネットワーク」の研修会に参加した。この研修会への参加を機に、同NPO法人からの後押しもあって、農業への派遣が積極的に検討され、最終的には、2007 年 10 月より、6ヶ所(農業生産法人3ヶ所と個別農家3戸)に11 名の派遣を行うこととなった。その後、2008 年 10 月時点では、障害者雇用数は53 人、そのうち農業への派遣は18 人(知的障害者 4 人、身体障害者 1 人、精神障害者 13 人)にまで拡大した。

この取り組みは、特例子会社側では派遣事業であるため追加投資がほとんど要らないこと、農家にとっては人手不足が解消されるだけでなく、特例子会社の親会社が販路として期待されること、障害者にとっては安定的な雇用機会が確保されることから、3者それぞれにメリットがあるモデル事例として期待されたが、労働者派遣法の制約があり、現在は、農業分野への派遣を行っていない。

3) 「ひなり」の農業分野への進出

その後,2010年に、特例子会社ひなりが、浜松オフィスを設けて農業分野での事業を 開始した(ひなりの活動の詳細については別項の報告を参照)。ひなりの浜松市での事業 検討に当たっては、農業に関するコンサルティングを現地の農業分野に精通するコンサルタントからうけている。

請負事業では、請け負った作業の達成を特例子会社の責任で行う必要があり、したがって、作業を行う障害者の指導やフォローを同社の従業員が行う必要が出てくるが、反面、①年数に縛られず、障害者を継続して同じ農家で働いてもらうことが可能であり(労働者派遣法では、3年経過後、3ヶ月間のクリーンオフ期間が必要であるが、雇用される側からすると、そうしたクリーンオフの必要もない)、②派遣事業では、周年出荷している農家にしか派遣ができなかったが、請負事業では、季節性の高い作業(みかん、冬野菜、アスパラガスの収穫等)を、それぞれの季節に請け負い組み合わせることで、より多くの作業を行い、結果としてより高い賃金を確保できる可能性がある。

浜松市でも、特例子会社ひなりが、請負事業という形で農業分野に進出してきたことから、「ユニバーサル農業研究会」で検討してきたユニバーサル農業の企業連携モデル作りは一段落したと認識しており、今度は、家族経営と福祉施設との連携でモデル作りを行うための実証事業をしたいとしている。

他方で、NPO 法人「しずおかユニバーサル園芸ネットワーク」では、請負事業による企業の農業分野への進出が連携モデルとして使えることが分かった点を評価しつつも、企業との連携により農家の生産する農産物の販路が拡大するというのが理想の連携モデルであり、そうした面では、まだ、今後、改善の余地があるとしている。

4) 農家サイドからみた派遣事業と請負事業との違い

派遣事業で障害者が農家に派遣されるケースでは、その障害者に対する指導、障害者の作業管理は農家側の仕事となる。このため、障害者を送り出す側の特例子会社側の負担は少ないものの、受け入れ側の農家の負担が大きく、農家にあまりメリットがない点が農家サイドから指摘されている。

かつて、特例子会社 B 社から派遣で障害者を受け入れていた農業生産法人でも、①障害者の作業管理を、雇用者の中でも作業に対する理解度が高く、障害者を指導できる人に任せることになっており、そうした能力の高い人自身がやる作業が、障害者の作業管理をすることで減ってしまうことは、経営面でかなりの負担感があること、②法人化していて従業員がある程度いる同社のようなところは、それでも何とか回るが、小規模な家族経営では、その点が大きな阻害要因になると考えられる旨を指摘していた。

現在、ひなりに作業を請け負いで出している京丸園、上村農園でも、同様の指摘をしている。

これに対して,請負作業では,障害者への指導,作業管理は,受負事業者の仕事となる ため,派遣事業に比べて,農家サイドの負担感は大きく減少し,繁忙期の作業補助員とし て,障害者が大きな戦力となる旨の指摘が,京丸園,上村農園双方から指摘されている。

実際に、京丸園では、ひなりが京丸園の作業を請け負うことを前提に、水耕栽培の施設規模を80aから94aに拡大しており、京丸園自身による障害者雇用も2009年12月時点の13人から2011年10月時点で17人(知的障害者6人、身体障害者4人、精神障害者7人)にまで増加している。京丸園では、ひなりに定植・収穫・出荷調製作業を請け負いで頼んでおり、ひなりに雇用されている6人の障害者(メンバーはほぼ固定)が京丸園に赴き、

実際に定植・収穫・出荷調製作業を行い、それらの仕事について障害者に対する指導や管理を行うのは、ひなりの管理者(健常の従業員)であり、京丸園には、そうした面での負担がかかっていない(なお、京丸園ではひなりのほか、福祉作業所(就労移行支援 B 型施設) $_{\rm J}$ からも3~4人の障害者に収穫作業をしに来てもらっている)。

上村農園でもアスパラの収穫期に、 $3\sim6$ 人の障害者に収穫・調製作業を委託しているが、ひなりの管理者が障害者の作業に対して指導・管理を行うことで、安定した品質管理ができていると高く評価している。既に、同農園では、収穫量の1/3(調製作業も含めれば1/2)をひなりに依存しており、同農場が経営規模を拡大していく中で、ひなりはなくてはならない存在になっている。

(吉田 行郷)

【引用・参考文献等】

- [1] 松吉夏之介(2008)「浜松市における、農業担い手支援と障がい者就労を結びつけた取り組み」共済総研レポート 2008 年 4 月号
- [2] 濱田健司 (2008)「社会福祉法人(福祉組織等)と農家等の連携による障がい者派遣の取組み」共済総研レポート 2008 年 10 月号
- [3] 濱田健司 (2009)「農業法人における障害者等「ユニバーサル農業」就労にかかる取組み」共済総研レポート 2009 年2月号
- [4] 濱田健司 (2010)「農村地域における農の福祉力を活かした新たな障がい者雇用ビジネスモデル」共済総研レポート 2010 年 8 月号
- [5] 矢木格(2011)「ユニバーサル園芸普及に向けて法人化」NPO法人しずおかユニバーサル園芸ネットワーク
- [6] 浅井祐城 (2011) 「浜松市におけるユニバーサル農業とその支援」浜松市ユニバーサル農業研究会
- [7] ひなりHP(http://www.ctc-g.co.jp/hinari/)

5. 農業分野に進出した社会福祉法人と特例子会社の比較分析結果

(1) 特例子会社の農業分野への進出の特徴

社会福祉法人と特例子会社の農業分野への進出では、以下のように共有点もある一方で、違いも見られる。このため、今後の展開方向、克服すべき課題も異なってくる。

① 社会福祉法人、特例子会社共に、農業の技術や情報面での支援を必要としている。 ただし、社会福祉法人に対する調査結果 (1) によれば、農業技術の面で、近隣農家から無償、もしくは限りなく無償に近い形で支援を受けているケースが多いが、特例子会社のうち露地野菜、施設園芸を経営作目としているところでは、農業技術のある者を雇用したり、ノウハウを持っている企業から有償で得ているケースが多く、コスト面では違いがある。

また、農作業の請負を行っている特例子会社の場合には、農業技術は作業を依頼してくる農家、農業生産法人等から提供されるので、その面では困らないものの、こうした農業技術を障害者に伝えて習得させる指導を行う職員が別途必要になるので、この点は人件費の面でコスト・アップ要因となる(社会福祉法人では、こうした役割を果たす職員の給与は、福祉サイドの支援金で賄われるが、特例子会社では、そうした支援は受けられない)。

なお、水耕栽培は特殊な専門技術を必要とするが、施設のサプライヤーからハード整備とセットでソフト面でのノウハウが供給されるケースも多く、水耕栽培を経営の柱としている特例子会社、社会福祉法人共に、あまり伝統的な農業技術を必要としてない。

- ② 障害者対応が専門の社会福祉法人に対して、特例子会社の場合には、親会社から役員、従業員が派遣されてくることも多く、派遣当初や幹部の人事異動時に、障害者への理解、対応の面で困難を抱えることが考えられる。
- ③ 社会福祉法人では、福祉サイドの資金面での支援を活用でき、助成金への依存度が高い。これに対して、特例子会社は、福祉サイドの支援を受けることは少ないが(労働サイドからの支援を受けている企業はある)、反面、親会社からの資金等の支援が期待できる。また、法定雇用率を超過して障害者を雇用する場合には、障害者雇用調整金もしくは報奨金(2)を受け取ることができる。
- ④ 社会福祉法人では、職員の給与は福祉サイドからの助成金で賄われるため、障害者に対して比較的手厚い職員の配置ができるが、特例子会社では、職員の給与は会社の収益もしくは親会社の負担で賄う必要があるので、障害者に対して社会福祉法人のような手厚い職員の配置はできない(3)。
- ⑤ 社会福祉法人では、農業への取り組みで十分な収益を上げられず、工賃の引き上げを課題としている法人が多いのに対して、特例子会社では、収益のいかんに関わらず雇用されている障害者に最低賃金が保障されている(4)。
- ⑥ デスクワークではない農業分野においては、知的障害者のシェアが高い点は、社会 福祉法人、特例子会社で共通している(社会福祉法人、特例子会社共に、全体的には

身体障害者の雇用者数に占めるシェアが一番高く、精神障害者のシェアが一番低い)。 ただし、社会福祉法人では精神障害者のシェアが 1 割強であるのに対して (5) 、特例 子会社では、そのシェアが 3 割、4 割を占める企業もある (その理由としては、特例 子会社では職員を数多く雇用できないため、知的な能力の高い精神障害者に知的障害 者への指導役を期待して雇用する例が見られること、1日4時間以上働けば 0.5 ポイント (0.5 人) として障害者の法定雇用にカウントされるため、長時間の勤務は難し い精神障害者を短時間勤務で雇用しても企業側にメリットがあること等が要因として 考えられる)。

- ⑦ 社会福祉法人では、他の作業から農作業へ徐々にシフトさせることで障害者の人数 や能力に合わせた作業を実現している事例が多かったが⁽⁶⁾、特例子会社では、法定 雇用率との兼ねあいもあり、最初に雇用する障害者の人数を決めて事業を開始したた め、設立当初に、その人数と能力に見合った生産体制をすぐには実現できず苦労して いる事例も散見される。
- ⑧ 自ら農産物を生産している社会福祉法人、特例子会社共に、生産活動が本格化する につれて、それに見合った販路の確保で苦労している事例が多かった。この点は、一 年に十数作以上の生産が可能な水耕栽培でより顕著な課題となっている。

他方で, 販路の確保や拡大については, 親会社グループの営業ノウハウ, 人的なコネクション等を活用できる特例子会社の方が, そうした蓄積のない社会福祉法人に比べて, より積極的な展開を見せている事例が多かった。

なお,自ら農産物を生産していない請負の場合は,社会福祉法人でも特例子会社でも,こうした販路確保に関する懸念はない。

- ⑨ 長らく地域に立地していることの多い社会福祉法人の農業分野への進出では、地域社会への貢献を強く意識するため、地域社会や周囲の農家との結びつきが強い例が多かったが(7)、特例子会社の場合は、その歴史が浅いこともあり、親会社グループとの結びつきは強いものの、地域の農家とは違う農産物を作って棲み分けたり、地域外で独自の販路を開拓するなど、地域社会では独立性が高い事例が多い。ただし、前述のように、農作業の請負を行っている企業では地域の農家との深い結びつきが構築されつつあり、地域の農家や社会福祉法人との連携を始めたり計画している企業も出てきている。
- ⑩ 社会福祉法人では露地野菜、水田作等の土地利用型農業を行っている事例が多く見られるが、特例子会社では施設型農業が圧倒的に多い。この点は、雇用している障害者に周年で最低賃金を保障していることも要因として挙げられるが、農地法上の扱いの違いも要因の一つとして考えられる。社会福祉法人の農地取得については、従来より農地法の例外措置として認められてきたが、平成 21 年の農地法の改正により、特例子会社についても解除条件付き賃借権として農地を借り入れることができるようになった。このため、今後は、社会福祉法人だけでなく、特例子会社においても土地利用型農業への参入が期待されるところである。

(2) 特例子会社が農業分野へ進出する場合の強み

今回の分析からは、特例子会社が農業分野へ進出する場合の強みとしては以下の点が明らかになった。

- ① 親会社グループから資金が出されているケースが多く、収支の赤字補填、初期投資への資金供与等で、それが活用されており、経営が安定するまでの間の資金繰りが容易である。
- ② 親会社グループから役員、社員が派遣されたり、親会社グループの持つ人脈を通じた人材の確保が行われるので、親会社グループの営業ノウハウ、人的なコネクション等を生産された農産物の販売促進、販路拡大の局面で活用できる。
- ③ 生産した農産物の販路として、親会社グループの社員、社員食堂、ノベルティグッズ等の活用も期待できる。
- ④ 親会社グループの信用力を背景に、障害者を雇用する際に、多くの応募が期待できるので、企業側が必要としている能力を持っている人材を確保しやすい。

(3) 特例子会社の農業分野への進出における課題

さらに、今回の分析結果からは、農業分野への進出において、社会福祉法人とは異なる特例子会社特有の課題として以下の点が明らかになった。

① i)社会福祉法人のように福祉サイドからの資金面での支援がなく、また、農業サイドからの支援を受けるには農業生産法人や認定農業者になる必要があるため、あまり支援を受けている例がないこと、ii)障害者の作業能力の差にかかわらず、全員に最低賃金以上の賃金を支払う必要があること、iii)障害者の人数と能力に見合った生産体制を構築できていないこと、iv)障害者への指導や労務管理のための一般職員の雇用も必要であること、等から、収支をまだ黒字化できていない企業が多い(ただし、水耕栽培を行っている企業で計上収支が黒字のところも出てきている)。

このため、収支の赤字相当額を親会社グループからの資金援助で補填している企業 が多く、親会社グループから独立採算を求められている企業もある。

他方で、親会社グループからみれば、この赤字額が法定雇用率未達成の場合の障害者雇用納付金制度 (8) による納付金の額を下回れば、経済合理性を見い出せることになるので、実際にそれを目標にしている企業もある。このほか、経済合理性がなくとも、親会社グループのCSRの一環という位置付けで、親会社グループが支援を続ける例もあり、全ての特例子会社で、赤字解消が最優先の課題となっている訳ではないことに留意が必要である。

- ② 新たに農業分野に進出する際に、特例子会社の一般職員に農業技術に関する知識がないのは、社会福祉法人と同様である。ただし、前述のように、農業技術や情報の取得にコストがかかり、生産技術が不十分なケースでは、収量や品質も向上せず、それらが収支改善の阻害要因になっている。
- ③ 障害者の障害適性に対する理解の深い社会福祉法人とは異なり、特例子会社の幹部が、親会社グループの障害者とは関係の希薄なセクションで働いていたようなケースでは、会社設立当初や幹部の人事異動時に、障害への理解や障害者の扱いで困難を抱えるケースがみられる。

6. 今後の取り組み方向

以上のように,特例子会社の農業分野への進出は,まだ歴史も浅く,過渡期と言える状況にあり,特例子会社特有の課題も多いが,今後の取り組み方向として以下が考えられる。

- ① 収支の黒字化に向けたi)水耕栽培,施設園芸作における雇用されている障害者の人数と能力に見合った作業(必要に応じて加工・販売部門の導入)と販路の確保,ii) 露地野菜作,農作業請負における作業の平準化と農閑期の収益向上のための複合部門, 多角部門の導入等
- ② 経営を安定化させて行くための人材や販路確保の面での親会社グループとの無理の ない連携、相互依存関係の構築
- ③ 農家や社会福祉法人と連携した生産・販売の拡大,生産の安定や経営部門の拡大に 必要な農業技術の習得,障害適性の理解とそれらを踏まえた障害者への指導

これらを実現し、赤字の状況から脱却する特例子会社が増えてくれば、社会福祉法人と同様に、特例子会社についても農業分野への進出を後押しする環境は整っているので、成功事例をモデルにして、農業分野に進出してくる特例子会社は増加する可能性がある。

また、今回、調査対象とした企業は、いずれも既に地域の障害者も含めた雇用創出の面では貢献していたが、その多くが、今後、地域の農家や社会福祉法人等と有機的に結びこうとしており、将来的には地域の経済社会の維持・再生に広く貢献していくことが期待できる状況にあった。

農業サイドとしても、このように農業の担い手となり、地域の経済社会への貢献が期待できる特例子会社については、社会福祉法人と同様に、農業に関する知識や技術の取得、 農業を行える専門スタッフの確保、農家や社会福祉法人との連携のコーディネイトといった面で積極的に支援を行っていく必要がある。

(吉田 行郷)

注

- (1)農林水産政策研究所〔3〕を参照。
- (2) 障害者雇用納付金制度は、障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害者の雇用水準を引き上げることを目的に、雇用率未達成企業(常用労働者 301 人以上) から納付金(不足1人当たり月額5万円)を徴収し、雇用率達成企業に対して調整金、報奨金の支給等が行う制度である。雇用率達成の事業主(常用労働者 301 人以上)には超過一人当たり月額2万7千円の調整金が支払われ、障害者多数雇用中小企業((常用労働者 300 人以下で障害者を4%又は6人のいずれか多い数を超えて雇用)には超過一人当たり月額2万1千円の報奨金が支払われる。
- (3) このため、社会福祉法人では、障害が比較的重い人も農作業に従事しているが、特例子会社では職員のサポートをあまり必要としない障害の比較的軽い人の割合が高い傾向。
- (4) 社会福祉法人では、最低賃金を大幅に下回る低い工賃(障害者の労働に対する報酬)しか支払えない例が散見される一方、特例子会社では、最低賃金が支払われているため、障害者にとっては生活のクオリティを上げるこ

とが可能である反面、最低賃金に見合う仕事ができる障害の比較的軽い人の割合が高い傾向。

- (5) 社会福祉法人の障害種類別の利用者の内訳については、農林水産政策研究所〔3〕p.1、第1表を参照。
- (6)農林水産政策研究所〔3〕を参照。
- (7) 同上。
- (8) 注1を参照。

【引用・参考文献等】

- [1] 高齢・障害者雇用支援機構(2009)『特例子会社の設立,運営等に関する調査研究』
- [2] 厚生労働省(2011)「障害者の雇用・就労の現状と今後の展開について」
- [3] 農林水産政策研究所 (2011) 『農業分野における障害者就労と農村活性化ー社会福祉法人, NPO法人, 農業 生産法人の活動事例を中心にー』(農村活性化プロジェクト研究資料第3号)

参考資料 1 社会福祉法人、NPO法人、農業生産法人の活用事例(1)

指定障害者支援施設 こころみ学園(社会福祉法人こころみる会)

ーココ・ファーム・ワイナリーとの有機的な結び付きによるワイン用ぶどうの生産ー

1. はじめに

指定障害者支援施設「こころみ学園」は、障害者の農業分野への本格進出の草分け的な存在である。初代の園長と彼が勤めていた中学校の特殊学級の生徒達が 1958 年に山林を開墾しぶどう畑を作ってから、既に 50 年を超える歴史がある。その間、有限会社「ココ・ファーム・ワイナリー」を設立し、「こころみ学園」で生産されたぶどうを用いてワインを生産・販売し、国際的にも高い評価を得るに至っている。本稿では、このような「こころみ学園」における農業と農産物加工の一体的な取組について紹介する。

2. 施設の沿革と事業概要

(1) 施設の沿革

1958 年に、当時中学校の特殊学級の担任であった初代園長が、当時の生徒達と共に、 勾配 38 度の急斜面を開墾し、ぶどう作りを開始している。その後、開墾面積は3 ha にま で拡大し、ぶどうの生産が次第に本格化していったが、11年後の1969年に、中学校を辞 した初代園長の下、30人定員の施設が竣工し、知的障害者更生施設としての認可も下り て「こころみ学園」が開園した(同時に設立された社会福祉法人「こころみる会」が運営)。 その後、1980年には、「こころみ学園」の考え方に賛同する園生(1)の保護者の出資金 2 千万円により有限会社「ココ・ファーム・ワイナリー」が別途設立され、翌年、酒造免 許を取得している。当初は、「こころみ学園」が自ら酒造免許を取得する計画であったが、 「補助金の対象となっている「こころみ学園」が酒税を納めることになるのは問題」との 指摘が税務当局よりあり、別法人として「ココ・ファーム・ワイナリー」を立ち上げた。 同ワイナリーが「こころみ学園」から原材料のぶどうやシイタケを仕入れて、ワインへの 加工・販売、シイタケの販売を行い、また、「こころみ学園」の園生の活躍する場所も適 宜提供している。同ワイナリーは、その後、契約栽培やぶどう畑の借地により原材料とな る優良なぶどうを確保しながら、醸造技術も改良し、ワインの品質を向上させている。な お,「ココ・ファーム・ワイナリー」で生産されるワインは,2000年の九州・沖縄サミッ トの晩餐会,2008年の北海道洞爺湖サミットの首相夫人主催の夕食会で使用され、国際 的にも高い評価を得ている。

(2) 事業概要

1) こころみ学園

こころみ学園の園生は平成 23 年現在 134 人。入所者は 94 人で,ショートスティが 10 人,足利市内にある 7 τ 所のケアホームからの通所者が 30 人となっている $^{(2)}$ (第 1 表)。 男女の内訳は,男性 88 人,女性 46 人となっている。

1969年の施設立ち上げ当初は、園生30人、職員9人でスタートし、その後、1972年には施設増設により園生が80人に増加し、2000年には老朽化した施設の建て替えにより、入居者が現行の90人規模となっている。施設の歴史が長いので、最高齢が89歳、入所者の平均年齢が51歳と高齢化が進んでいる(これまで入所者で亡くなられた方は26人)。園生の障害については、知的障害がほとんどで、うち25~26人の園生が自閉症、5~6人の園生がダウン症である。精神障害者には集団による共同生活が苦手な人が多いため、若干名にとどまる。これに対して職員は常勤47人(うち6人は特殊学級やこころみ学園の卒業生が準職員として勤務)と非常勤職員28人の合計75人が勤務している。非常勤職員のうち炊事を担当する11人が地元雇用のほか、ケアホームで園生の面倒をみる世話人は常勤7人、非常勤4人の合計11人が地元雇用となっている。

第1表「こころみ学園」および「ココ・ファーム・ワイナリー」の人員構成 (平成23年)

こころみ学園			ココ・ファーム・ワイナリー		
園	生	134	園	生	(15)
	うち入所	94	7	派遣され作業に従事	
	通所	30		が追びが日本に促す	→ (15)
	ショートステイ	10	<u>ر</u>		
職員		75	職	員	31
	うち常勤	47		うち常勤	23
	うち元園生等	6		非常勤	8
	非常勤	28			_

資料:聞き取り結果、ホームページ情報より農林水産政策研究所で作成。

学園のぶどう畑については、現在、施設に面した山の斜面にある畑 3ha のほか、佐野市内にも 1989 年に 1.5ha の山を開墾した畑を持っているほか、近隣の休耕田も 0.5ha 借地しており、ぶどうの収穫面積は全部で約 5 ha となっている。

園生が実施している作業は、ぶどう園の管理・収穫作業、原木を使ったシイタケ栽培(年間4~5トンの販売量)、山林除抜、間伐、植林、下草刈りの作業を約 20ha (この作業を行う中でしいたけ栽培用の原木を確保している)地域の林家から請け負っている。また、2000年には敷地内に作業所を立ち上げており、金属を扱う製造業の下請け作業、箱折り、ハンガーのリサイクル(ハンガー磨き)、炭焼き機で作った炭等を使った自主製品の制作等も行っている。



一番最初に開墾されたぶどう園(上部は45度の斜度, 下部は38度の斜度がある)

ワイン用ぶどう及び原木栽培シイタケは「ココ・ファーム・ワイナリー」に販売しており、近年、ワイン用ぶどうが年間 500 万円前後、原木栽培シイタケが 400 万円前後の販売額で推移している(第2表、第3表)。

ワイン用ぶどうについては、最盛期の平成元年頃には、自己の畑6 haのほか、米国カリフォルニア州ソノマに 5 haの畑を借りていた。しかし、園生や職員の老齢化もあって、現在は上記のような生産規模に落ち着いている。また、シイタケについても、売上高が

第2表 ワイン用ぶどうの販売実績の推移

	2007年	2008年	2009年
販売数量(kg)	17,960	10,199	13,463
単価(円/kg)	300	500	360
販売額(千円)	5,388	5,099	4,850

資料:こころみ学園作成資料より

注:単価が毎年違うのは、こころみ学園の一定量の収入を確保するため、こころみ学園とココ・ファーム・ワイナリーが単価を決定するため。

第3表 シイタケの販売実績の推移

(単位:千円)

			<u>(十二、111)</u>
	2006年	2007年	2008年
生シイタケ	2,890	3,638	2,930
干しシイタケ	768	831	741
合計	3,658	4,468	3,671

資料:こころみ学園作成資料より

1200 万円という時期があったが、その後、扱う原木を減らして、現在は生産規模を1/3 に縮小している。

以上のような作業を行っている結果,就労活動事業における販売等による収入は年間 9 百万円から 1 千万円となっている。園生が受け取る工賃は,一人当たり年間 10 万円を目指しているが,平均で年間 $5\sim6$ 万円,特別賞与等の対象となるような額の多い園生で年間 8 万円程度となっている。

なお、福祉活動事業の支出に占める人件費比率は86%となっている。

2) ココ・ファーム・ワイナリー

有限会社「ココ・ファーム・ワイナリー」の従業員は、1980年の創業時には13人であ

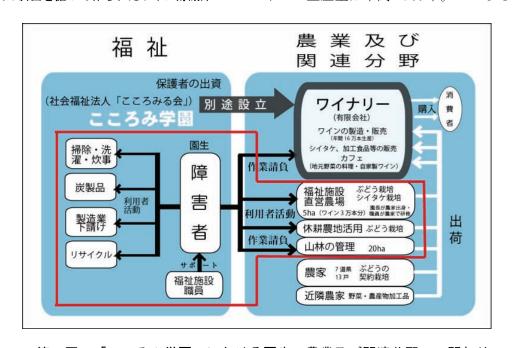


山の斜面を掘って作られたワイン貯蔵庫

ったが、その後、生産規模が増大するにつれ増加し、現在は31人が勤務している。31人のうちの18人が地元採用となっている。現在、同ワイナリーの取締役を勤めている米国人の醸造技術者が、1989年に来日し、ワインづくりの指導を行ったのが、今日の高い水準のワイン生産に結びついている。この技術者以外にも、現在はワイン製造の専門家が8人勤務しており、ワインの品質の維持・向上に努めている。

また、ワインの製造工程に適応できる「こころみ学園」の園生が 15 人ほどワイン作りの工程に従事している。加えて、同ワイナリーには、ぶどう畑の作業を行うスタッフが 3人いて、この 3人と「こころみ学園」の園生が共同でぶどう畑を管理している。

ワインの生産量は年間16万本。このうち借



第1図 「こころみ学園」における園生の農業及び関連分野への関わり

りている畑も含めて自家畑のぶどうから作ら れるワインが 3 万本 (全体の 18%)。後は、契約栽培農家からのぶどうで作られている。同ワイナリーでは、ワインの製造・販売のほか、原木栽培シイタケ、椎茸スープ、ジャム、ベーグル、チーズ、オリーブオイル等の加工食品やワイングラス、ワインクーラー等のワイン関連商品を販売している。地元野菜を使った料理と自家製ワインを提供するカフェもある。

2008年7月~2009年6月の1年間における総売上高は約5億円であり、そのうち自家

製ワインの売上高が 60 %を占めており、残りの 40 %がカフェやその他の商品の売上となっている。

「こころみ学園」との関係では、当期製品製造原価、商品仕入、人件費のそれぞれ一部 が同学園の就労活動事業の収入を構成している。

3. 農林業関連事業での障害者就労の実態

(1) ぶどう及びシイタケの栽培を選択した理由

初代園長が、知的障害者の仕事としてぶどうやシイタケの栽培を選んだ理由は、川本敏郎 [1] によれば、「手足の機能訓練の目的と同時に、人手が足りない山と農村こそ彼らの生きる場所だと考えたからだ。働き手がどんどんいなくなっている山や農村なら、うまく指導さえすれば、彼らでも働ける余地は十分にある。そうした仕事によって、知的障害者が働きながら生きがいを見つける道筋をつけたらいいのではないか」と園長が考えたためである。また、栽培するものとしてぶどうが選ばれたのは、施設関係者からの聞き取りによれば、①トマトやきゅうりでは草と間違えて一緒に刈られてしまうが、木に実る果実はそうしたことがないこと、②当時は昭和 30 年代で、果実はまだ珍しかったこと、③果実なら何か実るし、直ぐに食べられること、④手間がかかって、面倒で、一年中やりきれない仕事があること、⑤痩せた急斜面でも作れること等を勘案した結果であった。また、ゆくゆくはぶどうでワインを醸造する可能性も視野に入れていたと言う。

他方で、シイタケについては、同じく施設関係者からの聞き取りによれば、①シイタケが当時、地域の地場産業で盛んに生産されていたこと、②ぶどうと並んで貴重な資金源となることが期待されたこと、③年中仕事があり、知的障害者でもできる作業が多いこと等が生産を始めるきっかけとなっている。

(2) 園生の作業分担の特徴



菌が着床され山中に運びこまれたシイタケの原木

「こころみ学園」では、障害が重度であったり高齢のため生活介護の対象となっている園生以外は、全ての園生がその障害の特性に適した仕事を担っている。通常、男性はワイン用ぶどうの管理・収穫作業、シイタケ栽培用の原木運びを担当し、女性は入所者の衣服の洗濯、炊事等を担当している。また、施設の清掃は全員で分担して実施している。一方で、収穫期等の繁忙期は、働ける園生全員で作業を行っている。

作業の詳細をみると、それぞれの能力や適性に応じて分担が決められており、例えば、原木運びをできない園生は山の上で空き缶を叩いてカラスを追い払う仕事をし、高齢化等で体力を使う作業を行えない園生は作業所での組み立て作業や細工の作業を行っている。自閉症の園生の一部は、その障害特性を活かして、ぶどうのつる切りやワインの瓶詰め行程におけるコルクかすのチェックを行っている。また、ワインの封入作業等を得意とする人もいる。このように、それぞれの園生の障害特性を踏まえた作業分担が行われており、重度の障害者も、やり甲斐を感じることができる仕事を持っているのが、「こころみ学園」の大きな特徴となっている。

また、シイタケ栽培における原木運びは、手足に不自由がなければ誰でもできる作業であるが、取り組んでいる人のキャラクターが出るので、根気があるかどうかというような仕事の適性を判断するために、新しく入園してきた園生にまずやってもらう作業となっている。

(3) ぶどう栽培における作業

ぶどう畑では、肥料をやるための穴掘り、枝の剪定、草刈り、虫取り、ぶどうの房への 笠掛け (15 ~ 20 万枚)、つるきり (3) 等の管理作業を行っている。鳥にぶどうを食べられないよう山の上で空き缶を叩いて威嚇するのも管理作業の一つである。そして、収穫 期の収穫と選果も園生が中心になって行っている。このほか、埼玉県の契約農家の収穫を園生が手伝いにいくこともある。なお、近年は園生の高齢化が進展しているので、高齢な園生でも作業ができる平地のぶどう畑を探している。

(4) シイタケ栽培における作業

シイタケ栽培⁽⁴⁾ については、山で切り出された原木を施設まで降ろし、菌を着床させた原木を山中に運び込む作業のほか、春と秋の年間2回の収穫作業、春収穫したシイタケの天日干しによる乾燥しいたけ作り、袋詰め作業等を行っている。地場産業のシイタケ作りが盛んな時代には、シイタケの生産者の原木運び等の手伝いにも行っていた(現在は、高齢化で多くのシイタケ生産者が生産を止めてしまっている)。

このほか,山林除抜,間伐,植林,下草刈りの作業も約 20ha ほど地域の林家から引き受けており,この作業を通じてシイタケ栽培のための原木を毎年確保している。

(5) ココ・ファーム・ワイナリーにおける作業

前述のように、「ココ・ファーム・ワイナリー」でのワイン作りでも 15 人程度の園生が作業を行っている。作業の内容は、ワインの仕込み、瓶詰め、箱折りや箱詰め等である。ワインは最盛期に1日1万本を瓶詰めするが、醸造部門の従業員はワインの調整で精一杯になるので、瓶の運搬、箱詰め、箱折り等での園生のサポートが必要不可欠となっている。

4. 農林業関係者との連携状況

(1) ぶどう、シイタケの栽培技術の習得

通常、社会福祉法人等が農林業に取り組む場合、最初に直面するのが農業生産技術をいかに取得するかという課題である。しかしながら、「こころみ学園」では、初代園長が農



ぶどう畑の前でシイタケの原木運びをする園生の皆さん

家の生まれで幼い頃から農作業を行ってきており、当時勤めていた中学校の校庭や自宅の庭でぶどうを栽培していたため、ぶどう園を開墾するに当たって、栽培技術面での支援を必要としなかったため、この面でのハードルは低かった。

加えて、職員が、研修の一環として、群馬県のシイタケ生産者や山梨県のぶどう農家、ぶどうの栽培研究所に派遣されて、生産技術を学び、園に持ち帰ってきている。

その後, 醸造用のぶどうに転換し, 米国やフランスの醸造技術者や豪州 の栽培技術者が来日し指導するよう になってからは(これまで主に醸造 技術者2人と栽培技術者1人の合計 3人から技術指導を受けている), 彼らからアドバイスされた品種の導 入や栽培が行われてきており,現在 は,独自の自然環境や人的要件に合

った栽培方法(5)が採用されている。

他方で、シイタケについては、シイタケ栽培を行っている企業から技術指導を受け、近 隣のシイタケ生産者のサポートも得て、栽培を本格化させている。ただし、工業的な効率 のみを追求する方法ではないので、生産に応じた販売を行っている。

(2) 農用地, 山林の確保

ぶどう園を開墾し、シイタケ栽培を行っている山林については、4 Hクラブ ⁽⁶⁾ の会長で教師時代の教え子の一人の紹介で現在、施設がある山林を購入している。このほか、近隣の休耕田を 0.5ha 借地しているが、近年は、高齢化した園生のために、平地で1 ha 以上まとまった広さのぶどう園を確保する必要性が認識されている。

(3) 栽培面での農家、シイタケ生産者との連携

現在,ワインの生産量は年間 16 万本に達しているが、自前の畑から生産されるぶどうから作れるのは3万本が限界となっている。このため、7 道県(北海道、山形県、長野県、山梨県、群馬県、埼玉県、栃木県)に契約栽培農家 13 戸がいて、ワイン用のぶどうを生産してもらっている。契約農家は、「ココ・ファーム・ワイナリー」で働いた経験を活かして自分でぶどう園を開園した人や、農地が空いているのでぶどうを作りたいとぶどう生産を始めたところ、バブル経済がはじけて大手ワインメーカーのワインの消費量が落ちて、大手ワインメーカーに「もう買えない」と言われた農家等様々であり、取引が始まった経緯も色々であるが、同ファームでは、こうした個別農家との名前も顔も分かる信頼関係を大切にしている。

他方、シイタケについては、1980年前後には、栃木県足利市北部しいたけ組合に73戸の生産者が加入していたシイタケ栽培が盛んな時代には、6~7戸のシイタケ生産者が、こころみ学園の山林で原木の切り出しを手伝う一方で、こころみ学園の園生が、シイタケ生産者の原木を運んだり並べたりするのを手伝う相互依存関係が作られていた(7)。しかし、その後、多くのシイタケ生産者が高齢化のため生産を止めてしまったため、現在、こうした関係は崩れてしまっている。ただし、今でも、シイタケ生産を止めてしまった3戸は、学園に家の周りや水田の草刈りを依頼しており、交流関係が続いている。

5. 地域貢献

ココ・ファーム・ワイナリーは酒税だけでも年間1千5百万円を払っており、これに加 えて足利市に対して法人税等を3千3百万円払っているという点で、既に十分に地元に貢 献している。

また、同ワイナリーで年に1回開催される収穫祭は2011年で第28回を数え、今や2日間で2万人近くの人が訪れる足利市の重要な観光資源となっている。さらに、前述のとおり、こころみ学園では75人の職員のうち32人が地元雇用、「ココ・ファーム・ワイナリー」では31人の従業員のうち19人が地元雇用ということで、地元住民にとって重要な就業先にもなっている。また、現在は失われてしまったが、シイタケ栽培が地域の重要な地場産業の一つであった時代には、前述のとおりシイタケ生産者との相互依存関係を構築し、学園設立時の目標の一つであった「地域の人達の生産の営みに深く関わり、互いに助け合いながら、生きる施設」を実現していた。

このように、「こころみ学園」と「ココ・ファーム・ワイナリー」は、これまで地域経済に大きな貢献をしてきているが、このほか、農林業面でも、高い水準のワインやシイタケを生産しているだけでなく、近年は、休耕田を借りてぶどう栽培に着手するなど、地域の農地の維持・保全にも寄与している。さらには、「ココ・ファーム・ワイナリー」のカフェで、地元野菜を使った料理や地元農産物の加工品を提供することで、地元農産物の販路の確保やそのPRの面でも貢献している。

6. 今後の課題

以上のような地域貢献を続けている「こころみ学園」及び「ココ・ファーム・ワイナリー」であるが、園生及び職員の高齢化の進展が、近年の大きな課題となっている。高齢化した園生には、ぶどう園の急勾配の斜面での作業が困難であり、今後、更に高齢化が進展した場合には、ぶどう園の維持・管理に支障を来す可能性もある。



収穫祭の様子(足利市商工会議所ホームページより)

また、シイタケ栽培でも、原木運びが高齢の園生や職員には厳しくなってきているため、既に生産量は、最盛期の1/3に縮小させている。シイタケの生産も、今後、高齢化が進展すれば更に減少する可能性がある。こうした中で、入所者の多くが重度の障害者であるため、高齢に達してから新しい作業等に慣れるのは難しい。また、定員が決まっており、これ以上若い園生を増員することが難しいことから、高齢化に対応した新たな取組が行いづらいという側面もある。 高齢化し急斜面での作業が難しくなってきた園生への対応の一環として、農業委員会の斡旋で、近隣の休耕田を借地しているが、ぶどう畑として必要



なまとまった面積が借りられないことや、水田を畑地化することの問題点などもあり、なかなか条件の合う農地が見つからないという問題も抱えている。

このほか,措置制度から支援 費制度,障害者自立支援法の導入 (8) へと福祉行政の制度が変 わる度に,職員の行政手続きに かかる事務量が増加し,職員が 園生と一緒にぶどう園に出られ なくなっていること,字は書け

体耕田で栽培されているぶどう(遠くに最初のぶどう園を望む)ないが優秀な園生を指導員として雇うと、その分字が書ける職員を雇えなくなってしまうこと等も課題として挙げられている。

さらに、2011 年 3 月 11 日以降は、福島原子力発電所の事故による放射性物質汚染も大きな問題として挙げられている。「ココ・ファーム・ワイナリー」では、販売する農産物、農産加工品の全てについて、放射性物質の自主検査を行っており、「放射性物質は検出せず」という検査結果を得ているが、栃木県産ということで購入を控える客が増えてしまっている。

7. おわりに

これまで見てきたように、社会福祉施設の農業分野への進出の草分け的な存在である「こころみ学園」は、50年以上も前に、農作業が障害者の健康や精神衛生に効果があり、かつ農業・農村に障害者の活躍の場があることを見通していた。今でこそ、地域経済の地盤沈下、中小企業の海外進出等によって、障害者が地方で行える作業の減少が問題となり、同時に農家の高齢化による農業の担い手不足が深刻化しており、こうした状況を背景にして、社会福祉関係者が農業分野で障害者が作業を行うことに注目するようになってきている。しかし、当時は、高度成長期の前であり、農業就業者も豊富で若かった。こうした時代に先行的な取組もない状況の下で、障害者による農業生産に本格的に取り込んだ先見性は特筆に値する。

その後、多くの社会福祉法人等がこころみ学園を見本に、農業部門に取り組むようになってきており、「こころみ学園」を目標にして農業に取り組んできたことを公言する施設も少なくない。こうした動きは、今や点的な動きではなく、面的な拡がりもみせつつある。前述のように、農業分野への社会福祉法人等の進出においては、特有の課題に直面することが多いが、「こころみ学園」では、そうした課題を既に克服していたり、あるいは克服しようと取り組んでいることが、ここまで発展してきた大きな要因として考えられる。

まず、第一に、福祉関係者にとって高いハードルであるケースが多い農業生産技術の取得については、こころみ学園では、園長の家庭での農業経験だけでなく、職員が農家等で研修を受けることで乗り越えている。更には、日本国内ではなく、米国や豪州の最先端の技術者に定期的に指導を受けることで、国際水準のぶどう生産、ワイン醸造を実現していることも、学園のその後の発展の大きな要因となっている。

第二に、生産された農産物の販路の確保については、「こころみ学園」でも、当初は、 生食用ぶどうを生産していたため、生産されたぶどうの販売先の確保で苦労をしており、 それにまつわるエピソードも幾つか残っている。しかし、ワイン醸造を始めてからは、そ の原料用ぶどうを主に生産をすることとなったため、販路の確保で苦しむことはなく、や はり、生産した農産物の加工とその加工品の販売を行うことが、生産した農産物の販路確 保の面で強みとなることが実証されている。

第三に、社会福祉法人の農業分野への進出では、障害者と農産物の生産に必要な農作業の間にミスマッチがある例が散見されるが、「こころみ学園」では、たくさんの作業が周年であるぶどうとシイタケを生産する作目として選択し、それぞれの園生の障害特性を踏まえた作業分担が行われている。また、仕事の適性を判断するために、新しく入園してきた園生にシイタケ栽培における原木運びをさせている点も注目に値する。これらの点についても、後続の社会福祉法人等が学ぶべきことは多いと思われる。

最後に、福祉施設は歴史が長くなれば必ず利用者の高齢化に直面する宿命にあり、そうした面では、「こころみ学園」でも、まだ利用者の高齢化への対応を模索しているところであり、克服したといえる段階にはない。今後、高齢化が他の施設に先駆けて進展している「こころみ学園」で、どのように高齢化への対応を行い、それを乗り越えていくのか、後に続く施設のためにも、注視していく必要がある。

こうした点を踏まえれば、「こころみ学園」は、今後も引き続き、社会福祉法人等の農業分野への進出における模範事例となっていくと思われるが、将来、「こころみ学園」のような取組例を増やしていくためには、その経営モデルのぶどう生産、ワイン作り、シイタケ栽培以外への応用方法についても検討していく必要がある。

(吉田 行郷)

注

- (1) 社会福祉制度上は「利用者」であるが、社会福祉法人が運営する更生施設の前身時代もあり、また、より「こころみ学園」の実態にふさわしい表記ということで、本報告では学園関係者が使用している「園生」と記す。
- (2)「ココ・ファーム・ワイナリーのホームページ「こころみ学園の歩み」より引用。
- (3) ぶどうの木のつるが上を向いていると、まだつるを伸ばそうとするが、一旦、つるが下を向くと、もうつるを伸ばそうとせず、ぶどうがよく実るので、上を向いている伸びているつるを切る作業を行うが、これを「つる切り」と称する。
- (4) 川本敏郎 [1] によれば、「こころみ学園」におけるシイタケ栽培に関する作業については、次のとおり。① 山から原木を切り出すために、まず木を切るために下草を刈り、木を切り倒して枝を払い、90 センチの長さにする(背の高い木から 10 本取れる)。②それを運んできて積み重ねながら菌を培養してあるタネ(タネゴマ)を1本に平均 20 個打ち込む(ドリルで直径9ミリ、深さ2~3センチの穴を空けてそこに仕込む)。③林の中に菌の着床した原木を運び込み、植菌後2年ほどかけてゆっくり菌糸を広がらせ熟成させる。④以後、3~4年間、春と秋の年2回収穫を行い、6~8回獲り終わったところで、新しい原木と入れ替える。このため、毎年2万本の原木を新たに確保してきた。
- (5) 1998 年に豪州の栽培技術者を招聘し技術指導を受け、その時より、日本各地で以前から見られる棚仕立ての栽培方法ではなく、「ジェネヴァ・ダブル・カーテン」と呼ばれる垣根を逆さまにしたような仕立て方の栽培方法を採用している。
- (6) 4 Hクラブ (フォーエイチクラブ) は、よりよい農村、農業を創るために活動している組織のことで (Head{頭)、Heart (心)、Hands (手)、Helth (健康)の4つの頭文字を取っている)、米国で 1890 年から 1900 年にかけて、農業教育への需要が高まる中、農業系の大学や研究所を中心にクラブ活動のような活動が展開され、これらの活動が4 Hクラブの起こりとされている。日本では、全国青年農業者クラブ連絡協議会を主体とした組織となっている。
- (7) 川本敏郎 [1] p.100.参照。山からシイタケ栽培用の原木を夫婦2人で降ろしてくると2ヶ月くらいかかるが、 園生 60 人と職員3人が運べば、2日で降ろしてこれる上に、タネゴマを打ち込みやすいように並べることが可能となる。このため、学園の協力がないとタネゴマの打ち込みが4月にずれ込み、的期を逃してしまう関係にあった。
- (8) 平成14年度までは、行政が「行政処分」として障害者サービスを決定する「措置制度」が実施されていたが、15年度より、これに代わって、サービスの利用者とサービスを提供する施設・事業者とが対等の関係に立って契約に基づきサービスを利用する「支援費制度」が導入された。さらに、18年度からは、障害者に費用の原則1割負担を求め、障害者の福祉サービスを一元化し、保護から自立に向けた支援を行うための「障害者自立支援法」に移行したが、現在、同法の廃止を前提とした新たな制度が検討されている。

【参考文献】

- [1] 川本敏郎 (2008) 『こころみ学園 奇跡のワイン』 NHK出版
- [2] 川田昇 (2007) 『山の学園はワイナリー』テレビ朝日事業局出版部
- 〔3〕足立則夫(2005)『遅咲きのひと一人生の第四コーナーを味わう一』日本経済新聞社
- 〔4〕川田昇(1982)『葡萄畑の笑顔』大楊社
- [5] ココ・ファーム・ワイナリーホームページ (http://www.cocowaine.com)
- [6] 日本障害者リハビリテーション協会 (2003)「ココ・ファーム・ワイナリー」Web マガジン ディスアビリティ・ワールド 2003 年 4 月号
- [7] こころみ学園ココ・ファーム・ワイナリー「Vineyard News」(2010Spring)
- [8] 農林水産政策研究所 (2011)「農業分野における障害者就労と農村活性化 -社会福祉法人, NPO法人, 農業 生産法人の活動事例を中心に-|

NPO共働学舎と農事組合法人共働学舎新得農場

-世界で一番に選ばれたチーズをつくり、販売する-

1. はじめに

本報告では、さまざまな施設での受け入れが困難な人々を受け入れ、多くの人々が共に、生活する場、そして働く場をつくり出してきた「新得共働学舎」の取組みについて紹介する。農業生産、加工、開発、販売を行い、個人そして法人としての自立をはかっている。自分でやりたいことを探し出し、一人一人が役割を見出し、家事・仕事において分担・分業している。心や体に問題を抱えた人々が農の取組みを通じて自立し、自己実現をはかっている。ここでは「障がい者」「福祉」という言葉があてはまらない取組みが行われている。

2. 組織の沿革と事業概要

「新得共働学舎」は、NPO共働学舎(新得共働学舎)と農事組合法人共働学舎新得農場からなる(以下、両方をあわせて「新得共働学舎」とする)。NPO新得共働学舎は主として生活の場、農事組合法人共働学舎新得農場は農業生産、加工、販売の場となっている。

「新得共働学舎」はさまざまな問題を抱えた人々が集まる。行政用語でいう知的障がい者・ 精神障がい者・身体障がい者や触法障がい者・引きこもり・不登校児・ニートなどである。他 にその人々と共に生活する職員・ボランティアなどがいる。また、海外からの留学生やボラン ティアも受け入れている。

宮嶋望理事長(以下,宮嶋氏とする)は学校を卒業し,4年間,アメリカのウィスコンシン州の農場に修行へ出た。1978年に帰国すると,父(1974年に長野県で最初の「共働学舎」を設立した創始者)から北海道の新得町で「新得共働学舎」を設立してはどうかという提案があった。当時,新得町と長野県の共働学舎において交流があり,新得町長がその理念に深く賛同していたことから,新得町から町有地30haの無償貸与の申し出があり,同町への開設が決まった。

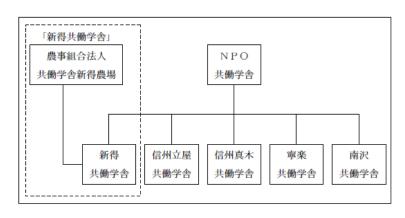


図1 組織図

5つの共働学舎は、当初、任意団体や農事組合法人として活動していたが、2005年に任意団体からNPOとなった。NPOとした契機は、共働学舎新得農場においてチーズで高収益があがるようになったためである。税務署から、任意団体としての税務上の問題を指摘され、組織・体制を整備することとなった。

NPOから農事組合法人へ人材を派遣し、農事組合法人が農業生産やチーズ等の加工・販売などの収益事業を行う形態をとっている。なお、7~8名が、NPOおよび農事組合法人の事務等スタッフとして兼務している。

経営の自立をはかるため、1991年に牛舎、搾乳室、チーズ工房を建設するために1億1,200万円の投資を行った。なお、共働学舎から1,100万円、農業関連の資金5,700万円を借り入れた(現在はいずれも完済)。NPO設立数年後には自立経営を実現している。

メンバーの多くが北海道出身者であり、20 代から 50 代の職員 $(6 \sim 74)$ 、ボランティア $(5 \sim 84)$ 、パート $(7 \sim 84)$ を含め約 60 名程度がさまざまな活動に取り組んでいる。精神・知的・身体の問題を抱える者、ニート、引きこもりだけでなく、留学生、職員、ボランティア、パートも共同生活、共同生産を行う。「新得共働学舎」内で生活するのは5 家族(5 ち1 家族は親子)、通って来るのは5 家族で、親子、夫婦、兄弟でかかわっており、それ以外の者は独身者である。

3. 農業関連分野における障害者就労の実態

(1) 農業生産

約 43ha が町有地 (現在は借地料を支払っている)で、この他、約 15ha が借地、約 20ha を購入した。牧草地約 38ha、放牧地約 27ha、原野約 12ha となっている。もともとの地目は原野や牧草地などで、徐々に農地規模を拡大していった 1 。



写真:学舎の立地する傾斜地

^{1 2011} 年現在、約 100ha まで拡大している。

農薬,化学肥料を全く使わないバイオダイナミック農法²による有機野菜生産の畑約3ha,その他は厩舎や住宅のスペース,道路,そして牧草地および原野となっている。農業生産としては畜産生産と野菜生産が中心であり,乳牛120頭(うち育成牛約60頭),肉牛5頭,母豚40頭・種豚1頭,鶏(鶏卵用)206羽,羊20頭を飼育している。

乳牛には 12 名,肉牛 2 名,豚 2 名,鶏 4 名,羊 1 名が従事している。野菜はボランティアの指導を受けながら $12\sim15$ 名程度が従事している。なお,乳牛・肉牛・鶏については他部門と兼務し,野菜については多くの者が手伝っている。



写真:床下に炭を敷き詰めた乳牛の厩舎

牛の餌については 2/3 を自給している。鶏は平場で飼い、牛も豚も牧草地に放牧している。 なお、道と協力し、2006 年度から 3 カ年計画で牛の林間放牧地造成事業にも取り組んだ。

(2) 加工, 販売

加工については、農産物を加工し、チーズ・ソフトクリーム・クッキー・ケーキ・パン、フェルト人形や座布団などの生産を行っている。

1993 年に、敷地内に町の全額補助により「新得町特産品加工研究センター」が建設された。これはある自閉症のメンバーが、自分で1年間働いて貯めたお金全額(約15万円)を、自分の意志で「24時間テレビ 愛は地球を救う」に寄付したことが町長に伝わり、その感動がセンター建設のきっかけとなった。今日の「新得共働学舎」における開発・加工の大きな礎となった。加工品に加え、野菜などの販売は施設内の交流センター「ミンタル」において行っている。また、「ミンタル」ではレストランとして、チーズやワインなどの飲食を楽しむこともできる。この他、チーズについてはインターネットやFAXでの注文販売を行っている。

² シュタイナーが提唱した農法。農地は、木・森・湿地・川そして、家畜としての動物で構成される。農地では、家畜の餌も収穫し、家畜の糞を堆肥として利活用している。



写真:販売,交流センター拠点「ミンタル」

チーズは新得町から車で1時間ほど離れたところにある帯広市の飲食店街のワインバー,居 酒屋など数軒のメニューとして並んでいる。また,東京の飲食店にも出荷している。

(3) チーズ工房

チーズ工房では、製造5名、包装・発送6名、販売2名が従事している。チーズ生産では、 弱みである傾斜地・寒冷地を活かすことで、そして効率的な生産が難しいといわれるさまざま な問題を抱える人々が、ゆっくりと丁寧な作業が要求される生産に従事することで、高い付加 価値を創出している。



写真:自分たちで建てたチーズの貯蔵庫



写真:チーズ

例えば、搾乳した牛乳は電動機械を用いて加工施設へ運ばれると、その過程で電位が失われ 固めることが難しくなることから、一般的には塩化カルシウム等を添加しなければならない。 だが、地形の傾斜(重力)を利用することで機械を使わずに運ぶことが可能となり、よりおい しいチーズの生産につながった。

4. 地域貢献

「新得共働学舎」が、新得町に開設されたことで、それまでほとんど事業として活用されていなかった町有地が有効に活用されることになった。近年では、離農せざるを得ない近隣の農家から農地の購入依頼を受けるなど、地域の遊休地の活性化に期待される存在となっている。また、ここで生産されるチーズが世界で数々の賞を受賞したことなどにより、その新得町の知名度を高めることにもつながった。



「さくら」



「ラクレット



写真:表彰されたチーズ

さらには、地域の関係団体や個人との連携による生活や事業を営んでおり、相互の交流の機 会を創出することにもつながっている。

5. 今後の課題

「新得共働学舎」の課題としてあげられるものは、一つ目は宮嶋氏の後継者の育成である。 二つ目は高齢化するメンバーへの対応があげられる。

学舎では、後継者はメンバー全員の合議で決められていくことが望ましいとされている。宮嶋氏の熱意、行動力、アイデアがここまで組織をつくりあげてきた。それは宮嶋氏がリーダーおよび経営者としての才覚を発揮してきたからである。したがって、これからも、つくりあげられてきた「新得共働学舎」の理念、そして事業を継承していくことできる後継者の育成が求められる。

また、メンバーも高齢化しつつあることから、組織としての対応が求められる。そのためには行政や地域のNPOや介護保険事業者等と連携をはかることが重要である。すべてを「新得共働学舎」で対応するのではなく、地域と連携、つまり「共働」していくことが重要になる。

6. おわりに

「新得共働学舎」へやって来た人々は、最初、どうしたらよいのか戸惑うということである。 それは「何をしてください」ということがないためである。一般的な福祉施設では1日の生活 スケジュールや仕事内容も、本人や家族とも話し合うが、主に事業所の側で決めることが多い。 しかし、「新得共働学舎」では、毎日、「今日は何をしたいのか」ということだけを聞く。

やって来た人々の多くは、まずはやりやすい、みんなのご飯づくりの手伝いや片付けから始める。その後、クッキーやケーキづくり、そして農作業に従事したいという気持ちが徐々に芽生えるようになる。

そこで、その作業を実際に体験してもらいながら、本当にできるのかどうか、本当にやりたいのかどうか自分で判断・納得してもらうこととしている。

それまで家事もやったことのない者が、家事を手伝い、仕事をするようになる。自分のいる場があり、自分の役割が見つかることで、心も体も大きく変化していくとのことである。「新得共働学舎」では、世話をする人、世話をされる人には分けない。それぞれが自分でやりたいこと、できることをやり、他の人ができなければ誰かが支援し協力する。

つまり、ここには本来の「助けあい」、「共働」の精神がある。私たちは日常の中で、障がいをもった人々、高齢者、子供は「世話をしてあげる」存在として認識しているのではないであろうか。本来なら一個の人間として認識しなければならないであろう。

宮嶋氏の奥様は「私は学舎が世の中からいらなくなって欲しいと思う」と言う。それは障がいの有無も関係なく、多様な価値を持った者が一緒に当たり前のように暮らせる社会になることが最も望ましい世の中であるということである。そこには「障がい者」も「福祉」という言葉も消えている。

(濱田 健司)

参考資料 1 社会福祉法人、NPO法人、農業生産法人の活用事例(3)

農業法人京丸園株式会社

―誰もが就労できる「ユニバーサル農業」への取組み―

1. はじめに

本稿では、障がい者および高齢者等の農業就労に取り組む農業法人・京丸園株式会社(以下、京丸園とする)について報告する。京丸園は、農業施設(以下、ハウスとする)での水耕栽培を中心に農業生産に取り組み、積極的な営業活動も行う、あらゆる人々が就労できる「ユニバーサル農業」「を目指す法人である。また、同園には、「NPO しずおかユニバーサル園芸ネットワーク(以下、NPO とする)」の事務局が設置されており、NPO は「園芸福祉」²や農業等の「農の福祉力」を活かしたさまざまな取組みを行っている。京丸園代表取締役の鈴木厚志氏は、同園を「ユニバーサル農園」等として位置づけ、農業生産だけでなく、障がい者および高齢者などの就労や NPO 活動の実践を通じた多様な情報発信などにも取り組んでいる。

2. 組織の沿革と事業概要

京丸園は、鈴木氏が実家の農業を継承した 2004 年に設立された。それ以前は水田農業を中心とした農家であった。鈴木氏の父は、早くからみつばの水耕栽培(1973 年)やアイガモ農法に取り組むなど、新たな農業に積極的に取り組んできた農業者でもあった。現在、鈴木氏が水耕栽培・会社全体を、父が米や野菜などの土耕栽培の取りまとめを行っている。

京丸園の大きな特徴としては次の2点があげられる。一つは、健常者とともに障がい者 や高齢者など多様な人々が従事する「ユニバーサル農業」に取り組んでいること。もう一 つは、障がい者就労による高付加価値商品(「姫ねぎ」3栽培等)の生産である。

^{1 「}ユニバーサル農業」とは、障がい者・高齢者などを含むすべての多様な人々が従事できる農業と定義する。

² 「園芸福祉」とは、「青空のもと、様々な場所で営まれる植物の種子〜発芽〜成長〜開花〜結実〜収穫というプロセスに幅広い年代の人々が参加して、植物と接し栽培する楽しみや喜びを共有する」ことを目的とした活動。NPO 日本園芸福祉普及教会が、活動および「園芸福祉士」の育成をはかっている。

³ 「姫ねぎ」は、通常のサイズより小さいねぎで、この他、「姫みつば」・「姫ちんげん」などがあり、それらの小さい野菜を、京丸園では「姫野菜」と呼んでいる。

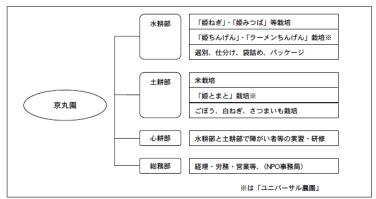


図1. 組織図

京丸園の組織構成は、ハウスで「姫ねぎ」・「姫みつば」等の水耕栽培を行う水耕部、水田・露地で米・さつまいも等の生産を行う土耕部、障がい者等が農業実習・研修を行う心耕部からなり、特に心耕部は障がい者の受入れにあたり重要な役割を果たしている。

現在,京丸園では,小さなちんげん菜(「姫ちんげん」・「ラーメンちんげん」)のハウス 栽培事業などを「ユニバーサル農園」の事業として位置づけている。単なる福祉のための 農園ではなく,関わる人々すべての人達の"喜びと安心と誇り"となる運営を行い,"農業 経営における幸せを追求"する農園を目指している4。

従業員数は不定期のアルバイトを含めると合計 50 名ほどである。社員 7名(20~47歳),パート 31名(20~77歳),その他アルバイト数名となっている。障がい者は、知的障がい者 4名、身体障がい者 2名、精神障がい者 3名の計 9名で、全員パートである。この他、障がい者研修生として、知的障がい者 1名、身体障がい者 1名、精神障がい者 3名、高次脳機能障害者 1名の計 6名と、大学研修生 1名を受け入れている。鈴木氏の 92歳の祖母も一部作業を無償で手伝っている。また、野菜の袋詰め等の一部作業を内職として近隣 10 軒に委託している。なお、状況に応じて障がい者、パートは異動・兼務している。

農地規模は、ハウス(水耕栽培)70 a、水田(アイガモ農法)70 a、畑 50 a。主な農産物は「姫みつば」、「姫ねぎ」、「姫ちんげん」、「ラーメンちんげん」、みつば、米、さつまいも、ごぼうである。

3. 農業関連分野における障がい者就労の実態

(1) 「姫ねぎ」・「姫みつば」の栽培

「姫ねぎ」・「姫みつば」の栽培は、1994年より取り組んできた。当初は障がい者雇用の ノウハウ蓄積を主眼に置いていた。

栽培方法は、フィルムハウスの中の水耕栽培で、テーブル上に地下水をくみ上げ、苗を 定植したスチロールをその水に浮かせ、農薬を使用せず液肥のみで育てる。ハウス内の水 耕栽培では、年17~20 作の収穫を行っている。

スタッフ(正職員)2名,精神障がい者5名,高次脳機能障害者1名が作業にあたって

^{4 「}ユニバーサル農園」とは、働く様々な個人それぞれが役割を持つことができ、人との繋がりの中で、幸せを感じられる仕事づくりに取り組み、そして、農業経営としても成り立つ農園といえる。

いる。スタッフは基本的に、当日の指示出し、労務管理、そして液肥等の管理を行い、障がい者は播種・定植・移動・収穫・パネル洗浄等を行う。

ハウスでの水耕栽培に取り組むこととしたのは、作業が複雑ではなく障がい者でも取り組みやすいこと、この地域では冬場も比較的温暖であることから暖房経費が抑えられ 安価に生産できること、一年を通して働くことができること、通年の安定供給が可能であることなどを考慮したためである。

(2) 「ユニバーサル農園」での栽培作業

現在,「姫ちんげん」・「ラーメンちんげん」の水耕栽培,畑での作業委託栽培に取り組んでいる。

「ユニバーサル農園」では現場の運営を「農業経験のない健常者」と「農業経験のない 障がい者」だけで行い、普及モデルづくりとして位置づけ取り組んでいる。

①「姫ちんげん」・「ラーメンちんげん」の栽培

栽培方法は、「姫ねぎ」・「姫みつば」と同様のフィルムハウス内での水耕栽培である。 2003年に 660 m^3 からスタートし、現在は $1,650 \text{ m}^3$ となっている。「姫ちんげん」については年 $30 \text{ 作、「ラーメンちんげん」 については年 } 25 \text{ 作を行っている。$



写真:「姫ねぎ」栽培

スタッフ(正職員) 2名,知的障がい者3名,身体障がい者1名,精神障がい者1名が作業にあたっている。スタッフは基本的に、当日の指示出し、労務管理、そして液肥等の管理を行い、障がい者は定植・移動・収穫・パネル洗浄等を行う5。

通常の水耕栽培は、コスト(特に人件費)を削減するために、養液管理や作業も機械化・オートメーション化することが多いが、京丸園ではあえてマニュアルとしている。

これは、より多くの作業に分解すること(以下、作業分解とする)で、障がい者でも作業可能な仕事をつくるためである。

⁵ なお,2012年現在は定植と収穫の作業を東京の特例子会社へ委託し6名が働いている。



写真:障がい者による定植



写真: 敢えてマニュアル式の装置を開発



写真:障がい者のために開発した防除機械

なお、苗づくりは地元 J Aに委託している。

結果として、より手間をかけることで、農薬がいらなくなるなど、環境にも健康にも良い労働環境整備、農作物生産につながっている。また、作業効率が自動機械の使用時より高まるなど、障がい者のための労働環境改善は、経営効率をも高めている。

②白ねぎ等の栽培

畑ではさつまいも 10 a の栽培を行っている。畑は地域の農家から借りている。これらの作業は、農閑期などの仕事の少ないときの障がい者の仕事として位置づけ、地域の「福祉

施設」-「農家」(-「京丸園」)間の連携モデルとしても試験的に取り組んできた。

今後、これらの栽培についても「ユニバーサル農園」事業としていくことを目指している。さつまいも栽培では、土づくりから定植までを農家が行い、その後の作業は京丸園が実施している(収穫作業は福祉施設に委託)。さらには、企業との連携モデルとしても位置づけ、特例子会社にも委託していく予定である。

(3) 収穫後の作業

「姫ねぎ」「姫みつば」は、収穫した後の選別・仕分け・袋詰め・パッケージなど細かく 手間のかかる丁寧な作業が必要とされることから、慎重かつ正確な作業を得意とする知的 障がい者、そして精神障がい者・身体障がい者および高齢者等が作業にあたっている。

作業体制は、スタッフ(正職員) 1名、パート 19名、知的障がい者 1名、身体障がい者 2名となっている。



写真:「姫ねぎ」の仕分け、パッケージ

(4) 販売・出荷

出荷される野菜の多くはJA出荷,一部は、ネット販売等となっている。ただし、小売店等の販売先への開拓については、JAに任せているばかりではなく、京丸園も専任の営業スタッフを配置し、積極的に行っている。

4. 地域貢献

さつまいも等の栽培においては、近隣の福祉施設の障がい者の働き場所にもなっており、福祉施設は収穫物の一部を地代・定植等の労賃として農家へ、管理料として京丸園へそれぞれ引き渡し、その残りで販売収益を得ている。苗づくりから定植までをJAが行い、土寄せ・草取り等の管理を京丸園が実施し、収穫もJAに委託している。

この他にも京丸園では、地域での新たな農業技術の開発を目指し、地域企業とともに農業生産にかかる機械や装置の開発に取り組んでいる。

つまり、京丸園の取組みは地域の障がい者および障がい者施設の就労の機会を提供し、

地域農地の管理、地域との連携による新たな技術開発に貢献することになっている。

5. 今後の課題

今後、京丸園は「ユニバーサル農園」の規模を拡大するとともに、より良いユニバーサルな就労環境を整備していきたいとのことである。また、「ユニバーサル農園」で農業と福祉を結びつけるノウハウ体系を構築し、ノウハウ情報とともにその理念を広めていきたいとのことである。

さらに鈴木氏は2006年、静岡県・浜松市・福祉組織等と連携し、農業と福祉を結びつける農業分野への障がい者等就労支援にかかるNPOを設立した(事務局を京丸園内に設置)。ここでは、「企業・農業・福祉の連携モデル」の実践に向けたさまざまな取組みをすすめている。

これからは京丸園だけでなく,こうした取組みを通じても,障がい者および高齢者等の 農業における就労の促進,就労理念とモデルの構築および普及,さらには企業への雇用に かかるノウハウ・情報の提供に努めていきたいということである。

「長く働くことのできる職場づくりを目指し、派遣労働や非正規雇用ではなく、そこで 障がい者も健常者も、高齢になっても働き続けることができる安定農業経営としていきた い。」と鈴木氏は話す。

6. おわりに

過疎化・高齢化により農地管理の担い手がほとんど期待できない農山村地域では、障が い者や高齢者等の存在・役割はますます不可欠なものとなる。

今後は、当該地域のように比較的元気な農業者が存在する地域においても、障がい者や 高齢者等は重要な存在となる。ただ、特にこうした地域では農地集積、農地管理のあり方、 出荷などにあたり、近隣の農家等と衝突する可能性がある。京丸園のような取組みを面的 な広がりとし、持続的な取組みとしていくためには、地域との信頼関係構築が鍵となる。

とりわけ地域の農家やJA等との十分なコミュニケーション・連携が重要となろう。また、特に都市地域では、「農の福祉力」6を活かした教育、環境、医療、福祉等のサービスとしての新たな農業の産業としての可能性も見出すことができるだろう。

(濱田 健司)

⁶ ここでいう農の「福祉力」とは、農作物をつくること、食べること、その場にいることなどにより「癒し」・「健康づくり」等の効果を発揮する、人の心・気・体などへの作用の一つと定義する。「福祉力」は、①癒し、②健康づくり、③治療、④レクリエーション、⑤生き甲斐づくりなどの効果を発揮する。(「共済総研レポート」 2007 年、No.92 参照)

参考資料 1 社会福祉法人、NPO法人、農業生産法人の活用事例(4)

社会福祉法人白鳩会と農事組合法人根占生産組合

-社会福祉法人が農事組合法人を立ち上げ農業就労に取り組む-

1. はじめに

白鳩会は社会福祉法人であるにもかかわらず、早くから知的障がい者の就労の場として 農事組合法人を立ち上げ、農業、さらには農産物加工および販売などの多画的な高付加価 値事業にまで取り組んでいる。近年は過疎化、高齢化のすすむ南大隅町において耕作放棄 地の管理を担う、地域における優良法人の一つとなっている。

2. 組織の沿革と事業概要

本報告で紹介する取り組みの主体は、社会福祉法人(以下、社福とする)および農事組合法人「根占生産組合」(以降、生産組合とする)に大きく2つに分かれる。

社福は、主として、生活の場+就労訓練の場を提供し、生産組合は、就労の場を提供している。それらの運営する敷地全体を「花の木農場」という。

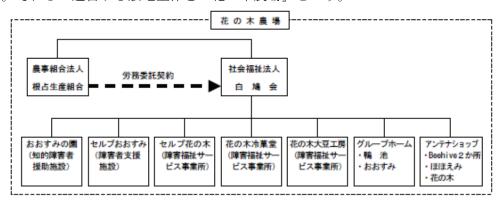


図1 組織概要



写真:「おおすみの園」

社福は 1972 年に設立され、根占地区の農地の一部を取得し、73 年には知的障害者更生施設「おおすみの園」を開設した。78 年に就労の場として生産組合を設立した。

80年代には授産施設・福祉ホームを開設し、90年代にはグループホーム・就労センターを、2000年代にはアンテナショップ、新たなグループホーム・就労センターを設立した。特に、2000年以降は、就労にかかる施設の急速な事業拡大をすすめ、加えて鹿児島市内へとその活動・事業の範囲を広げていった。

鹿児島市内には、生活のための施設として「グループホーム鴨池」等、就労のための施設として農場で生産した大豆・肉などの販売・加工施設である「アンテナショップ Beehive」「花の木冷菓堂」「花の木大豆工房」等を開設している。

社福および生産組合の敷地面積は、合計で25ha、実に東京ドームの約5.3倍の広大な敷地を有している。

敷地内には農地の他に、温室ハウス・牛舎・豚舎・食品加工施設(詳細は後述)、自家生産した食材を中心に提供するレストランを併設し、生産・加工品を販売する「アンテナショップ花の木」や「アンテナショップほほえみ」、さらには芸能人を招いての「チャリティコンサート&新茶まつり」や地元商店・県内の他施設も参加する「ふれあいバザーin おおすみ」が開かれる野外ステージ・イベント交流ゾーン、ソフトボール場、草スキー場などを備えている。

社福は生産組合との間で法人として労務委託契約を結び、生産組合は社福での就労訓練後の雇用の場として位置づけられている。しかし実際の現場では、就労訓練する者と就労する者が、同じ場所で共同作業することも多くみられる。

就労訓練または就労をしている障がい者の多くは、社福内のグループホームや入所施設から通っている。また、社福のスタッフは約100名、利用者は92名で¹、そのうち障害者自立支援法²にもとづき、一般就労を目指す就労移行支援事業対象者が46名に達しており、就労継続支援事業(B型)対象者が7名となっている。その他生活訓練等の対象者を含め、利用者のほとんどがなんらかの労働に携わっており、社福として就労に積極的に取り組んでいる。なお生産組合は、スタッフ7名と障がい者15名で運営されている。

3. 農業関連分野における障がい者就労の実態

(1) 社福における就労事業

社福では、3つの障害福祉サービス事業所と1つの障害者支援施設において、農産物・食品の生産・製造・加工・販売に取り組んでいる。

^{1 2012} 年現在で就労だけでなく生活を含めるとスタッフ 120 名, 利用者 230 名。

^{2 2006} 年に身体・知的・精神の 3 障がい者の制度を一体化し、応能負担から応益負担となる障害者自立支援法 (新法) が施行された。かつての措置制度の時代には、就労・就労訓練の場として授産施設・福祉工場などが整備されていたが、新法では、就労の場は就労継続支援事業 (雇用契約を結ぶA型と結ばないB型がある)として、就労訓練の場は就労移行支援事業として整理されることとなった。

- ①「セルプ花の木」
- 精肉、枝肉解体
- ・ハム、ソーセージ、ハンバーグ、餃子等の製造
- ・茶・野菜・花苗の生産
- 天然酵母パン製造
- ②「セルプおおすみ」
- 製茶
- 養豚生産
- ・茶・花苗の生産
- ③「花の木冷菓堂」
- ・アイスクリーム製造、販売
- ④「花の木大豆工房」

図2 社福の主な就労事業

①「セルプ花の木」

ここでは主として,生産組合や社福等で生産された農産物を加工したり,茶・野菜・花苗の栽培を行っている。

枝肉解体部門では、障がい者1名(契約社員)と社福スタッフ2名が就労し、障がい者 もスタッフと同じ刃物を使った作業を行い、週26~36頭分の豚をともに処理している。



写真: 枝肉の解体処理

精肉部門では、障がい者2名(通所1名、グループホーム1名)と社福スタッフ1名とパート職員2名が就労し、障がい者は、「ラップがけ」「仕分け」「配列」などの作業を行っている。

ソーセージ・ハム加工部門では、障がい者4名(通所3名,グループホーム1名)と社福スタッフ1名が就労している。障がい者は「つけこみ」「成形」「パッケージ」などの作業を行っている。

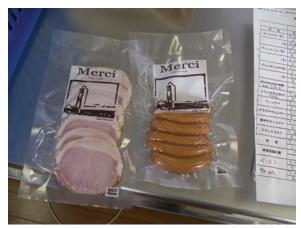


写真: ハムとソーセージ

茶・野菜部門では、障がい者4名(通所3名、グループホーム1名)と社福スタッフ1 名が就労し、生産組合や「セルプおおすみ」の障がい者とともに、「除草」「堆肥散布」「収 穫の補助(生産組合の補助)」などを行っている。

花卉部門では障がい者1名(通所)と、社福スタッフ1名のほかパート約6名が就労し、「セルプおおすみ」の障がい者とともに「植え付け」「運搬」などの作業を行っている。

②「セルプおおすみ」

茶・花苗・養豚生産、生産されたお茶の製茶を中心に行っている。

製茶部門では、障がい者 4名(入所)と社福スタッフ 3名が就労し、4月から 8月は 8~17 時と 13~23 時の二交代制で製茶に従事している。それ以外の月は農場や社福内の「施設美化」などを行っている。



写真:製茶工場

養豚部門では、障がい者15名(入所)と社福スタッフ2名と生産組合スタッフ2名が就

労している。母豚の飼養から、種付け、肥育に至るまでの一貫生産を行っている。注射や種付け、指示出しなどはスタッフが行うが、障がい者も「お産の介助」「厩舎のかき出し」をはじめ多くの作業に従事している。

茶部門では障がい者 6 名 (入所), 花卉部門では障がい者 4 名 (入所)が, 生産組合や「セルプ花の木」の障がい者とともに作業している (作業内容は「セルプ花の木」とほぼ同じである)。

③「花の木冷菓堂」

障がい者 13 名 (通所) と社福スタッフ 2 名が就労し、生産組合で生産された大豆等を利用したアイスクリームの製造および販売を行っている。

④「花の木大豆工房」

障がい者 13 名 (通所) と社福スタッフ 3 名が就労している。生産組合で生産された大豆を利用した豆腐・豆乳・豆乳ケーキ等の製造および工房近隣での引き売りを行っている。

社福の就労にかかる取り組みの特徴は、既存の多くの障がい者施設と異なり、障がい者がほとんどの農産物生産、農産物等の加工および製造・販売にかかる多様な労働に取り組んでいることである。

(2) 生産組合における就労事業

次に、生産組合の就労における取り組みについてみていく。

①設立の経緯

社福では、その設立当初から「障がい者の自立=経営の自立」を目指し、社福としての 収益拡大を図る観点からも、就労事業にかかる取り組みを積極的にすすめた。しかし、農 林水産業が基幹産業である当該地域では、他産業に取り組むことは難しく、結果的に農業 を中心とした就労事業に取り組むこととなった。

農業経営の安定のためには、自立的な大規模経営を目指す必要がある。そのためには農地を取得する必要があったが、制度上、社会福祉法人が農地を取得することについて同意を得ることが難しかったことから、理事長が個人でミカンのパイロットファームの遊休地5haを購入した(後に、そのほとんどを社福等へ寄付または賃貸)。

さらに農事組合法人の形をとった方が、経営の自由度が高まり、低利融資等さまざまな助成措置が利用できるようになるなど、農地取得等により一層の規模拡大をはかるうえでも有利であったことから、生産組合を設立することになった³。

②農地利用の推移

生産組合の設立時には、前述の 5 ha の農地に加え、町の仲介で地域の養蚕農家の遊休地 8 ha 弱を購入した。その後、遊休地やパイロットファーム等の跡地を 3 ha 購入、 6 ha を借りることになった。

設立当初は主にミカンを栽培していた。やがてミカンの価格が低迷し、かつ重量が大き く輸送コストも高くついたため、価格が比較的安定し、かつ軽量で保存も利くお茶の生産

³ 生産組合の設立にあたって障がい者からも出資を受けたが、2012 年現在は障がい者から出資はなくなり、 経営者等による出資となっている。

へと少しずつ作物転換をはかっていった。

大豆は 1997 年に 30 a からスタートし、現在は 7.5ha まで規模を拡大している。現在では合計 22ha の農地を、茶畑 7.5ha・大豆畑 7.5ha・牧草地 7 ha・その他ミカン畑等として利用している。

③農業生産活動

農業生産の取り組みとしては、茶・大豆・花卉・ミカン・ブルーベリー生産等の畑作、 畜産では豚の繁殖と肥育・牛の肥育等が行われている。

ア) 畑作

茶生産は、社福の設立時より規模を拡大し、製茶機械の処理能力である 7.5ha での生産となっている。



写真:茶畑

大豆生産については、取り組み当初、試行的に小面積でスタートしたが、フィルムハウスで台風等にも対応できるようになると、2003年から本格的な規模拡大を図ってきた。

花卉生産は、当初、社福敷地内の花壇整備からはじまり、県の大型公園など供給することとなり生産規模を拡大していった。1994年には3棟×1,000m2のガラスハウスを建設し、ポット苗生産が行った。しかし、需要が減りハウスでの空きスペースが目立つようになったことから、野菜の水耕栽培を導入することになった。ハウス内においてチンゲン菜やサラダ菜などを生産し、県内のスーパー等に供給している。



写真:大豆ハウス

イ) 畜産

豚の繁殖と肥育生産は、社福の設立当初、社福敷地内で5頭からスタートし、1979年に 山間部へ厩舎を移設・拡張した。現在は常時150頭の母豚を飼養し、年間3,000頭(母豚 150頭×10頭/出産1回×年2回)が出荷されている。

牛の肥育生産も、社福の設立当初、社福敷地内で1頭からスタートした。1994年には厩舎を建設し、現在は25頭を飼養している。



写真: 豚舎

(3) 就労事業の特徴

以上、社福と生産組合それぞれの生産活動を概観してきたが、生産組合では主に農産物の生産に取り組んでいる。また、社福および生産組合を一体として捉えてみると、そこには茶・大豆、豚・牛といった多様な農畜産物が取り扱われ、生産から加工、販売に至るまでの一貫した生産ラインが構築されている。その結果として、トレーサビリティも確保されている。

4. 地域貢献

法人での取組みが地域において定着し、耕地規模が拡大したことは、高齢化・後継者不足の地域における耕作放棄地などの農地管理に役立ち、障がい者が地域農業の新たな担い手となった。それは障がい者にとっては、就労訓練の機会となり、就労の機会、さらには高い賃金を得る機会を創出することにつながっている。また、より多くの障がい者を雇用するために健常者も雇用することが必要となり、地域のでの雇用創出にもつながっている。南大隅町にとっては有力な法人の一つであり、地域産業振興に貢献しているといえる。

5. 今後の課題

(1) 就労事業を中心とした自立経営

近年、障がい者にかかる制度が変更されるなか、農山村地域である南大隅町において通

所事業を継続していくことが難しくなってきたことから, 鹿児島市内に通所拠点を開設した。今後は, この地域に現在ある入所施設を縮小しながら, 就労の場を中心に提供していく予定である。

一方,都市地域では、奇声を発することなどが原因で、重度の障がい者を世話することは難しい。そこで将来的には、農山村地域である南大隅町にのんびりと治療・療養に専念できるグループホーム等の施設を開設していくことも構想している。

これからは、社福が就労にかかる事業を中心に安定した経営状態を維持することによって障がい者に高い労賃を支払うことを実現し、施設として生活の場を提供していくことをめざしている。

(2) 総合性の発揮

今後は専門性ではなく、様々な事業の垂直的・水平的な総合性を発揮した取り組みを行っていくとのことである。そうすることで、経営資源の有効活用・リスク分散につなげ、持続的で安定した事業運営をはかることが可能となる。

(3) ニーズにあった機敏な事業展開

福祉事業においても、これからは部門毎に事業収益を検討していくことが重要になるとのことである。事業の展開やスクラップアンドビルドについても、単にスタッフが判断するのではなく、これまで以上により客観的に障がい者のニーズ・利用状況を判断し、機敏にやめたり、拡大したり、新規事業をおこしていくことが求められる。撤退することは空しい側面もあるが、今後は機敏な事業展開ができなければ事業や法人が成り立たない状況になりつつある。

(4) 「互助・共助」の精神、そして「なくてはならない存在」

これから、多くの福祉施設にとって大変な時期になると考えられるが、万が一、当該両法人が経営困難になったとしても、社会にとって「なくてはならない存在」として、まわりに「助けたい」という意識をもってもらえるような存在でありたいとのことである。そのためには、「互助・共助」の精神にもとづく地域の取り組みがますます重要となる。

(5) 触法障がい者の受け入れ

刑務所から出所しても、社会復帰できる訓練や支援が十分ではなく、また生活面や仕事 面での受け入れ態勢が十分ではないため、再犯を繰り返す触法障がい者についても受け入 れを積極的にすすめていく。

6. おわりに

(1) ヒトを活かす

組織を持続・発展させていくためには、よいスタッフを育成・確保できるかがカギとなる。そして、リーダーが自分の理念・夢を持ち、それをスタッフに伝え、ビジョンを共有していくことが求められる。また、それぞれが「自助、互助、共助」を目指していくこと、スタッフ一人一人が現状を把握し、経営者意識をもつことが重要となるだろう。

白鳩会・中村理事長は次のように語っている。「設立当初からのスタッフは単なる部下ではない。同じ目標に向かう同志である。もちろん対等ではない側面もある。ヒトは一人では何もできないが、それぞれには役割がある。理解のできる約40名(3割)近くに思いを伝えれば、そのように行動してくれる。そうすることで全従業員スタッフ約120名(生産組合を含む)が大きく変わる。」

ここでは、理事長、施設長、スタッフ等が夢を共有し、そして現状を把握し、それぞれの役割を果たすことのできる環境がつくられている。単なる危機意識の醸成によって、ヒトを動かすのではなく、自主性を引き出し、それに対ししっかりと評価することで、ヒトが活かされている。

(2) プロデューサーとしてのリーダーの役割

スタッフは理事長について、次のように語ってくれた。「理事長の人間性が好き」「青年のような感性を持っている」「自分の夢を実現していく、理想的なリーダー」。一方で理事長は、「それぞれに役割を与えることが重要」「自主性を重んじることが大切」「まず自分で考え、行動する、分からない時はリーダーに問えばよい」「リーダーはスタッフの失敗の責任をとる。しかし、実際には、まわりはそうさせまいと一生懸命に頑張る」と語ってくれた

これらの言葉の中には、リーダーのプロデューサー (演出家) としての役割を示唆する、極めて重要なキーワードを見い出すことができる。つまり、夢や将来の方向性を語り共有し、透明性の高い組織運営を行い、それぞれに役割を与え、自分で考えさせ、それでも分からない時は一緒に考え、失敗した時には、リーダーが責任をとるということである。

仕事を任されたスタッフの中には、残業することも楽しいと感じる者もいる。それが、 結果として障がい者にも伝播し、障がい者の作業効率も高まった。

理事長は自らの収入も公開している。例えば、障害者自立支援法の施行等により経営が厳しくなった時などは、率先して報酬を大幅にカットし、その上で、スタッフや障がい者の賃金を見直した。

このような姿勢、実践の積み重ねが、スタッフとの深い信頼関係を築き、結果として、スタッフの組織への強い忠誠心へとつながっていった。それが障がい者を含めた着実な組織の維持・発展に結びついていった。個人の力ではなく、ひとり一人の力を引き出し、時間をかけながらも結実させ、こうした体制・事業が成立してきた。遠い星ではない、身近な手の届く可能性の高いモデルいえよう。

(濱田 健司)

社会福祉法人、特例子会社等の農業分野への進出の現状と課題

(多様な主体との連携による農村地域の再生に関する平成23年度研究成果報告)

農林水産政策研究所農福連携チーム

1. 目的

社会福祉法人、NP0法人、特例子会社等が農業関係者と連携し、農業分野及び農業関連分野における障害者 ⁽¹⁾ の就労に向けた取組を展開している。本研究では、こうした取組の実態と課題を分析・整理し、併せて農村の維持・再生に対して期待できる効果について考察する。

2. 方法

農業分野及び農業関連分野における障害者就労に関する情報(既存研究成果、統計、アンケート調査結果等)を整理・分析するとともに、典型的な事例の実態調査を行い、取組のタイプ別に比較分析を行うことで、それぞれの取組が抱える課題、農村の維持・再生に対して期待できる効果を明らかにする。

3.23年度成果の概要

(1) 農業分野における障害者の就労形態と研究対象

主に社会福祉法人、NPO等の先進的な取組事例の 実態調査を行ったが、23年度は、アンケート調 査結果に基づく障害者福祉施設全般の取組状況 と課題について整理した。

あわせて、近年、農業分野に進出している特例子会社の実態について調査・分析を行い、取組の特徴、社会福祉法人等による取組との違い、

特例子会社の農業分野への進出の強みと課題、 今後の取り組み方向、今後期待できる農村の維持・再生への効果について明らかにした。

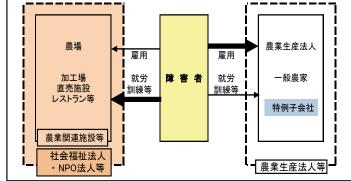


図1 農業分野における障害者就労

(2) 障害者福祉施設における農業分野の取組と課題ーアンケート分析ー

障害者福祉施設(社会福祉法人・NPO法人等)において様々な形で農業活動が取り組まれている実態について、事例レベルの紹介は比較的されているが、そうした施設における全体的な状況の把握は十分には行われていない。そこで障害者福祉施設の全国組織である「きょうされん」が実施した「障害者の農業活動に関するアンケート」結果を入手し、かかる農業活動の実態を把握することにした。

同アンケートは、「きょうされん」全事業所(1,553)を対象に、平成22年11月~翌2月に行われ、回答事業所数は692、うち有効回答数682(有効回答率44%)であり、このアンケートは、農業活動を収益活動と位置づけていない事業所や農業に取り組んでいない事業所をも含めて、広く実態を把握している点が特徴である。

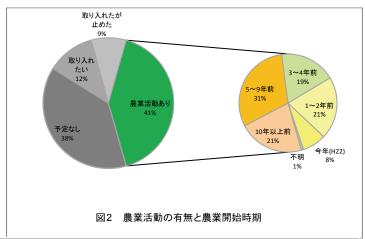
1)農業の取組状況

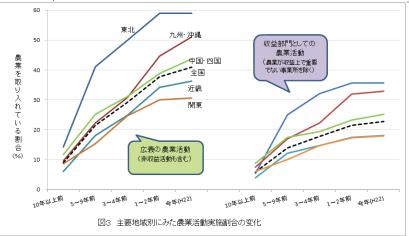
図2に示したように、回答事業所のうち「農業活動を実施している」事業所が41%あり、「取り入れたが止めた」が9%、「今後取り入れたい」が12%、「今後とも予定なし」が38%となっている。農業活動を取り入れている事業所の割合は、比較的高いという実態が示された。

また、農業の開始年次に注目すると、その47 %までが、4年前から調査時点(平成22年)ま

でに取り組んでいることから、農業の 取組は、比較的新しい動きと捉えるこ とができる。

さらに、農業に取り組んでいる事業所の割合について、地域ブロック別にみると(図3)、10年以上前では各地域とも10%程度であったものが、調査時点では東北が60%程度、九州・沖縄が50%強にまで増加している。これに対して、近畿、関東では30%台にとどまっており、大きな地域差があることがわかる。





また、収益部門としての農業活動(収益事業として農業が非重要とした事業所を除いて集計)も、 農業活動を実施している作業所の56%を占めており(回答事業所の23%)、地域ブロック別にみると、 東北、九州・沖縄では回答事業所の30%を超える割合にまで増加している。

2)農業活動の内容と農業を実施する理由

農業活動を行っている事業所について、農業開始年次別および収益上の位置づけ別に、活動の内容と農業を実施する理由を示した(表1)。作業内容については、「収穫農産物の販売」、「収穫農産物の加工・調理」、「機械作業」といった作業は、農業開始時期が古いほど、また、収益上の位置づけが大きいほど、実施割合が高くなっている。一方で、農業実施の理由は、開始時期が古いほど「健康・精神に好ましい」が多く、逆に「経済情勢で作業減少」は近年になるほど多くなっている。また、「借りられる農地の増加」は平成22年になって急増していることがわかる。

以上のように、農業開始年次が古い事業所ほど、農業の収益事業としての位置づけが高くなる傾向があり、近年になって農業を開始した事業所についても、農業実施の理由からみて、非農業部門の作業が減少する中で、農業へ取組が強化されている実態がみてとれる。

		χ· ₂ χη.	X 47 1 1 1 C	2000		(A)(N)	>(7)	Фил н к г	<u> </u>		
		## # ##		実施してい	いる農作業		農業実施の理由				
		農業実施 事業所数	植付け、収穫 等	機械作業	収穫農産物 の販売	収穫農産物 の加工・調理	健康・精神に 好ましい	経済情勢で 作業減少	農家等の支 援あり	借りられる 農地の増加	
4	全事業所	281	74.7	19.6	51.2	31.7	62.6	19.6	19.2	20.3	
	10年以上前	61	72.1	27.9	63.9	37.7	67.2	6.6	26.2	26.2	
農業開	5~9年前	86	77.9	22.1	60.5	36.0	67.4	20.9	23.3	26.7	
_辰 未用 始時期	3~4年前	52	75.0	15.4	44.2	36.5	59.6	23.1	15.4	13.5	
70 1-1 791	1~2年前	58	79.3	17.2	43.1	19.0	58.6	25.9	12.1	10.3	
	今年(H22)	22	54.5	4.5	18.2	22.7	50.0	27.3	9.1	22.7	
収益上	最大	39	71.8	30.8	61.5	48.7	61.5	12.8	28.2	46.2	
の位置	副次	117	75.2	26.5	59.8	37.6	61.5	28.2	18.8	19.7	
づけ	非重要	125	75.2	9.6	40.0	20.8	64.0	13.6	16.8	12.8	

表1 農作業の内容と農業実施理由 -農業実施事業所に対する割合(%)-

なお、「今後(農業を)取り入れたい」事業所は12%(81事業所)あるが、その理由として「経済情勢で作業減少」をあげている割合は24%と比較的高くなっている。

3) 農業活動を止めた理由、今後も行わない理由

事業所が農業活動を止めた理由および今後も行わない理由について、表2に示した。

農業活動を止めた理由は、「(農業の)専門スタッフ確保困難」(49%)、「(農業の)知識・技術がない」(39%)、「本人や家族の意思」(31%)、「土地がない」(29%)をあげる事業所の割合が高くなっている。また、「その他」(48%、内容については記述回答)をあげる事業所が多く、このうち、「職員の負担」が最も多く、これに上の「専門スタッフ確保困難」をあげている事業所とを合わせると66%となる。このため、農業活動を止めた理由の大半は、スタッフの確保・負担となっていることがわかる。

次に、今後とも農業活動の予定がないとしている事業所について、その理由をみると、「土地がない」(57%)、「知識・技術がない」(38%)、「専門スタッフ確保困難」(36%)、「考えたことない」(36%)の順に割合が多くなっている。

このうち「考えたことがない」とした事業所の70%までが、三大都市圏(南関東、東海、近畿)に 所在しており、農業を行う条件が整っていないことなどが「考えたことがない」理由と考えられるこ とから、「考えたことがない」と回答した事業所を除いて、農業を止めた理由、農業を(今後とも) 行わない理由を集計してみたところ、農業を行わない理由は、「土地がない」64%、「知識・技術がない」(47%)、「専門スタッフ確保困難」(46%)となっている。

今後、農村部では農業者の減少と高齢化が進む中で耕作されない農地が増加していること、2009年度に農地法が改正されたことから、障害者福祉施設が農地を借り入れることは比較的容易になるため、「土地がない」という問題が解消されて、農業分野に進出する施設が増加すると見込まれる中で、「知識・技術がない」、「専門スタッフが確保できない」といった課題への対応が重要になっていくと考えられる。

-					_		,			
		事業所数	土地がない	知識・技術がない	専門スタッフ が確保できな い	資金がない	本人や家族 がやりたがら ない	協力農家 がない	考えたこと がない	その他
	農業を止めた	59	28.8	39.0	49.2	3.4	30.5	15.3	_	47.5
	農業予定なし	261	56.7	38.3	36.0	19.9	18.8	12.6	36.0	24.5
	「考えたことがない」 を除く	167	64.1	46.7	45.5	23.4	24.0	15.0	_	32.3

表2 農業を止めた理由、農業を(今後とも)行わない理由

4) 小括

以上みてきたように、回答事業所の41%が農業活動を実施しており、さらに、農業活動を実施している作業所の56%が収益部門としての農業活動を実施していた。都市部に立地する事業所が調査対象に数多く含まれていることも踏まえれば、農村地域に立地する事業所の多くが農業分野に進出している実態が、今回、明らかになった。

また、農業活動を実施している事業所の数は、近年、特に増加しており、今後、農業活動を取り入れたいという事業所が12%あることや、障害者福祉施設が農地を借り入れることが比較的容易になっていくとみられること等も踏まえれば、農業分野に進出する障害者福祉施設は、今後も着実に増加するものと見込まれる。

そうした中で、農業に関する知識や技術の取得、農業を行える専門スタッフの確保といった課題に対応するため、障害者福祉施設と地域の農業者との連携及びそうした連携構築に向けた支援がこれまで以上に求められると考えられる。

(3)特例子会社の農業分野への進出の実態と特徴

1)研究課題の背景・位置づけ

1976年に障害者雇用が義務化されたが⁽²⁾、法定雇用率1.8%を達成する企業の増加率が伸び悩んだことから、特例子会社制度が法制化(1987年)され、これに伴い、特例子会社設立による障害者雇用が増加してきた(2011年6月時点の特例子会社数は318社)。特例子会社は障害者の雇用環境を整備するなど一定の要件を満たし認定された会社で、雇用した障害者が親会社の障害者雇用の実績としてカウントされる。近年、障害者雇用の主役が中小企業から大企業にシフトしつつあるが、その背景として、この特例子会社の増加がある⁽³⁾。しかしながら、今なお、法定雇用率を達成する企業は半数弱(2011年6月現在45%)を占めるに過ぎない。

こうした中で、農業・食品関連分野の事業を実施している特例子会社数は2011年6月時点で60社程度(全特例子会社の2割弱)となっている。特例子会社の農業分野への進出は、社会福祉法人等よりも日が浅いものの、障害者が行える工業の下請作業等が減少し続けている中で、法定雇用率が引き上げられる動きがあること、農村における過疎化・高齢化を背景に農地の引き受け手を求める動きが増加すると考えられること等から、今後、特例子会社の農業分野への進出を後押しする環境が整いつつある。

このような状況を踏まえ、特例子会社の農業分野への進出状況について既存資料を整理・分析するとともに、農業活動を本格実施している代表事例について調査・分析を行い、かかる全体的な状況を俯瞰した上で、社会福祉法人の農業分野への進出との比較分析等を行うことで⁽⁴⁾、特例子会社特有の課題について明らかにするとともに、特例子会社の農業分野への進出の将来的な可能性について考察する。

2) 特例子会社の全体動向と農業分野の位置づけ

表3に示したように、特例子会社は1990年代までは、作業内容としては製造業が中心で、身体障害者の雇用が多かったが、2000年以降ではサービス業のウェイトが上昇するとともに、知的障害者および精神障害者の雇用が増加している。身体障害者と比較して知的障害者、精神障害者の雇用者数は少なく、特例子会社はそうした雇用の受け皿としての役割を果たしつつある。ただし、なおもって障害者雇用の職域開拓が十分に進んだと言える状況にはない。

そうした中で、農業分野の事業を実施している特例子会社は、親会社の業種は様々であるが、知的 障害者、精神障害者の雇用割合が際だって高いのが特徴である(**表**4)。

また、2008年以降に認定された特例子会社での実態調査(政策研)によれば、農業に重点を置いた 特例子会社が新規に設立される傾向にあり(従来は他の作業とあわせて農業活動を行う子会社も多か ったとみられる)、あわせて、最近年に農業に参入している特例子会社では、独自の農産物販売活動 を行っている企業が多いという特徴が見いださせる(農業を行っていない子会社も含め、従来は親会 社からの受注に依存した販売対応が主流であった)。

				特例子:	会社数		障害者			障害種	種類別・雇	用者割台	}(%)		
			作業内谷(復級回答)		作業内谷(復数四各) 雇用数			身体					J		
			計	製造業	サービ ス業	その他	(実数)	計	小計	視覚	聴覚	肢体	内部	知的	精神
計			86	49	61	38	2,822	100.0	55.1	2.0	12.9	31.7	8.2	40.1	4.8
	⇒ 77	1989年以前	9	9	6	3	471	100.0	89.4	1.9	11.0	52.7	23.8	10.2	0.4
	認定	1990~1999	28	22	18	16	846	100.0	56.4	2.1	16.4	32.9	5.0	43.3	0.4
	年	2000~2004	27	12	22	10	1,005	100.0	46.2	1.7	11.6	25.8	6.2	44.7	9.2
次业1,	Ĺ	2005~2010	22	6	15 ジフェ(京:	9	500	100.0	38.8	2.6	11.2	21.8	3.2		7.6

表3 特例子会社における作業内容と障害者の雇用状況の変化

資料:「障害者雇用事例リファレンスサービス」(高齢・障害者雇用支援機構、http://www.ref.jeed.or.jp/)に掲載された特例子会社86社 (2002~2010年調査)のデータに基づき作成.

注. それぞれデータは調査時(2002~2010年)のものを集計. 作業内容のうち「その他」は農・林・漁業、建設業、情報通信業、運輸・物流業、金融・保健業、飲食・宿泊業、医療・福祉業、電気・ガス・水道・熱供給業の合計.

表4 農業を行っている特例子会社の特徴

		一一		#+ 📥			雇用者害	引合(%)			特定子会社の内容					
区分	調査元	調査 方法 等	年次	特定子会社	障害者 雇用数		障	害種類別	列	親会社	作業内容	販売額に占め る親会社から				
				認定年			身体	知的	精神	業種	(★:農業、▲:緑化)	の受注割合(%)				
特例子会 社の全体	(社)全国重度障	アンケート	2003	-	2,357	100.0	66.4	33.1	0.5	サーロ人来の社、	_	90%以上が				
状況	害者雇用事業 所協会	(134社)	2008		4,300	100.0	59.2	37.6	3.2	製造業42社		108社(81%)				
			2006	2001	11	100.0	0.0	100.0	0.0	外食	クリーニング、リサイクル、洗剤充填、★花卉 栽培、等	大半 (花卉等一部 は市販)				
	高齢障害者雇 用機構	個別 ヒヤリン グ	2004	2003	33	100.0	0.0	51.5	48.5	電力	印刷、商事(ノベルティ包装等)、★園芸、・メールサービス等	大半				
			2004	1999	126	100.0	37.3	62.7	0.0	テーマパーク	クリーニング、情報処理、マッサージ、理容、 ★▲花卉栽培	大半				
農業実施			2004	1998	※ 13	100.0	0.0	100.0	0.0	製造(電機)	★花卉・苗栽培、観葉植物レンタル、▲ 花壇管理、有機肥料・堆肥等	(市販中心)				
特例子会 社								2009	16	100.0	18.8	50.0	31.3	住宅販売	★野菜栽培、印刷、等	大半 (野菜は独自 販路を拡大中)
		個別	0011	2008	8	100.0	0.0	87.5	12.5	(义具•事務用品)	★野菜(水耕)栽培	10%以下				
	農林水産政策 研究所	ヒヤリン グ	2011~ 2012	2011	12	100.0	0.0	58.3	41.7	製造 (農業機械)	★野菜(水耕)栽培	10%以下				
				2011	26	100.0	61.5	26.9	11.5	物流	★野菜(水耕)・キノコ(菌床)栽培	0%				
				2010	※ 14	100.0	0.0	71.4	28.6	IT情報	★農作業請負	10%以下				

資料: それぞれ①は高齢・障害者雇用支援機構(2009)『特例子会社の設立、運営等に関する調査研究』、②は「障害者雇用事例リファレンスサービス」(高齢・障害者雇用支援機構、 http://www.ref.jeed.or.jp/)、③は農林水産政策研究所調査に基づき、会社HP等による追加情報を加えて作成。

3) 個別事例にみる農業活動の特徴

(ア)調査対象事例

今回、農業を経営の中心に据えている特例子会社の中から、できるだけ多様な経営形態の企業を抽 出することとし、露地野菜と施設園芸を経営している1社、水耕栽培を経営している2社、水耕栽培 +特用林産物栽培+農産物加工という多角経営を行いつつある1社、地域の農家から農繁期等の農作 業の請負を行っている1社を選出し、これら5社に対して現地実態調査を行い分析した。

① タマアグリ株式会社(タマホーム)

<露地野菜+施設園芸>

② ハートランド株式会社(コクヨ)

<水耕栽培>

③ クボタサンベジファーム株式会社(クボタ)

< " >

- ④ 株式会社センコースクールファーム鳥取(センコー)<水耕栽培+特用林産物+農産物加工>
- ⑤ 株式会社ひなり (伊藤忠テクノソリューションズ) <農作業請負>

(イ) 調査対象事例の特徴

今回の調査対象企業は、いずれも親会社は従業員数が3,000人を超える大企業であり、農業を行っ ている特例子会社の設立は一番古いところで2008年と、設立されたばかりの企業が多くなっている (各社の概容は、参考表を参照)。

i)雇用されている障害者とその他職員

雇用されている障害者の数については、8人から26人と幅がある(表5)。障害の種類別では、4 社で知的障害者の割合が一番高く(④のみ身体障害者が一番多い)、①、③、⑤の3社は精神障害者 の割合もそれぞれ31%、42%、29%と高くなっている(残りの2社も10%を超えている)。また、② は精神障害者は1人(8人中)のみであるが、障害者全体のリーダー的な役割を期待されている。今 回、雇用されている障害者の障害の程度を示す等級、度数についてまで調査を行っていないため、定 量的には示せないものの、各社に対する調査結果を踏まえると、少なくとも農業分野に進出した特例 子会社では、自力で通勤し、最低賃金に見合った作業を行える比較的障害の軽い人が比較的数多く雇 用されている状況にある。なお、雇用する障害者を公募しているケースでは、高い応募倍率(ハロー ワークが適性のある者に絞り込んでなお、2倍、4倍という企業があった)となっており、潜在的に

注. 雇用者数の%は農業専門事業所の雇用数(当該子会社全体の数値ではない).

は、まだこうした農業分野に進出した特例子会社で働ける障害者が地域にかなりいるものと見込まれる。

一方、雇用した障害者を管理する職員については、いずれの企業も $4\sim6$ 人の規模であり、障害者の雇用者数に比べてかなり少なくなっている。③は障害者枠の雇用者12人を管理する職員が社長のほか 3人いるが、いずれも障害者の管理の経験がある身体障害者が担当している点が、④は障害者をサポートする高齢者を11人雇用している点が、それぞれ特徴的である。

表5 調査対象特例子会社における障害種類別にみた障害者雇用数、その他従業員数

	障害者	雇用数							その他従業員数
			障害	種類	頁別 層	星 用 者	数 (割合)	
			身体	障害	知的]障害	精神	障害	
タマアグリ ①	16	(100.0)	3	(18.8)	8	(50.0)	5	(31.3)	6
ハートランド ②	8	(100.0)	0	(0.0)	7	(87.5)	1	(12.5)	5
クボタサンベジ ファーム ③	12	(100.0)	0	(0.0)	7	(58.3)	5	(41.7)	4(うち身体障害3)
センコースクール ファーム鳥取 ④	26	(100.0)	16	(61.5)	7	(26.9)	3	(11.5)	14(うち高齢者11)
ひなり 浜松事業所 ⑤	14	(100.0)	0	(0.0)	10	(71.4)	4	(28.6)	5

資料:農林水産政策研究所調査(2011~2012年)により作成

ii)生産した農産物の販売先

親会社が大企業であることもあって、生産した農産物の販路を独自に開拓している例が多い。①は当初JAへの出荷が大半を占めていたが、その後、近隣の食品流通・加工企業との契約栽培が5割を占める状況となっている(表6)。②、③も食品スーパーへの直接販売が中心であり、④も卸売市場の荷受け組合との契約販売が中心である(⑤は、自ら農産物を生産していない)。また、販路として、親会社グループの食堂やPR商品、ノベルティグッズに活用している例は多く、①、②、③のほか、⑤も自ら農産物を生産していないが、作業を受託している農家の農産物を親会社グループ内のノベルティグッズ等で活用している。また、収支改善のために、各社とも今後販売の拡大が計画されているが、その中で、地域の社会福祉法人や農家と連携して共同出荷に取り組んだり(②)、取り組む予定の事例(④)も見られる。

表6 調査対象特例子会社における農産物の販売先

	事業開始当初の販売先	現在の販売先	今後の販売拡大の取組
タマアグリ ①	農協を通じた出荷が大半	流通業者(契約販売)5割、卸売市場2割、直売 所・学校給食2割、農協1割	廃棄部分の加工とそのネット販売、親会 社のPR商品としての販売
ハートランド ②	営業畑出身の社長が量販店 対応の経験を活かせて販売 先を開拓	貨店、生協、親会社社員食堂向け(以上契約	スーパーチェーンとの更なる取引拡大 (自社だけでは不足する出荷量は社会 福祉法人との連携で対応)
クボタサンベジ ファーム ③	(2011年から販売開始)	スーパーチェーンの店舗向け中心。 やき肉 チェーン、親会社社員食堂(契約販売等)	宅配便による取り寄せ販売を計画。親会 社の買取増加も期待
センコースクール ファーム鳥取 ④	水耕設備販売会社への委託	地方市場の荷受会社が中心。一部地元ホテル にも出荷(契約販売)	荷受会社の取引拡大要望を受けた社会 福祉法人等との野菜生産委託契約
ひなり 浜松事業所 ⑤	_		将来も販売予定なし(ただし、作業請負 先の農家の販路拡大には取り組む)

資料:農林水産政策研究所調査(2011~2012年)により作成

iii)親会社、行政からの支援

初期の投資資金や運転資金については、親会社の拠出や融資で賄っている企業がほとんどであり、前述のように、雇用した障害者の管理を行う職員等の給与についても一部もしくは全額親会社が負担しているところが多い(表 7)。他方で、親会社には法定雇用率を満たせない場合の障害者雇用納付金の削減(法定雇用率を上回っている場合には調整金を受給)、会社のCSR活動としての企業イメージの向上等のメリットがあり、お互いに相互依存関係にある企業がほとんどである。

また、社会福祉法人とは異なり福祉サイドからの資金面での支援を受けられないものの、労働サイドからの雇用関係の補助金を受け取る事例(③、④)、農業生産法人化して農業サイドの補助金や融資を受ける事例(②)もみられる。また、障害者の扱いで、ジョブコーチの支援を受けている事例は多く(①、④、⑤)、農業分野以外の業務を行う特例子会社を別途持っている事例(②、③)では、障害者の扱いについて、その特例子会社が蓄積しているノウハウが活用されている。

他方、農業の情報や技術面では、農業普及員からの支援を受けている事例(①)もあるが、①も含めて多くの企業が、雇用した農業技術者、先行企業、水耕栽培のソフト面もパッケージにした施設販売企業からの支援を活用していた。

				* -	
	タマアグリ ①	ハートランド ②	クボタサンベジ ファーム ③	センコースクール ファーム鳥取 ④	ひなり 浜松事業所 ⑤
親会 社内融資(運転資金等)	0	0	0	0	0
社から の支 商品等買い上げ	〇 催事配布物(米、野菜等)	○ 一部が親会社食堂へ	○ 親会社・社員食堂 (売上の10%未満)	×	_ (販売なし)
援等 出向者等の人件費補助	X	○(一部)	○(一部)	○(一部)	○(全額)
	納付金削減、外部委託費削減、社会貢献	社会貢献	社会貢献	社会貢献	法定雇用率達成、社会貢献

表7 親会社からの支援、親会社のメリット

資料:農林水産政策研究所調査(2011~2012年)および既存調査報告書等により作成。

iv)今後の事業展開

農業分野に進出した特例子会社では、収支を黒字化できていない企業が多い。このため、収益拡大のための様々な取組が行われている。

具体的には、表 6 にあるような生産した農産物の販売拡大のほか、①では、農閑期を活用した他部門(名刺等の印刷)の導入・拡大、周囲の農家の農産物の買入・販売、農産加工・直売が計画されている。②では、福祉施設からの野菜の買入・販売、③では、低農薬栽培による差別化と作業実習を通じた社会福祉法人との連携が既に着手されている。また、④では、地域の農家に野菜の生産やタケノコの収穫を委託し、それを加工する事業が計画されており、⑤では、複数の農家との連携による周年での業務の確保、作業を受託している農家の販売支援等が計画されている。

現在は、親会社との関係は密接であるものの、地域では比較的独立性が高い事業展開を行っている企業が多いが、以上のように収益拡大のため地域の農家、社会福祉法人、農業関連企業との連携を強化しようとしている企業も多く、今後、こうした有機的な結びつきが広がり、人的な交流、地域の農産物の販売、雇用等の増加に結びついていけば、地域の経済社会の維持・再生にも貢献していくことが期待できる状況となっている。

4) 農業分野に進出した社会福祉法人と特例子会社の比較分析結果

(ア) 特例子会社の農業分野への進出の特徴

社会福祉法人と特例子会社の農業分野への進出では、以下のように共通点もあるが、違いも見られる。このため、今後の展開方向、克服すべき課題も異なってくる。

- ① 両者とも農業の技術や情報面での支援を必要としている。ただし、社会福祉法人は、農業技術の面で、近隣農家から無償、もしくは限りなく無償に近い形で支援を受けているケースが多いが、特例子会社では、農業技術のある者を雇用したり、ノウハウを持っている企業から有償で得ているケースが多く、コスト面では違いがある。
- ② 障害者対応が専門の社会福祉法人に対して、特例子会社の場合には、親会社から役員、従業員が派遣されてくることも多く、派遣当初や幹部の人事異動時に、障害者への理解、対応の面で困難を抱えることが考えられる。
- ③ 社会福祉法人では、福祉サイドの資金面での支援を活用でき、助成金への依存度が高い。これに対して、特例子会社は、福祉サイドの支援を受けることは少ないが、親会社からの資金等の支援が期待できる。

- ④ 社会福祉法人では、職員の給与は福祉サイドからの助成金で賄われるため、障害者に対して比較的手厚い職員の配置ができるが、特例子会社では、職員の給与は会社の収益もしくは親会社の負担で賄う必要があるので、障害者に対して社会福祉法人のような手厚い職員の配置はできない (5)。
- ⑤ 社会福祉法人では、農業への取り組みで十分な収益を上げられず、工賃の引き上げを課題としている法人が多いのに対して、特例子会社では、収益のいかんに関わらず雇用されている障害者に最低賃金が保障されている (6)。
- ⑥ 農業分野においては知的障害者のシェアが高い点は、社会福祉法人、特例子会社で共通している。ただし、社会福祉法人では精神障害者のシェアが1割強であるのに対して (7) 、特例子会社では、そのシェアが3割、4割を占める企業もある(特例子会社では、職員を数多く雇用できないため、知的障害者への指導役を期待して雇用する例がみられる)。
- ① 社会福祉法人では、他の作業から農作業へ徐々にシフトさせることで障害者の人数や能力に合わせた作業を実現している事例が多かったが、特例子会社では、最初に雇用する障害者の人数を決めて事業を開始したため、設立当初に、その人数と能力に見合った生産体制をすぐには実現できず苦労している事例もみられる。
- ⑧ 自ら農産物を生産している社会福祉法人、特例子会社共に、販路の確保で苦労している例が多い。この点は、一年に十数作以上の生産が可能な水耕栽培でより顕著な課題となっている。他方で、販路の確保や拡大については、親会社グループの営業ノウハウ、人的コネクション等を活用できる特例子会社の方が、社会福祉法人に比べて、より積極的な展開を見せている事例が多い。
- ⑨ 長らく地域に立地していることの多い社会福祉法人の農業分野への進出では、地域社会や周囲の農家との結びつきが強い事例が多かったが ⁽⁸⁾ 、特例子会社の場合は、その歴史が浅いこともあり、親会社グループとの結びつきは強いものの、地域社会では独立性が高い事例が多い。ただし、前述のように、農作業の請負を行っている企業では地域の農家との深い結びつきが構築されつつあり、地域の農家や社会福祉法人との連携を始めたり計画している企業も出て来ている。
- ⑩ 社会福祉法人では露地野菜等の土地利用型農業を行っている事例が多く見られるが、特例子会社では施設型農業が圧倒的に多い。この点は、農地法上の扱いの違いも要因の一つとして考えられる。社会福祉法人の農地取得については、従来より農地法の例外措置として認められてきたが、平成21年の農地法の改正により、特例子会社についても農地を借り入れることができるようになった。このため、今後は、社会福祉法人だけでなく、特例子会社においても土地利用型農業への参入が期待されるところである。

(イ) 特例子会社が農業分野へ進出する場合の強み

今回の分析からは、特例子会社が農業分野へ進出する場合の強みとしては以下の点が明らかになった。

- ① 親会社グループから資金が出されているケースが多く、収支の赤字補填、初期投資への資金供 与等で、それが活用されており、経営が安定するまでの間の資金繰りが容易である。
- ② 親会社グループの営業ノウハウ、人的なコネクション等を生産された農産物の販売促進、販路 拡大の局面で活用が可能である。
- ③ 農産物の販路として親会社グループの社員、社員食堂、ノベルティグッズ等が期待できる。
- ④ 親会社グループの信用力を背景に、企業側が必要としている能力を持っている人材の確保が容易である。

(ウ) 特例子会社の農業分野への進出における課題

さらに、今回の分析結果からは、農業分野への進出において、社会福祉法人とは異なる特例子会 社特有の課題として以下の点が明らかになった。

① i) 社会福祉法人のように福祉サイドからの資金面での支援がなく、また、農業サイドからの支援を受けるには農業生産法人や認定農業者になる必要があるため、あまり支援を受けている事

例がないこと、ii) 障害者の作業能力の差にかかわらず、全員に最低賃金以上の賃金を支払う必要があること、iii) 障害者の人数と能力に見合った生産体制を構築できていないこと、iv) 障害者への指導や労務管理のための一般職員の雇用も必要であること等から、収支をまだ黒字化できていない企業が多い。

このため、収支の赤字相当額を親会社グループからの資金援助で補填している企業が多く、親 会社グループから独立採算を求められている企業もある。

- ② 新たに農業分野に進出する際に、特例子会社の一般職員に農業技術に関する知識がないのは、 社会福祉法人と同様である。ただし、前述のように支援にコストがかかり、生産技術が不十分な ケースでは、収量や品質が向上せず、それらが収支改善の阻害要因になっている。
- ③ 自ら農産物を生産している特例子会社では、生産活動が本格化するにつれて、それに見合った 販路の確保で苦労している例が多い。この点は、水耕栽培でより顕著にみられる。
- ④ 特例子会社の幹部が障害者とは関係の希薄なセクションで働いていたようなケースでは、会社 設立当初に障害への理解や障害者の扱いで困難を抱えるケースがみられる。

5) 今後の取り組み方向

特例子会社の農業分野への進出は、まだ歴史も浅く、過渡期と言える状況にあり、特例子会社特有の課題も多いが、今後の取り組み方向として以下が考えられる。

- ① 水耕栽培、施設園芸作における障害者の人数と能力に見合った作業と販路の確保。露地野菜作、 農作業請負における作業の平準化と農閑期の収益向上のための複合部門、多角部門の導入等
- ② 人材や販路確保の面での親会社グループとの無理のない連携、相互依存関係の構築
- ③ 農家や社会福祉法人と連携した生産・販売の拡大、農業技術の習得、障害への理解とそれを踏まえた障害者への指導

これらを実現し、赤字の状況から脱却する特例子会社が増えてくれば、社会福祉法人と同様に、特例子会社についても農業分野への進出を後押しする環境は整っているので、成功事例をモデルにして、農業分野に進出してくる特例子会社は増加する可能性がある。また、今回、調査対象とした企業は、いずれも既に地域の障害者も含めた雇用創出の面では貢献していたが、その多くが、今後、地域の農家や社会福祉法人等と有機的に結びつこうとしており、将来的には地域の経済社会の維持・再生に広く貢献していくことが期待できる状況にあった。

農業サイドとしても、このように農業の担い手となり、地域の経済社会への貢献が期待できる特例子会社については、社会福祉法人と同様に、農業に関する知識や技術の取得、農業を行える専門スタッフの確保、農家や社会福祉法人との連携のコーディネイトといった面で積極的に支援を行っていく必要がある。

注

- (1) 近年、「害」という字が不適切ということで「障がい者」、「障碍者」と記述するケースも見られるが、この件については、今まで意識していなかった負のイメージを逆に意識させる、意識過剰である等の意見も当事者にある。本報告では、このような賛否両論の状況も踏まえ、また、そうした書き換えを行ったとしても制度や固有名詞に関して「障害者」という表記を使わざるを得ない部分も散見されることから、混乱を避けるために「障害者」という表記で統一することとした。
- (2) 1976年に、障害者雇用促進法により、従業員の1.8%以上(法定雇用率)の障害者雇用が義務化されている。
- (3) 中島隆信 [6] pp. 203-205参照。
- (4) 社会福祉法人の農業分野への進出状況に関する分析結果については、農林水産政策研究所〔5〕を参照。
- (5) このため、社会福祉法人では、障害が比較的重い人も農作業に従事しているが、特例子会社では職員のサポートをあまり必要としない障害の比較的軽い人の割合が高い傾向。
- (6) 社会福祉法人では、最低賃金を大幅に下回る低い工賃(障害者の労働に対する報酬)しか支払えない事例が散 見される一方、特例子会社では、最低賃金が支払われているため、障害者にとっては生活のクオリティを上げる

- ことが可能である反面、最低賃金に見合う仕事ができる障害の比較的軽い人の割合が高い傾向。
- (7) 社会福祉法人の障害種類別の利用者の内訳については、農林水産政策研究所 [5] p.1、第1表を参照。
- (8)農林水産政策研究所〔5〕pp. 3-5を参照。

【引用・参考文献等】

- [1] 大阪障害者雇用支援ネットワーク(2008)『農業が作るふくし・ろうどう 農業分野における職域の可能性と展望』
- [2] 高齢・障害者雇用支援機構(2009)『特例子会社の設立、運営等に関する調査研究』
- [3] 濱田健司 (2010)「農村地域における農の福祉力を活かした新たな障がい者雇用ビジネスモデル」『共済総研レポート2010年8月号』
- 〔4〕厚生労働省(2011)「障害者の雇用・就労の現状と今後の展開について」
- [5] 農林水産政策研究所(2011)『農業分野における障害者就労と農村活性化-社会福祉法人、NPO法人、農業 生産法人の活動事例を中心に-』(農村活性化プロジェクト研究資料第3号)
- [6] 中島隆信 (2011) 『障害者の経済学 (増補改訂版)』 東洋経済新聞社
- [7] 高齢・障害者雇用支援機構(2012)「障害者雇用事例リファレンスサービス」(http://www.ref. jeed.or.jp/)

参考表 特例子会社の農業活動等の取組状況

		232	13773 五 12 0 2			
		露地野菜+施設園芸	水耒	#栽培	水耕栽培+特用林産 物+露地野菜	農作業請負
		タマアグリ ①	ハートランド ②	クボタサンベジ ファーム ③	センコースクール ファーム鳥取 ④	ひなり 浜松事業所 ⑤
	所在地	福岡県筑後市	大阪府泉南市	大阪府河南町	鳥取県湯梨浜町	静岡県浜松市
=	子会社認定 年月	2009年6月	2008年3月	2011年2月	2011年1月	2010年5月
	経過	法定雇用率達成および 社会貢献が目的	グループ内で2番目の 特例子会社(農業専門)	グループ内で2番目の 特例子会社(農業専門)	地域貢献、親会社事業の 鳥取県進出	農業専門の事業所 として設立
親会	会社(事業内容)	タマホーム (住宅建設・販売)	コクヨ (文房具製造)	クボタ (農業機械製造)	センコー (物流)	伊藤忠テクノソリューションズ (コンピューターネットワークシ ステム販売・保守)
	本社所在地	東京都港区	大阪市東成区	大阪市浪速区	大阪市北区·東京都港区	東京都千代田区
	従業員数	3,024	4,991	9,647	8,308	7,180
	障害者雇用率	1.8%未満	2.0%以上	2.0%以上	1.8%以上	1.8%以上
	立地条件	市街地に近接、 耕作放棄地あり	農業公園·施設団地 内	農業地域	廃校(小学校)利用	市街地と農地が混在
	社長の経歴	社外から (銀行退職後、地元商工 会勤務)	親会社から (営業部門、初代) (開発部門、2代目)	親会社から (総務部門)	親会社から (営業・企画部門)	親会社から (コンピュータ関連)
	資本金(万円) <全額 親会社>	4,000	100	1,000	1,000	3,000 (他事業所分を含む)
事業 規模	障害者雇用数 その他の従業員数 パート等(外数)	16 (うち農業11) 6 -	8 5 2	12 4 7(地元から雇用)	26 14(うち高齢者11) -	14 5 —
等	農地規模(a)	356	42	35	×	×
	農地権利取得	〇特定貸付	〇分譲買入 (農業生産法人)	〇借入 (農業生産法人)	× (廃校を借入)	×
	施設·機械等	ハウス21a、トラク ター、管理機等	水耕施設(1棟、28a)	水耕施設(1棟、25a)	水耕施設(6棟、20a)	選別作業所等
	農産物生産	野菜(ハウス、露地) (レタス、アスパラガス等)	水耕栽培 (サラダほうれんそう主	水耕栽培(野菜9種)	水耕栽培(野菜4種)、 菌床キノコ(2種)	× (農作業の請負のみ)
事業 内容	主な農産物販路	流通業者(契約販売)、卸売市場、農協	スーパー等 (契約販売)	スーパー等 (契約販売等)	地方市場の荷受会社 (契約販売)	×
יםיניו	農作業請負	×	×	×	実施予定	〇(6件の農家・法人)
	農業以外	印刷業	×	×	×	× (他事業所でマッサー ジ、清掃、洗濯等)
かしユ	社内融資(運転資金等)	0	0	<u>O</u>	0	0
社から の支	商品等買い上げ	〇 催事配布物(米、野菜等)	〇 一部が親会社食堂へ	親会社・社員食堂 (売上の10%未満)	×	ー (販売なし)
援等	出向者等の人件費補助		〇(一部)	〇(一部)	〇(一部)	○(全額)
	親会社のメリット	納付金削減、外部委託費削減、社会貢献	社会貢献	社会貢献	社会貢献	法定雇用率達成、社会貢献
	収支状況	事業拡大で赤字削減へ	黒字(経常収支)	赤字	事業拡大で赤字削減へ	親会社からの 持ち出しに依存
	事業拡大意向	拡大指向 (障害者雇用の拡大とそれ に見合った事業拡大)	拡大指向 (福祉施設と連携した 販売拡大)	病害発生があり、当面は施 設規模に見合った生産体制 の確立	拡大指向 (農家、加工業者、福祉施 設等と連携した事業拡大)	現状維持 (請負作業の需要は拡大傾向)
福	祉事業所との関係	福祉事業所等10組織による 支援者会議を毎月開催	福祉事業所の施設外就労	福祉事業所からの実習生受	福祉事業所と連携した生産・販売事業拡大を計画	制度利用により行政の紹介 で福祉事業所からジョブ コーチ派遣
	克克目標額(万円)	2,000 (野菜)		当面3,000、 将来的には5,000	6,000	障害者給与に見合う 作業量確保
容料	農林水產兩等研究所	周査(2011~2012年)およ	-71. 四万副本品生主生	/ LUAFET		

資料: 農林水産政策研究所調査(2011~2012年)および既存調査報告書等により作成。

おわりに

本研究資料では、これまで全体状況が不明であった障害者施設での農業活動の実態を把握するとともに、近年、急速に農業分野への進出を行っている特例子会社の取組実態を明らかにすることができたと考える。

障害者施設での農業活動については、きょうされんアンケート分析から、近年、障害者 施設での農業活動が活発化している実態とそこでの課題を整理した。

これまでも同種のアンケート調査 (1) による実態把握はあったが、これらは農業を実施 している施設のみを対象とし、必ずしもサンプル数が多い調査ではなかった。

これに対して、このアンケートの特徴は、簡易な調査により多くの施設から回答を収集しており、サンプル数が多いことから各種のクロス集計が可能であるとともに、農業を実施している施設のほか、農業を中止した施設や導入予定の施設を含めた分析を行うことができた。この点で、従来になかった幅広い観点で、農業活動の実態の把握が可能となったといえる。

このアンケート分析から、福祉施設ではかなり高い割合で農業活動が行われ、かつ、そ うした取組は近年において活発化している実態が明らかとなった。

既存研究成果とも照らし合わせると、古くから農業を実践している施設の一群があり、これらは長い取組の過程で、地域農業者を含む周辺の居住者、関係者から多くの支援を受けていると考えられる。これに対して、近年、農業活動を開始した多くの施設があることになるが、これらの施設の場合には、必ずしも地域の農業者等からの支援が十分でない状況にあるとみられる。

このため、特に、新規に農業活動を開始、あるいは開始しようとしている施設については、これらの活動が円滑に行わるような支援が重要となっており、かかる支援に向けた取組を検討していくことが求められているといえる。

一方で、特例子会社の実態については、一般企業が障害者雇用に特化した子会社を設立し、社会的な貢献を果たしているといった話題性をもっていることもあり、マスコミも含め多くの事例紹介⁽²⁾ がなされてきた。

しかしながら,近年,農業分野に特化した特例子会社の取組が増加している中で,かかる実態の把握については,これまで断片的な事例紹介にとどまっていたといえる。そうした点で,本報告書は,急増している農業分野での取組実態を把握し,そこでの問題を整理する上での情報を提供することができたと考えている。

特例子会社による農業参入は、一般企業による障害者雇用促進に向けて残された就労分野として農業が注目されていることを端的に示したものと理解できよう。これらの取組は、親会社からの支援を受けながら、一般企業が培った労務管理上の経験や販売上でのノウハウを生かすといった強みがあるものの、一方では障害者雇用の経験が必ずしも多くなく、かつ取り組んだことがない農業への参入といった側面があるため、やはり多くの困難を抱

えていることは否めない。こうした点で、特例子会社についても、地域の様々な主体との協力、連携が必要と考えられる。

この点にかかわって,一部の特例子会社では,地域の障害者施設や農業者との連携により,一層の事業拡大を指向している実態を紹介することができた。これらの点を含め,まだ歴史も浅く,過渡的な状況にある特例子会社の今後の展開に注目していく必要があるといえる。

さて、以上のような実態把握を踏まえ、今後、行うべき研究課題を提示することで本稿のむすびとしたい。福祉施設および特例子会社による農業活動が今後とも増加すると見込まれると考えられるが、これまでの実態把握は、どちらかといえば、それぞれの事例にそって、活動を点として捉えてきたきらいがあった。

上で示したような,多様な連携による取組が開始されていることから,今後はこうした, 広がりを持った面としての活動に注目していく必要があると考える。

福祉施設,特例子会社,農業者等が連携した取組が活発化する兆しをみせているなかで, 一部の県,市町村においては,これらの動きをさらに着実なものにするために,福祉および農業部局が協働して支援する取組を開始している。

そうした意味で,障害者の農業分野における就労活動は,新たな局面を迎えているとも 考えられ,かかる現状の把握と課題の整理が求められているといえる。

(香月 敏孝)

- 注(1)農村生活総合研究センター(2004),大阪障害者雇用支援ネットワーク(2009)があげられる。これらは、農業の取組実態や関係者の意向等について基調な情報を提供しており、きょうされんアンケート分析とあわせて参照されたい。
 - (2) まとまった事例紹介として、高齢・障害・求職者雇用支援機構「障害者雇用事例レファレンス サービス」等を参照されたい。

[引用·参考文献等]

- [1] 農村生活総合研究センター(2004) 『障害者の就労の場としての農業』,『生活研究レポート』61
- [2] 大阪障害者雇用支援ネットワーク(2009)『農業が作るふくし・ろうどう 社会福祉分野における農業』

ホームページ

[1] 高齢・障害・求職者雇用支援機構「障害者雇用事例レファレンスサービス」 http://www.ref.jeed.or.jp/

平成24年10月31日

印刷・発行

農村活性化プロジェクト 研究資料 第5号

農業分野における障害者就労と農村活性化 - 障害者施設における農業活動に関するアンケート集計結果 及び特例子会社の農業分野への進出の現状と課題について -

編集発行 農林水産省農林水産政策研究所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 電 話 東京(03)6737-9000 FAX 東京(03)6737-9600